

事業をおまもりする保険

日新火災

統合賠償責任保険





3新火災海上保険株式会社

●はじめに●

- ■本約款は、事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)の普通保険約款、特別約款および特約を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。
- ■ご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽に事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル: 0120-302-789) までお問い合わせください。

●特にご注意いただきたいこと●

- ■弊社は、ご契約締結後に保険証券または保険継続証を発行しております。ご契約後、1か月を経過しても保険証券または保険継続証が届かない場合は、お手数ですが事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789)へお問い合わせください。
- ■お手元の保険証券または保険継続証の記載内容について、お申込みいただいた内容と相違ないかご確認ください。万一、記載内容がお申込みいただいた内容と相違している場合は、直ちに事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789)までご連絡ください。
- ■ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項(告知事項)を正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。インターネット上の契約手続きサイトの画面に入力された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
- ■次の場合には、保険契約の自動継続を停止させていただきますので、事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789)まで必ずご連絡ください。なお、弊社が求めた場合には、告知事項の内容を確認できる資料(売上高を客観的に確認できる資料等)をご提出いただくことがあります。
 - ・ご契約者の直近の会計年度における年間売上高(*1)が1億円を超えることが判明した場合
 - ・主たる業種(*2)が変更となる場合
 - ・事業内容にご契約いただけない業種 (*3) が含まれることが 判明した場合
- ■万一事故にあわれたら、遅滞なく、弊社にご通知ください。

(※1) 年間売上高

保険契約継続時に把握可能な、直近の会計年度における 1年間の売上高(建設業の場合は完成工事高)をいいます。同一個人あるいは同一法人で複数の事業を営む場合は、そのすべての事業の年間売上高の合計額をいいます。年間売上高を確認する際には、損益計算書や、所得税青色申告決算書等の客観的資料をご確認ください。

(※2) 主たる業種

お客さまの年間売上高全体のうち、最も売上高の大き

い業種をいいます。なお、保険料は「主たる業種」によって決まりますが、補償範囲は「ご契約者が営むすべての事業」が対象になります。

(※3) ご契約いただけない業種 以下の行為または業務を行う業種をいいます。

- ア. 専門業務 (※4)
- イ. 産業廃棄物処理業
- ウ. スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、 ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、 スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登はんの運営、 指導、監督または引率
- エ. 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- オ. 発電事業者による石炭火力発電所の所有、使用または管理
- 力. 一般炭の炭鉱開発事業
- キ. 石油資源開発事業
- 国際人道法その他の条約または法令により使用を 規制されている兵器の製造

(※4) 専門業務

以下の業務をいいます。

- (a)医療関係の職業 (医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師)
- (b)はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復
- (c)カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為
- (d)エステティック等の身体の美容
- (e)弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師
- (f)飛行場のグランドハンドリング業務または航空管制業務

●代理店の役割●

■事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)について、原則として、取扱代理店は保険契約締結の媒介のみを行い、保険契約の締結および管理業務等は弊社が行います。ただし、ご契約の内容やお手続の種類等によっては、取扱代理店がこれらを行う場合があります。取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っており、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

損害保険契約者保護制度●

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金・解約返れい金 等のお支払が一定期間凍結されたり金額が削減される等、支障 が生じることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合 の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」 があり、下表の補償割合で保護されます。

<損害保険契約者保護機構による 事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)の補償内容>

| | 保険種類 | 補償割合 |
|-------------|--|---------------------------------------|
| | ・保険契約者が個人、 小規模法人または マンション管理組 合である保険 | 100% (破綻時から3か月までに発 生した事故による保険金) |
| 補償対象契約 | ・保険契約者が上記以外の方であっても、被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担する保険契約のうち、当該被保険者にかかる部分 | 80% (上記以外の保険金および 解約返れい金等) |
| 補償対象外 契約 | 上記以外の保険 | 損害保険契約者保護機構に よる保護はありません。 |

上記内容の詳細につきましては、事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789) にお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

- ●日新火災ホームページ https://www.nisshinfire.co.jp/
- ●損害保険契約者保護機構ホームページ https://www.sonpohogo.or.jp/

●お客さま情報の取扱い●

- ■弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社等に提供を行います。
- ■なお、保健医療などの特別な非公開情報(センシティブ情報)に ついては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保そ の他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。
- ■詳細につきましては、弊社ホームページ (https://www.nisshinfire.co.jp/)をご覧いただくか、 事業をおまもりする保険サポートデスク (フリーダイヤル: 0120-302-789)までお問い合わせください。

●弊社の連絡先●

■万一、事故にあわれた場合、ご契約内容に関するご質問や ご相談等がある場合、弊社へのご相談・苦情・お問合せが ある場合は、下記までご連絡ください。

| ご相談・ご照会内容 | 窓口 |
|---------------------|--|
| 事故のご連絡 | 日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-232-233 [受付時間: 24 時間・365 日] |
| ご契約内容に関するご質問やご相談など | 事業をおまもりする保険サポートデスクフリーダイヤル 0120-302-789 [受付時間:9:00~18:00(平日)、9:00~17:00(土日祝)、年末年始除く] |
| 弊社へのご相談・ 苦情・お問合せ | お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [受付時間:9:00~17:00 (平日)] |

●保険約款と保険証券(保険継続証)●

1. 保険約款とは

お客さまと保険会社の各々の権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたもので、「普通保険約款」、「特別約款」、「基本特約」および「特約」から構成されています。

(1) **「普通保険約款」**は

基本的な補償内容、保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めたもので、全契約に適用されます。

(2) 「特別約款」は

保険金をお支払いする事故を各基本特約で定める旨や、 事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)に共通する事項(保険契約の被保険者、保険金をお支払いしない場合など)について定めたものです。事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)では「統合賠償責任保険特別約款」が全契約に適用されます。

(3) 「基本特約」は

基本的な補償内容・範囲を詳細に定めたものです。以下の 基本特約の中で、保険証券の「ご契約された基本補償」に記 載された基本特約が適用されます。

- I. 施設業務特約
- Ⅱ. 生産物特約
- Ⅲ. 保管財物特約
- Ⅳ. 管理自動車特約
- V. 運送貨物特約

(4) 「特約」は

普通保険約款、特別約款、基本特約に定められた補償内容や契約条件を補充・変更・削除するもので、以下の2種類があります。

- ①ご契約内容により自動的にセットされる特約
- ②お客さまがご選択された補償プランに応じてセットされる特約特約の適用の有無は、保険証券に記載しております。

2. 保険証券(保険継続証)とは

保険証券(保険継続証)とは、保険契約について補償内容や補償する金額を定めた証となるものです。お客さまがご選択された補償プランに基づき定めた支払限度額、セットした特約等は保険証券(保険継続証)に表示されますので、ご契約内容に誤りがないか今一度ご確認ください。

●ご契約時にお知らせいただきたいこと●

ご契約者または被保険者には、ご契約締結時に、インターネット上の契約手続きサイトの画面等において、弊社が告知を求めた事項について正しくお申出いただく「告知義務」があります。告知義務の内容は普通保険約款、インターネット上の契約手続きサイト、重要事項説明書等に記載されていますので、ご確認ください。お申出いただいた内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、弊社が求めた場合には、告知事項の内容を確認できる資料(売上高を客観的に確認できる資料等)をご提出いただくことがあります。

●ご契約後にお知らせいただきたいこと●

ご契約締結後、移転等によるご連絡先・ご住所などの変更が発生した場合は、遅滞なく事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789) にご通知ください。ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせをご案内できないことがありますので、必ずご連絡ください。

●重大事由による解除●

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求に対して詐欺を 行った場合
- ③ ご契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。(③の場合で被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められない場合、および被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害を除きます。)

●解約のお手続●

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、弊社所定の方法により計算した返れい金をお支払いします。ご契約を解約される場合には、事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789)にお申出ください。解約の条件によっては、未払保険料をご請求させていただくことがあり、請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。なお、返還または請求される保険料は、保険料のお支払方法や解約の事由により異なります。詳細につきましては、事業をおまもりする保険サポートデスク(フリーダイヤル:0120-302-789)までご照会ください。

●ご契約の更新のお手続(自動継続)●

この保険は、ご契約者または弊社から特段の意思表示がない場合、1年ごとに同一の補償内容で自動的に契約が更新されます。 自動継続の対象となるご契約については、ご契約の満期日が近づいてまいりましたら、弊社よりご継続のご案内をお送りいたします。 なお、保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があ

なお、保険契約を継続する場合において、告知事項に変更があるときは、その変更内容を事業をおまもりする保険サポートデスク (フリーダイヤル: 0120-302-789) にご連絡いただく必要があります。ご連絡いただけなかったときは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、弊社が求めた場合には、告知事項の内容を確認できる資料(売上高を客観的に確認できる資料等) をご提出いただくことがあります。

●事故が発生した場合のお手続●

この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく、下記の日新火災事故受付センターにご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払が遅れることや保険金の一部がお支払いできないこと等がありますので、ご注意ください。

事故のご連絡・ご相談は

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル **0120-232-233**

[受付時間:24時間・365日]

●ご提供しているサービス●

■ FP・士業相談サービス

すべてのご契約においてご利用いただけます。

| 対象者 | サービ ス名 | サービス内容 | ご利用方法/ ご利用可能回数 |
|------|------------------|--|---|
| ご契約者 | FP・ 業談 サビス | 税務で事さ悩オ相サ相か相かれてです。 合いでは、 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 【ご利用方法】 下記電話窓口へご連絡ください。 ・受付窓口:0120-21-4933 ・受付時間:9:00 ~ 17:00 (土日祝および年末年始除く) 【ご利用可能回数】 ・保険期間中に3回まで ・1回の士業相談について、30分を超過する場合は、超過分についての相談料はお客さまのご負担となりますのでご注意ください。 |

■メンタルケアホットライン (こころのカウンセリングサービス)・休業職場復帰サポート

クレーム等対応費用補償特約をセットしたご契約においてご利用い ただけます。

| 対象者 | サービス名 | サービス内容 | ご利用方法/ ご利用可能回数 |
|------------------|-------------------------------------|---|--|
| 従業員 | | ご契約者様・従業員の皆様が、メンタルへルスに関して臨床心理士へをです。 | 【ご利用方法】 下記 URL または二 次元コードよりお申 込みください。 |
| (代表者 | メンタルケ アホットラ インころをリングサービ ス) | 話・対面でご相談いただけるサービスです。また、ご契約者様が、メンタルへルスの不調に関連して休業・復職した策にしたできるである。 は、は、メンタルへができません。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | https://www.tms-soudan.com/rousai24/ 「で利用可能回数」 電話・対面でのカウンセリングは、保険期間中にお一人5回まで |
| 者、人事・労務担当者) ご契約者 | 休業 職場復帰 サポート | ご契約者様(人事・ 労務担当者様)が、 メンタルヘルスの不調により休業した従 業員の復職につけて、 準備について、経験で 保健分野の経験師・ 看該保健師・ もご相談いただける サービスです。 | 【ご利用方法】 事業をおまもりする 保険サポートデスク までご連絡ください。 ・受付窓口:0120- 302-789 ・受付時間:9:00~ 18:00(平日) 9:00~17:00(土 日祝)、年末年始 除く 【ご利用可能回数】 保険期間中に1回まで |
| | | 【主な注意事項】 個別の相談ケースやこの法制化対応のサポー | ストレスチェック実施 -トは対象外です。 |

※サービスをご利用される場合の注意事項

本サービスは、弊社が提携会社を通じて提供するものであり、 予告なく変更または終了する場合がありますので、あらかじめご了 承ください。なお、プライバシーは厳守されますので、ご安心く ださい。

●目次●

| 賠償責任普通保険約款 | 8 |
|--|-----|
| 統合賠償責任保険特別約款 | 20 |
| I.施設業務特約 ······ | 33 |
| Ⅱ.生産物特約 | |
| Ⅲ.保管財物特約 | |
| Ⅳ.管理自動車特約 | |
| V.運送貨物特約 ······ | |
| 追加特約 | |
| 【9F】読替特約(事業をおまもりする保険用) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 64 |
| I.施設業務特約に関する補償関連特約 | 68 |
| 【8X】サイバー・情報漏えい事故補償特約 | |
| 【9G】サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(500万円型) … | |
| 【9H】サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(1000万円型)… | |
| 【8E】被害事故弁護士費用等補償特約 ···································· | |
| 【9A】クレーム等対応費用補償特約 | |
| 【8K】工事遅延損害補償特約 ···································· | |
| | 50 |
| Ⅱ.生産物特約に関する補償関連特約 | 95 |
| 【8L】生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約 ······ | 95 |
| 【8N】リコール事故補償特約 | 96 |
| T 体部类效性处 T 化辛物性处理 + 2 法微眼 事性处 | 105 |
| | 105 |
| | 105 |
| | 106 |
| 【8W】 賠償事故の解決に関する特約 ······ | 107 |
| 【1Y】【6Y】初回保険料の払込みに関する特約 ······ | 111 |
| 【2M】 クレジットカードによる保険料支払に関する特約(登録方式)・・・ | |
| 【V9】通信販売に関する特約(インターネット用) | |
| F | 115 |
| | |
| 利用規約 | |
| FP(ファイナンシャルプランナー)・士業相談サービス利用規約 | 118 |

適用される特約は、証券面の「特約」欄に番号および特約名で表示されますので、その具体的内容について、本約款の番号および特約名と対比してご参照ください。【】囲みで表示される番号は特約コードです。

賠償責任保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|---------|--|
| 売上高 | 保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の 税込対価の総額をいいます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で 定められている保険料がその危険を計算の基礎として 算出される保険料に不足する状態になることをいいま す。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(注)をいいます。 (注) 当会社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 事故 | この約款に付帯する特別約款記載の事故をいいます。 |
| 書面等 | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいい ます。 |
| 身体の障害 | 生命または身体を害することをいいます。 |
| 損壊 | 滅失、損傷または汚損することをいいます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任 が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 賃金 | 保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。 |
| 月割 | 12 か月に対する月数の割合をいい、未経過期間および既経過期間において1か月に満たない期間は1か月とします。 |
| 入場者 | 保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が 同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える 状態にある者を含みます。 |
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者およびこの約款に付帯する 特別約款または特約記載の被保険者をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 免責金額 | 支払保険金の計算にあたって法律上の損害賠償金から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。 |
| 領収金 | 保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。 |

第2章 補僧条項

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、事故により、被保険者が他人の身体の障害またはその財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに 該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払 いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ らに類似の事変または暴動(注2)および労働争議
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは 核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の 放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因す る事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次の損害賠償責任を負担することによって被る 損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合 において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物 に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 に起因する損害賠償責任

第5条(損害の範囲)

第2条(保険金を支払う場合)の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に規定するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金^(注)
- ② 第23条 (事故発生時の義務) ①に規定する損害の発生または拡大の 防止のために必要または有益であった費用
- ③ 第23条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④ 第2条の規定により保険金を支払う事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要

した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

- ⑥ 第26条 (当会社による解決)の規定により、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために直接要した費用
- (注) 法律上の損害賠償金

被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。以下同様とします。

第6条(支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって 算出した額とします。ただし、第5条(損害の範囲)①に規定する法律 上の損害賠償金から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金 額については、保険証券記載の支払限度額を限度として算出し、第5条 ②から⑥までの費用については、その全額を支払います(注)。

第5条に規定する法律上の損ー

保険証券に - 記載された 免責金額

第5条②から ⑥までの費用

保険金の額

(注) 全額を支払います

第5条①に規定する法律上の損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を下回る場合であっても、第5条②から⑥までの費用は全額支払うものとします。

+

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金が保険証券記載の支払限度額を超える場合、第5条(損害の範囲)⑤に規定する費用は、次の算式によって算出します。

第5条⑤に 規定する費用 支払限度額 × 第5条に規定する 法律上の損害賠償金

= 保険金の額

第3章 基本条項

第7条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれ と異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後 4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条(保険責任のおよぶ地域)

当会社は、日本国内(日本国外における日本船舶内を含みます。) において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第9条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知 事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場 合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面 による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合 または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故 の発生前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出 て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受 けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際

に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注)(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であって も、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保 険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたと きは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第10条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が 発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を 当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場 合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等に おいて、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に 限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを 知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5 年を経過した場合には、適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であって も、第17条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除にかかわ る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によ る損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合におい て、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求する ことができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した 事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲 (注) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、 第17条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、解除にかかわる危 険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損 害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、 既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。

第11条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保 険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条 (保険料の精算)

- (1) 保険料が、賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、保険料を算出するために必要な保険契約者または被保険者の書類をいつでも閲覧することができます。
- (3) (1)または(2)の書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を返還または請求します。

第13条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を 不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第16条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する 等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または 保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程 度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存 続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)

を解除することができます。

(注) 保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上 の損害賠償金の損害

第17条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合に おいて、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険 料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または 追加保険料を請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間(注)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険 の減少が生じた時以後の期間をいいます。
- (3) (1)または(2)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注1)は、当会社は、保険金を支払いません(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注1) 保険契約者がその支払を怠ったとき 当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわら ず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (注2) 当会社は、保険金を支払いません 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求する ことができます。
- (4) 当会社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日(注)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

(注) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。

第19条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第13条 (保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効(準)となる場合には、当会社は、領収した保険料から 既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その 残額を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われる ことをいいます。以下同様とします。

(3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、第12条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第20条 (保険料の返還-取消しの場合)

第14条 (保険契約の取消し) の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第21条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第9条 (告知義務) (2)、第10条 (通知義務) (2)、(6)、第16条 (重大事由による解除) (1)、第18条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (3)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第15条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表に定める短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、当会社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、売上高または領収金等に対する割合によって定められた保険契約の場合において、当会社または保険契約者が、第9条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)、第15条(保険契約者による保険契約の解除)、第16条(重大事由による解除)(1)または第18条(保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、この保険契約を解除したときは、第12条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第22条 (調査)

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に求めることができます。

第23条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者が

ある場合は、その者の住所および氏名または名称

- ウ. 捐害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求(注)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。

(注2)他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第23条(事故発生時の義務)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 第23条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止する ことができたと認められる損害の額
 - ② 第23条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 第23条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 第23条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認め られる額
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第23条(事故発生時の義務)②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしく は共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払わ れている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差 し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条(当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第27条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に 対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害 賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停 もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使すること ができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害賠償金にかかわる保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 財物の損壊にかかわる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (既に支払がなされた場合は、その領収書とします。) および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
 - ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障 害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療 等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑦ その他当会社が第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を 請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共 にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注1)配偶者

第1条(用語の定義)にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。 以下(3)において同様とします。

(注2) 親族

第1条(用語の定義)にかかわらず、法律上の親族に限ります。以 下(3)において同様とします。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、損害の程度、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し

引いて保険金を支払います。

第28条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の 原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者 に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保 険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に 該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または 傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約 において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事 実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第27条(保険金の請求) (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条に おいて同様とします。

- (2) (1)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に定める日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。)を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかわる専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注) 捜査または調査の結果の照会 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づ く照会を含みます。
 - (3) (1)および(2)に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第29条(時効)

保険金請求権は、第27条 (保険金の請求) (1)に定める時の翌日から起 算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条(先取特権)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) の規定により保険金を支払う事故に かかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請 求権 (注) について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第5条 (損害の範囲) の費用に対する保険金請求権を除きます。 以下同様とします。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が賠償した金額を限度とします。)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第31条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の支払限度額が、第30条 (先取特権) (2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条 (損害の範囲) の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額 (注) に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注) 保険金の合計額

第5条(損害の範囲)②から⑥までの費用を除きます。

第32条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注) を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払った ときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額 を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権 北同不注行為等の基合における連帯債務者権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する 債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第33条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合に

は、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う 当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対 しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第35条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

| 既経過期間 | 短期料率 |
|--------|------|
| 7 日まで | 10% |
| 15 日まで | 15% |
| 1 か月まで | 25% |
| 2 か月まで | 35% |
| 3 か月まで | 45% |
| 4 か月まで | 55% |
| 5 か月まで | 65% |
| 6 か月まで | 70% |
| 7か月まで | 75% |
| 8 か月まで | 80% |
| 9 か月まで | 85% |
| 10か月まで | 90% |
| 11か月まで | 95% |
| 1 年まで | 100% |

統合賠償責任保険特別約款

第1条 (用語の定義)

普通約款、特別約款およびこれらに付帯される特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

| | 用 語 | 定義 |
|---|-------------|--|
| | 事故 | この保険契約に付帯される特約において規定する他人の 身体の障害 もしくは 財物 の 損壊等 またはその他の事由を いいます。 |
| | 施設・業務事故 | 次の事由に起因する他人の 身体の障害 または 財物 の <u>損壊</u> 等 をいいます。 (1) <u>被保険者</u> による <u>施設</u> の所有、使用または管理 (2) <u>被保険者</u> による <u>業務</u> の遂行 ただし、生産物・完成作業事故、保管財物事故、借用不動産事故、管理自動車事故および <u>運送貨物事故</u> を除きます。 |
| | 生産物・完成作業事故 | 次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。 (1) 生産物 (2) 被保険者によって行われた業務の結果(注1) (注1)業務の結果 仕事が終了(注2)し、または放棄された後のものをいいます。 (注2)終了 仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。 |
| | 保管財物 事故 | 次の事由に起因する 保管財物 の <u>損壊等</u> をいいます。 (1) <u>被保険者</u> による <u>施設</u> の所有、使用または管理 (2) <u>被保険者</u> による <u>業務</u> の遂行 |
| | 借用不動産 事故 | 次の事由に起因する借用不動産の損壊等をいいます。 (1) 被保険者による施設の所有、使用または管理 (2) 被保険者による業務の遂行 |
| | 管理自動車 事故 | 次の事由に起因する 管理自動車の損壊等 をいいます。 (1) 被保険者による 施設の所有、使用または管理 (2) 被保険者 でよる |
| | 運送貨物 事故 | 次の事由に起因する <u>貨物</u> の <u>損壊等</u> または共同海損行為をいいます。 (1) <u>被保険者</u> による <u>施設</u> の所有、使用または管理 (2) <u>被保険者</u> による <u>業務</u> の遂行 |
| P | 汚染物質 | 生物(注1)に有害な物質または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。これらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物(注2)等を含みます。 (注1)生物 |
| カ | 貸主 | 転貸人を含みます。 |
| | <u>貨物</u> | 運送事業者である被保険者が業務の遂行として運送、搬送または作業(注1)もしくは保管(注2)を受託または請け負った財物をいいます。 |

| カ | <u>貨物</u> | (注1)作業 取り外し、梱包、開梱、据付等の作業をいい、運送に 付随せずに実施される作業を含みます。 (注2)保管 |
|---|-------------------|--|
| | | 輸送用具に積載されていない状態で保管されること をいい、 <u>仮置</u> および運送に付随しない <u>財物</u> の保管を 含みます。 |
| | <u>仮置</u> | 貨物 が輸送待ち、仕分け、配送、積替え、荷卸し等のため、輸送用具に積載されていない状態で、一時保管されることをいいます。 |
| | 管理自動車 | 被保険者が業務(自動車運転代行業を除きます。)の遂行として管理している自動車または原動機付自転車 れらの付属品をいいます。 |
| | 既経過期間 | 保険証券記載の保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。 |
| | <u>危険</u> | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| | 危険増加 | 告知事項についての 危険 が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその 危険 を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| | <u>記名被保険</u> 者 | 保険証券の <u>被保険者</u> 欄にその名称・氏名が記載された者をいいます。 |
| | 業務 | 記名被保険者 の事業に係る仕事をいいます。 |
| | 継搬・急送費用 | 輸送中の貨物もしくは代替品をその輸送開始時の仕向地 (日本国内に限ります。)まで継続して搬送もしくは急送す るために、または貨物が存在する地(日本国内に限りま す。)から発送地まで貨物を回収するために、被保険者が 直接要した費用であって、その額および使途が社会通念 上妥当なものをいいます。 |
| | THE ALIT | |
| | 現金・貴重品 | 貨幣、紙幣、有価証券、新株券、印紙、切手(註)、証書、通帳、 商品券、乗車券、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これ らに類するものをいいます。 |
| | | (注)切手 料額印面が印刷されたはがきを含みます。 |
| | <u>検査費用</u> | 貨物の損壊等の発生の有無、原因または範囲の調査を目的として行われる検査のために、被保険者が直接要した費用(仕分費用、再梱包費用およびこれらに付随する運賃等の費用を含み、検査の実施の有無にかかわらず支出する費用は除きます。)であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 |
| | 原動機付 自転車 | 125cc以下の総排気量または1kW以下の定格出力を有する 原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車 であって、自転車、移動用小型車、身体障害者用の車いす、遠 隔操作型小型車および歩行補助車等以外のものをいいます。 |
| | 公共水域 | 海、河川、湖沼および運河をいいます。 |
| | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(注)、 ジャイロプレーンをいいます。 (注) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラ ライト機等をいいます。 |
| | 告知事項 | た険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(命をいいます。 (注)当会社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| | | <u>にソルドスポリオ</u> に対する事例で自分より。 |

| 財物 | | 財産的価値のある有体物(注)をいいます。 |
|-----------|-----------|---|
| | | (注)有体物 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、 データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、 特許権、もしくは著作権その他の権利または電気もし くはエネルギーを含みません。 |
| 作業場 | <u> </u> | 被保険者が業務を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。 |
| 作業場用車 | 易内専 | 次の車両をいいます。 (1) 作業場内において被保険者が業務の遂行のために所有、使用または管理する以下の車両 ① 排土、整地、掘削、揚重、積込、運搬、農耕、建設、高所作業、芝刈り、清掃、除雪、発電等の作業を行うことを主たる用途、機能とする作業車、工作車または運搬車をいいます。これらの車両をけん引する車両を含みます。 ② ゴルフカート (2) (1)の車両のほか、施設内(は1)において被保険者が業務の遂行のために所有、使用または管理する法令による車両登録をしていない自動車または原動機付自転車 |
| | | (注1) <u>施設</u> 内 道路 ^(注2) を除きます。 (注2)道路 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定め る道路をいいます。 |
| 残存物づけ貨廃棄賃 | 見用・ | 損壊等 を受けた 貨物 の残存物の取りこわし、取片づけ、 清掃、搬出または廃棄のために被保険者が直接要した 費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なも のをいいます。ただし、 貨物 の全部または一部が液体ま たは気体の場合において、液体または気体を土壌(公道 を除きます。)、大気、公共水域から除去、洗浄、清掃ま たは搬出する費用を除きます。 |
| 事故文 | 村応 | <u>訴訟対応費用、初期対応費用</u> および <u>信頼回復広告費用</u> をいいます。 |
| 仕事の | 目的物 | 被保険者が行う <u>業務</u> の対象物をいいます。 |
| 施設 | | 記名被保険者 が所有、使用または管理する不動産または 動産をいいます。 |
| 失效 | | 保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に 失われることをいいます。 |
| 借用不 | 、動産 | 記名被保険者が業務の遂行のために他人から借用する、 または施設の運営管理を受託する不動産をいい、これに 備え付けられる什器・備品を含みます。 |
| 借用不修理量 | | 借用不動産の貸主または管理委託者との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、借用不動産を損壊等が発生する直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。ただし、次の財物に対する修理費用を除きます。 (1) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物 (2) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産の共同の利用に供せられるもの |

| サ | <u>車両</u> | 自動車、 <u>原動機付自転車</u> 、軽車両(注1)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 |
|---|--------------|--|
| | | (注1)軽車両 自転車、荷車その他人もしくは動物の力により、また は他の 車両 に牽引され、かつ、レールによらず運転 する車(注2)であって、小児用自転車以外の小児用の 車、歩行補助車等および身体障害者用の車いす以 外のものをいいます。 (注2)レールによらず運転する車 そりおよび牛馬を含みます。 |
| | 使用不能 | 財物を使用することができないことをいい、収益減少を 含みます。 |
| | 初期対応 費用 | 被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 |
| | | (1) 事放現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2) 事故現場の取片づけ費用 |
| | | (3) 次の者の役員または使用人を <u>事故</u> 現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ① 記名被保険者 |
| | | ② ①の下請負人(注) ③ ①の請負業務の発注者(注) (4) 通信費目(禁用) |
| | | (5) 被害者見舞費用(6) 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用(7) 弁護士相談費用 |
| | | (8) (1)から(7)までに準じるその他の費用 (注)下請負人、発注者 被保険者である場合に限ります。 |
| | 書面等 | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。 |
| | 親族 | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 |
| | 身体の障害 | 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または 死亡を含みます。 |
| | 信頼回復 広告費用 | 次の費用のうち、記名被保険者が書面による当会社の事前の同意を得て支出したものをいいます。 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2) 事放の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事放の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限ります。 ① (2)に規定する広告宣伝活動対策 ② 事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策 |
| | 生産物 | 記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 |
| | 石油物質 | 次のものをいいます。 (1) 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 (2) (1)に規定する石油類より誘導される化成品類。 |
| | | (3) (1)または(2)に規定する物質を含む混合物、廃棄物および残渣 |

| サ | 船舶 | ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含 みます。 |
|---|--------------------|--|
| | <u>訴訟対応</u> 費用 | 被保険者が訴訟対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 (1) 次の者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用① 記名被保険者② ①の下請負人(註)③ ①の請負業務の発注者(注) (2) (1)①から③までに規定する者の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3) 増設コピー機のリース費用 (4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5) 事故原因の調査費用 (6) 意見書・鑑定書の作成費用 (7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 (注)下請負人、発注者 |
| | Little-In | 被保険者である場合に限ります。 |
| | 損壊 | 減失(注1)、破損(注2)または汚損(注3)をいいます。 (注1)減失 財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。 (注2)破損 財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。 (注3)汚損 財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。 |
| | 損壊等 | 損壊 、紛失、盗取または詐取をいいます。 |
| タ | 他の保険 契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| | <u>月割</u> | 12か月に対する月数の割合をいい、 <u>未経過期間</u> または <u>既経</u> 過期間 において1か月に満たない期間は1か月とします。 |
| | 特別約款 | 統合賠償責任保険特別約款をいいます。 |
| ナ | <u>荷主</u> | 貨物 の所有者等、 貨物 について正当な権利を有する者をいいます。 |
| ハ | 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同 一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| | <u>被害者</u> 見舞費用 | 事故による他人の身体の障害または財物の損壊等について被保険者が支払う見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用をいいます。 |
| | 被保険者 | 保険の補償を受けることができる者をいいます。 |
| | 付属品 | 次のいずれかに該当するものをいいます。 (1) 自動車または <u>原動機付自転車</u> に定着または装備されている ^(注) 物 |

| ハ | 付属品 | (2) 自動車に固定され、車室内での使用のみを目的とする 自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受シス テムの用に供する車載器、ドライブレコーダーその他これ らに準ずる物 |
|---|-------------------|---|
| | | (注)定着または装備されている ボルト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等 を使用しなければ容易に取りはずせない状態、自 動車または 原動機付自転車 の機能を十分に発揮さ せるための備品として備えつけられている状態また は法令に従い備えつけられている状態をいいます。 |
| | 普通約款 | 賠償責任保険普通保険約款をいいます。 |
| | 暴動 | 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な 事態と認められる状態をいいます。 |
| | 保管財物 | 次のいずれかの <u>財物</u> をいいます。ただし、 <u>業務</u> の通常の 過程として一時的に管理している <u>財物</u> および <u>借用不動産</u> を除きます。 (1) <u>被保険者</u> が業務の遂行のために他人から借りている <u>財</u> 物。リース契約により <u>被保険者</u> が占有する <u>財物</u> を含みます。 (2) <u>被保険者</u> が業務の遂行のために <u>保管修理施設</u> における保管・修理等を目的として預かっている <u>財物</u> |
| | 保管修理 施設 | 保管・修理等を目的として他人の <u>財物</u> を預かるための <u>施設</u> をいいます。 |
| | 保管・ 修理等 | 保管、修理、点検、加工、整備またはクリーニング ^(注) 等をいいます。 (注)クリーニング 洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製 品、皮革製品または毛皮製品を原型のまま洗たくす ることをいいます。 |
| マ | 未経過期間 | 保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの 期間のことをいいます。 |
| | 無効 | 保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。 |
| | 免責金額 | 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。 |
| ヤ | 輸送中 | 貨物 が荷送人から 被保険者 に引き渡された時に始まり、通常 の運送過程または作業(注1)もしくは保管(注2)中の過程を経て、 貨物 が 被保険者 から荷受人に引き渡された時に終わる期間 のうち、作業および保管の期間を除いた期間をいいます。 (注1)作業 取り外し、梱包、開梱、据付等の作業をいい、運送に 付随せずに実施される作業を含みます。以下輸送 中の定義において同様とします。 (注2)保管 |
| | | (任2) 保曽 輸送用具に積載されていない状態で保管されることをいい、仮置および運送に付随しない貨物の保管を含みます。以下輸送中の定義において同様とします。 |
| ラ | <u>リコール</u> 措置 | 他人の 身体の障害 または <u>財物の損壊</u> の発生または拡大 を防止するために、次の <u>財物</u> について講じられた回収、検 査、修理、交換その他の措置をいい、 <u>被保険者</u> が自ら行っ たものであるかどうかを問いません。 (1) <u>生産物</u> または <u>仕事の目的物</u> (2) (1)が一部をなす他の <u>財物</u> |

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する <u>事故</u>について、<u>被保険者</u>が法律上の損害賠償責任を負担することに よって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する 事故について、被保険者が第5条(損害の範囲)②から⑦までに規定する費用または付帯される特約に規定する費用を負担することによって被 る損害に対して、保険金を支払います。

第3条(被保険者)

- (1) この保険契約において、<u>被保険者</u>とは、次の者をいいます。ただし、② から⑦までの者は、<u>記名被保険者</u>が行う<u>業務</u>に関する限りにおいて、<u>被</u>保険者に含まれるものとします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の使用人
 - ③ 記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(注1)
 - ④ **記名被保険者**が法人以外の社団その他の事業者または任意団体である場合は、その構成員
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その配偶者および同居の親族
 - ⑥ **記名被保険者**の下請負人(注2)ならびにその執行機関および使用人
 - ⑦ 記名被保険者の請負業務の発注者(注3)

(注1) 執行機関

理事、取締役その他の法人の<u>業務</u>を執行する機関をいいます。以 下(1)において同様とします。

(注2) 下請負人

構内下請負人 (注4) ならびに**記名被保険者**が共同企業体である場合の構成員およびその下請負人を含みます。以下この条において同様とします。

(注3) 発注者

記名被保険者が下請負人である場合の元請負人を除きます。

(注4) 構内下請負人

<u>施設</u>または<u>業務</u>を行っている場所において、<u>記名被保険者</u>との契約に基づき、業務に従事する者をいいます。

- (2) <u>被保険者</u>相互間における他の<u>被保険者</u>は、他人とみなします。ただし、(1)①から⑤までの被保険者間を除きます。
- (3) (2)ただし書の規定は、(1)⑥に規定する下請負人または⑦に規定する 者を①に規定する者とみなした場合に、その者およびその者と②から ⑤までに規定する関係にある者の間に準用します。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または**暴動**
 - ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
 - ④ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(注1)
 - ア. 核燃料物質(注2)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - 工, 放射性同位元素

オ. ア. からエ. までのいずれかにより汚染された物 (注3)

ただし、この規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素(性4)の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除き、適用しません。

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩

序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその 代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出等(は5)。ただし、この規定は、次のすべての条件をみたす場合には適用しません。
 - ア. <u>汚染物質</u>の排出等が不測かつ急激であり、その原因となる<u>事故</u>が 突発的に発生したものであること。
 - イ. <u>汚染物質</u>の排出等の原因となる<u>事故</u>が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等を発見したこと。
 - ウ. その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が普通約款第3 章基本条項第23条(事故発生時の義務)②の通知を当会社に対して行ったこと。
- ⑧ 次の行為の遂行またはその結果
 - ア. 治療・軽減・予防・診察・診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - 区薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療用具 等の治験
 - ウ. はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復
 - エ. カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為
 - オ. エステティック等の身体の美容
 - カ. 次の法律に違反する、または違反するおそれのある行為 (ア)医師法(昭和23年法律第201号)
 - (4)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
 - (ウ)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22年法律第217号)

(工)柔道整復師法 (昭和45年法律第19号)

- キ. 法令により、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを許されていない行為
- ⑨ 輸血もしくは血液製剤から生じた後天性免疫不全症候群、後天性免疫不全症候群の原因物質またはB型もしくはC型肝炎
- ⑩ 飛行場のグランドハンドリング業務または航空管制業務としての行為
- ① スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登はん(は6)の運営、指導、監督または引率
- ② 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- (注1) 有害な特性またはその作用 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

含有物を含みません。

(注3) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

- (注4) 放射性同位元素 ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの
- (注6) 山岳登はん ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、 ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいいます。

- 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、**被保険者**が次の賠償 責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場 合において、その約定によって加重された賠償責任
 - 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の 障害に起因する賠償責任。ただし、この規定は、被保険者ごとに個 別に適用(注1)します。

(注1) 被保険者ごとに個別に適用

被保険者が行う業務が建設事業(注2)である場合は、第3条(被保 険者) (1)①から⑥までに規定する者と第3条(1)⑦に規定する者と の間の事故に限ります。

(注2) 建設事業

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労 働省令第8号)が定める次の事業をいいます。

水力発電施設、ずい道等新設事業、道路新設事業、舗装工事業、 鉄道又は軌道新設事業、建築事業 (既設建築物設備工事業を除 く。)、既設建築物設備工事業、機械装置の組立て又は据付けの 事業またはその他の建設事業

当会社は、汚染浄化費用(注)に起因する損害に対しては、被保険者が 支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。ただし、(1)⑦ ただし書の場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担す ることによって被る損害を除きます。

(注) 汚染浄化費用

汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要 するすべての費用をいいます。

当会社は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故 については、保険金を支払いません。

第5条(損害の範囲)

出会社が第9条(保险全た支払う提合)の担党に FN保险全た支払

| 当会社が第2条(保険金を支払つ場合)の規定により保険金を支払つ指害は、次に規定するものに限ります。 | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 法律上の損害賠償金 | 法律の規定に基づき 被保険者 が被害者に対して 行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。 被保険者が弁済によって代位取得するものがある 場合は、その価額を控除します。 |
| 2 | 争訟費用 | 損害賠償責任に関する争訟について <u>被保険者</u> が 当会社の書面による同意を得て支出した弁護士 費用、訴訟費用等の費用であって、 <u>訴訟対応費用</u> にあたらないものをいいます。 |
| 3 | 損害防止軽減費用· 緊急措置費用 | 被保険者が、普通約款第3章基本条項第23条(事故発生時の義務) ①または③の規定に基づき、次のいずれかのために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用(性)であって、初期対応費用にあたらないものをいいます。 ア. 他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使 イ. 既に発生した事故に係る損害の発生または拡大の防止 (注)必要または有益な費用ア. またはイーのために手続を行い、または手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合は、被保険者が支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または当会社の書 |

面による同意を得て支出したその他の費 用は、この費用に含まれるものとします。

| 4 | 協力費用 | 普通約款 第3章基本条項第26条(当会社による解決)の規定に基づき当会社が 被保険者 に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。 |
|---|---------------|--|
| 5 | <u>訴訟対応費用</u> | 事故について被保険者に対して日本国内において 提起された損害賠償請求訴訟について、被保険 者が支出した訴訟対応費用をいいます。 |
| 6 | 初期対応費用 | 事故について被保険者が支出した <u>初期対応費用</u> をいいます。 |
| 7 | 信頼回復広告費用 | 事故について記名被保険者が支出した信頼回復 広告費用をいいます。ただし、第6条(支払保険金の計算)(1)①から④までの規定により保険金が支払われる場合に限ります。 |

| | | の計算)(1)①から④までの規定により保険金が支払われる場合に限ります。 | |
|-------|---------------------------------------|---|--|
| Andre | | | |
| | 6条(支払保険金の計 | | |
| (] | | (損害の範囲) ①から⑦までに規定する損害に対 | |
| | | 見定に従って保険金を支払います。 | |
| 1 | 法律上の損害賠償金 | 1回の <u>事故</u> について、次の式により算出される金額を支払います。 | |
| | | 法律上の損害 賠償金の額 - 保険証券に 記載された 免責金額 | |
| | | ただし、事故の種類ごとにそれぞれ保険証券記載の支払限度額を限度とします。生産物・完成作業事故、保管財物事故、借用不動産事故および管 | |
| | | 理自動車事故については、1回の事故について、 かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支 | |
| | | 払う保険金の合計額について、保険証券記載の 支払限度額を限度とします。 | |
| 2 | 争訟費用 | 1回の事故について、これらの費用の合計額を支払 | |
| 3 | 損害防止軽減費用· 緊急措置費用 | います。この額からは保険証券に記載された 免責 金額を差し引かないものとし、その全額を支払いま す。 | |
| 4 | 協力費用 | | |
| (5) | 訴訟対応費用 | 1回の事故について、事故対応費用の合計額を支 | |
| 6 | 初期対応費用 | 払います。この額からは保険証券に記載された <u>免責</u> 金額を差し引かないものとします。ただし、 初期対応 | |
| 7 | 信賴回復広告費用 | 費用 のうち次のア.またはイ.に対する保険金について | |
| | | は、それぞれ次の限度を適用し、かつ、これらの保険 | |
| | | 金とその他の事故対応費用に対して支払う保険金 | |
| | | の合計額は、1,000万円を限度とします。 ア. 被害者見舞費用 | |
| | | 身体の障害 に対しては被害者1名について | |
| | | 10万円、 <mark>財物</mark> の <u>損壊等</u> に対しては1回の <u>事故</u> | |
| | | について10万円を限度とします。 | |
| | | イ. 弁護士相談費用 1回の <u>事故</u> について5万円を限度とします。 | |
| (2 | (2) 当会社の支払限度額は、第3条(被保険者)(2)の規定にかかわらず、 | | |

(2) 当会社の支払限度額は、第3条(被保険者)(2)の規定にかかわらず、また、被保険者の人数にかかわらず、増額されません。

(3) 保険契約者または記名被保険者が、保険料算出基礎数値(単について 保険契約締結時に事実と異なる金額を申告し、申告した額が実際の額に 不足する場合は、当会社は、実際の額に基づく保険料に対する申告した 額に基づく保険料の不足する割合をもって、保険金の支払額を削減する ことができます。また、この場合において、既に保険金を支払っていたとき は、当会社は、その差額の返還を請求することができます。

(注) 保險料算出基礎数值

この保険契約において保険料を定めるために用いる売上高その他の数値をいいます。当会社は、その数値の申告に使用した資料の提出を保険契約者または**記名被保険者**に求めることができます。

第7条(1回の事故および事故発生時)

同一の原因または事由に起因して発生した一連の<u>事故</u>は、発生の時も しくは場所または被害者の数にかかわらず、<u>事故</u>の種類ごとに1回の<u>事故</u> とみなし、最初の<u>事故</u>が発生した時にすべての<u>事故</u>が発生したものとみな します。

第8条(損害賠償請求ベース)

- (1) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、特別 約款に付帯される特約において規定することにより、日本国内において 事故が発生し、その事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の 保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされる限りにおいて、保険金を支払うこととする場合があります。この場合においては、そ の事故については、この条の規定を適用します。
- (2) 同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、1回の事故によるものとみなし、被保険者に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。
- (3) 当会社は、第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、保険契約者または<u>被保</u> <u>隆者</u>が、初年度契約(注1)の保険期間の開始時(注2)において、初年度契 約の保険期間の開始時より前に発生した事由について損害賠償請求を 受けるおそれを認識していた(注3)場合は、保険金を支払いません。

(注1) 初年度契約

記名被保険者が当会社との間で締結した継続契約(註4)以外の保険契約であって、(1)に規定する事故を補償するものをいいます。

(注2) 初年度契約の保険期間の開始時 保険証券記載の保険期間中または保険契約の継続時における条件 変更により(1)に規定する事故の補償を開始した場合は、「初年度契 約の保険期間の開始時」とあるのは、「条件変更による(1)に規定する 事故の補償開始時」と読み替えます。以下(3)において同様とします。

(注3) 認識していた 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 以下この条において同様とします。

(注4)継続契約

記名被保険者が当会社との間で締結した保険契約であって、(1)に規定する事故を補償する保険契約の保険期間の末日(注5)を保険期間の初日とし、(1)に規定する事故を補償するものをいいます。

- (注5)保険期間の末日 保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、解除日と します。
- (4) 当会社は、保険証券記載の保険期間中または保険契約の継続時に(1) に規定する事故に適用される支払限度額その他の補償内容が変更された場合において、保険契約者または被保険者が、変更時において、変更時より前に発生した事由について損害賠償請求を受けるおそれがあることを認識していたときは、その事由については、変更前の補償内容を適用します。
- (5) 保険契約者または**被保険者**は、損害賠償請求がなされるおそれのある 原因または事由が発生したことを知った場合は、遅滞なく、当会社にその原 因または事由の具体的な状況を書面により通知しなければなりません。
- 6) 保険契約者または<u>機保険者</u>が正当な理由なく(5)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (7) 保険契約者または<u>被保険者</u>が(5)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間終了後5年以内に<u>被保険者</u>に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日に提起されたものとみなします。ただし、(3)の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険証券記載の保険期間の末日までに失効し、もしくは解除された場合を除きます。
- (8) 当会社は、**普通約款**第3章基本条項または付帯される特約の規定のうち、次の簡所の規定は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

| 箇所 | 読替え前 | 読替え後 |
|--|--------------------|------------------------|
| 普通約款第3章基本条項第7条(保険責任の始期第7条(保険責任の始期 および終期)(3)および第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(5) 保険料分割払特約第4条(分割保険料領収前の割よび第5条(分割保険料領収前の割よが第5条(分割保険料不払により保険金を支払わない場合等) 初回保険料の払込みに関する特約第4条(初回保険 | 生じた事故 | なされた損害賠償請 求 |
| 料領収前の事故)(1) 普通約款 第3章基本条項 | 事故の発生前に | 損害賠償請求がなさ |
| 第9条 (告知義務) (3)③ 普通約款 第3章基本条項 第9条(5)、第10条 (通知 義務) (4)、(5)、(7)、第16条 (重大事由による解除) (3)および第18条(3) | 発生した事故 | れる前に なされた損害賠償請 求 |
| 初回保険料の払込みに関する特約第4条(1)および(2) | 領収前の事故(その原因を含みます。) | 領収前になされた損害 賠償請求 |
| 初回保険料の払込みに関する特約第4条(3) | 事故(その原因を含みます。) | なされた損害賠償請 求 |

第9条(先行契約が存在する場合の特則)

当会社は、先行契約 (注) が存在する場合において、保険契約者が先行契約を継続していたならば保険金支払の対象となっていたと認められる事故に起因する損害賠償請求が、保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされたときは、その事故が保険証券記載の保険期間中に発生したものとみなして、この保険契約を適用します。ただし、次に掲げるいずれかの場合を除きます。

- ① 先行契約において保険金が支払われる場合
- ② 先行契約において、保険契約者または**被保険者**が損害賠償請求のなされるおそれのある原因または事由の発生を知った、または知ったと判断できる合理的な理由があるにもかかわらず、保険金請求の手続規定を履行しなかったことにより、保険金が支払われない場合

(注) 先行契約

次のすべての条件を満たす他の賠償責任保険契約をいいます。当 会社がその引受けを行っていたかどうかを問いません。以下この条に おいて同様とします。

- ア.保険期間の末日がこの保険契約の保険期間の初日と一致していること。
- イ. <u>被保険者</u>に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合 に保険金を支払う条件の契約であること。

第10条 (明細付契約の普通保険約款等の適用)

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合は、特に記載のないかぎり、明細書ごとに**普通約款**およびこれらに付帯される他の特約の規定を適用します。

第11条(普通約款との関係)

- (1) 普通約款の規定のうち、次の規定は適用しません。
 - ① 第1章用語の定義条項および第2章補償条項の各規定
 - ② 第3章基本条項第12条(保険料の精算)、第19条(保険料の返還ー無効または失効の場合)(3)および第21条(保険料の返還ー解除の場合)(3)
- (2) **普通約款**第3章基本条項の規定のうち、次の箇所の規定は、それぞれ 次のとおり読み替えて適用します。

| 箇所 | 読替え前 | 読替え後 |
|--------------------------------------|------------------------|--|
| 第21条 (保険料の返還 – 解除の場合) (2) | 別表に定める短期料率 | 月割 |
| 第27条 (保険金の請求) | 損壊 | 損壊または損壊等 |
| 第29条 (時効) | 第27条(保険金の請求) (1) | 特別約款 第11条(普通 約款との関係)(4) |
| 第31条(損害賠償請求権 者の権利と被保険者の権 利の調整) | 第5条②から⑥までの 費用を除きます。 | 特別約款 第5条 (損害 の範囲) ①に対する保 険金に限ります。 |

- (3) **普通約款**第3章基本条項第23条(事故発生時の義務)の規定に対して、⑦として次の規定を追加するとともに、⑦を⑧に繰り下げ、繰り下げた後の⑧の規定中「①から⑥まで」とあるのを「①から⑦まで」と読み替えてこれを適用します。
 - 「⑦財物の盗難が発生した場合は、遅滞なく警察署に届け出ること。」
- (4) 当会社に対する次の保険金請求権は、**普通約款**第3章基本条項第 27条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、損害が発生した時に発生 し、それぞれ次の時から行使できるものとします。

| ①第5条(損害の範囲)① の法律上の損害賠償金 に対する保険金請求権 | 判決、調停もしくは裁判上の和解または <u>被保</u> <u>険者</u> と被害者の間の書面による合意のいずれ かによって <u>被保険者</u> の損害賠償責任の有無お よび法律上の損害賠償金の額が確定した時 |
|---|--|
| ②第5条(損害の範囲)② から⑦までに規定する 費用または付帯される 特約に規定する費用に 対する保険金請求権 | 費用の額が確定した時 |

(5) <u>普通約款</u>第3章基本条項第27条(保険金の請求)の規定により、<u>記名</u> 被保険者以外の被保険者が保険金の支払を受けようとする場合において 当会社が求めるときは、記名被保険者の同意を得なければなりません。

第 12 条 (通信販売契約に関する特則)

この保険契約に通信販売に関する特約(インターネット用)が付帯されている場合は、第1条(用語の定義)における**告知事項**の定義中、「保険契約申込書の記載事項」とあるのを、「保険契約者が当会社に契約意思の表示を行う際の申出事項」と読み替えて適用します。

第13条(準用規定)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

I. 施設業務特約

第1章 施設業務事故

第1条(事故)

- (1) この章において、事故とは、施設・業務事故(注)をいいます。
- (注) 施設・業務事故施設または業務は、それぞれ保険証券記載の施設または業務に限ります。
- (2) (1)の事故には、業務が行われた場所に放置または遺棄された機械、 装置または資材に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等を 含むものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起 因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または 吹込みによる財物の損壊
 - ② 次のいずれかの所有、使用または管理 (注1)
 - ア. 自動車または原動機付自転車
 - イ. 航空機
 - ウ. 施設外における船舶·車両 (注2)
 - ③ 塵埃または騒音
 - ④ 飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた業務による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
 - ⑤ 遊漁船業務の遂行
 - ⑥ 託児業務(注3)の遂行に起因する満1歳に満たない者の**身体の障害**
 - ⑦ **記名被保険者**の行う業務が運送事業である場合において、その下請 負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業 者の業務の遂行
- (注1)次のいずれかの所有、使用または管理 荷物の積込みまたは積卸し作業を除きます。
- (注2) <u>施設</u>外における<u>船舶・車両</u> 原動力が専ら人力である場合を除きます。
- (注3) 託児業務

託児、保育、ベビーシッター等の名称を問わず乳幼児をその保護 者から預かることをいいます。

- (2) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の損害に対し ては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が業務の遂行のために使用または管理している次のいずれかの財物の損壞等。ただし、ウ. の規定は、特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに掲げる者の財物の損壞等を除いて、被保険者ごとに個別に適用します。
 - ア. 勲章、徽章、稿本その他これらに類する財物
 - イ. 動物または植物
 - ウ. 被保険者が所有する財物 ^(注)
- (注)被保険者が所有する財物

所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された<u>財物</u>を含みます。

② 次のいずれかの事由に起因する被保険者が業務の遂行のために使

用または管理している<u>財物</u>の損害。ただし、ウ.の規定は、<u>特別約款</u>第3条(1)①から⑤までに掲げる者の<u>財物</u>の<u>損壊等</u>を除いて、<u>被保険者</u>ごとに個別に適用します。

- ア. **財物**について正当な権利を有する者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された**損壊等**
- イ. 保険契約者、**被保険者**、その使用人または代理人が行い、または 加担した盗取または詐取
- ウ. <u>被保険者</u>またはその使用人が<u>財物</u>を私的な目的で使用している間 に生じた損壊等
- エ. 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- オ. 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
- カ. 自然発火または自然爆発
- キ. 修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または 仕上がり不良。ただし、この規定は、これらの事由に起因する火 災または爆発によって**財物**に発生した**損壊**には適用しません。
- (3) (1)②ア. およびウ. の規定は、被保険者が業務の遂行のために使用または管理している財物の損壊等については適用しません。

第3条(作業場内専用車による事故)

作業場内専用車による事故については、次の規定を適用します。

- (1) 第2条 (保険金を支払わない場合) (1)②ア. およびウ. の規定は、適用しません。
- (2) **作業場内専用車**につき自賠責保険契約(注)が締結されるべき場合もしくは締結されている場合または自動車保険契約(責任共済契約を含みます。以下この条において同様とします。)が締結されている場合は、当会社は、**普通約款**第3章基本条項第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、損害の額が自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金を支払います。

(注) 自賠責保険契約

自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく責任保険 契約または責任共済契約をいいます。以下この条において同様とし ます。

- (3) <u>特別約款</u>第6条(支払保険金の計算)(1)①に規定する<u>免責金額</u>は、次のいずれか大きい金額とします。
 - ① 自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険 金の合計額
 - ② 保険証券記載の免責金額

第2章 保管財物事故

第4条(事故)

(1) この章において、事故とは、保管財物事故(注)をいいます。

(注) 保管財物事故

施設または業務は、それぞれ第1章施設業務事故の保険証券記載 の施設または業務に限ります。

- (2) (1)の事故については、この特約が付帯される保険契約に保管財物特約 第1章保管財物事故(注)が付帯されているものとみなし、この章に特に規定 のない限り、保管財物特約第1章保管財物事故の規定を適用します。
- (注) 保管財物特約第1章保管財物事故 保管財物特約第1章保管財物事故第1条(事故)を除きます。以下 (2)において同様とします。

第5条(支払保険金の計算)

当会社は、事故に起因する特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)に

約

施

規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の施設業務特約の 財物 の 損壊等 の支払 限度額 ② 1,000万円 |
|-------|--|
| 免責金額 | 保険証券記載の施設業務特約の財物の損壊等の免責金額 |

第3章 借用不動産事故

第6条(事故)

(1) この章において、事故とは、借用不動産事故(注)をいいます。

(注) 借用不動産事故

施設または業務は、それぞれ第1章施設業務事故の保険証券記載 の施設または業務に限ります。

- (2) (1)の事故については、この特約が付帯される保険契約に保管財物特約第 2章借用不動産事故 (注) が付帯されているものとみなし、この章に特に規定 のない限り、保管財物特約第2章借用不動産事故の規定を適用します。
- (注)保管財物特約第2章借用不動産事故 保管財物特約第2章借用不動産事故第4条(事故)を除きます。以下 (2)において同様とします。

第7条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、<u>事故</u>に起因する特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)に 規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の 規定にかかわらず、1回の<u>事故</u>について、法律上の損害賠償金の額から 次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次 の支払限度額を限度とします。

支払限度額次の①または②のいずれか低い額① 保険証券記載の施設業務特約の財物の損壊等の支払限度額② 1,000万円

免責金額 保険証券記載の施設業務特約の財物の損壊等の免責金額

2) 当会社は、記名被保険者が借用不動産修理費用を負担することによって被る損害については、1回の事故について、借用不動産修理費用の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の施設業務特約の <u>財物</u> の <u>損壊等</u> の支払限度額 ② 300万円 |
|-------|--|
| 免責金額 | 保険証券記載の施設業務特約の財物の損壊等の免責金額 |

第4章 共通事項

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか ぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

Ⅱ. 生産物特約

第1条(事故)

この特約において、事故とは、生産物・完成作業事故(注)をいいます。

(注) 生産物·完成作業事故

生産物または業務は、それぞれ保険証券記載の生産物または業務に限ります。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が故意もしくは重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引き渡した生産物または行った業務の結果(注1)
 - ② <u>生産物</u>または<u>仕事の目的物</u>の効能または性能に関する不当な表示(注2) または虚偽の表示
 - ③ 次のいずれかの<u>生産物</u>の製造、加工もしくは輸入または<u>生産物</u>に対する氏名、商号等の表示
 - ア、体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具 イ、体内移植用医療機械、器具または材料
 - ウ. 臨床試験用医療用具または器具
 - 工. 医薬品
 - オ. 農薬、殺虫剤、殺菌剤または除草剤
 - カ. 武器
 - キたばこ
 - ク. 化粧品
 - ケ. 航空機またはその構成部品
 - コ. 自動車、原動機付自転車または船舶
 - ④ 業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材
 - ⑤ 土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事、浚渫工事または地盤調査の結果
 - ⑥ **記名被保険者**の行う業務が運送事業である場合において、その下請負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業者の業務の結果

(注1)業務の結果

仕事が終了^(注3) し、または放棄された後のものをいいます。以下(1)において同様とします。

(注2) 不当な表示

実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。

(注3)終了

仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

- (2) 当会社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能(注1)について賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 生産物
 - ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(注2)
 - ③ 完成品(注3)
 - ④ <u>生産物</u>もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
- (注1) 財物の損壊またはその使用不能

<u>財物</u>の一部の欠陥によるその<u>財物</u>の他の部分の<u>損壊</u>または<u>使用</u> 不能を含みます。

(注2)作業が加えられた財物

作業が加えられるべきであった場合を含みます。

(注3) 完成品

生産物を原材料、部品(注4)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。以下(2)において同様とします。

物

特

約

生

産

物

(注4) 部品

添加物および資材を含みます。

(3) 当会社は、**リコール措置**のために要した費用に起因する損害に対しては、**被保険者**が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第3条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または<u>被保険者</u>は、<u>事故</u>が発生した場合または<u>事故</u>の 発生するおそれのあることを知った場合は、<u>リコール措置</u>を講じなけれ ばなりません。
- (2) 当会社は、被保険者が正当な理由なく(1)の措置を怠った場合は、その措置を講じなかったことによって被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、**普通約款**および特別約款の規定を準用します。

Ⅲ.保管財物特約

第1章 保管財物事故

第1条(事故)

(1) この章において、事故とは、(2)に規定する保管財物事故(注)をいいます。

(注) 保管財物事故

保管財物は、保険証券記載の財物に限ります。

- (2) この章において、**保管財物事放**とは、特別約款第1条(用語の定義)の 規定にかかわらず、次の事由に起因する**保管財物**または<u>被保険者</u>が使用 もしくは管理するその他の**財物**の損壊等をいいます。
 - ① 被保険者による施設の所有、使用または管理
 - ② 被保険者による業務の遂行

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定中「被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのを、「被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」と読み替えます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、**財物**が次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、⑥の規定は、**特別約款**第3条(被保険者)(1)①から⑤までに掲げる者の**財物**の損壊等を除いて、被保険者ごとに個別に適用します。
 - ① 勲章、徽章、稿本その他これらに類する財物
 - ② 動物または植物
 - ③ 借用不動産
 - ④ 自動車、原動機付自転車(注1)(注2)またはこれらの付属品
 - ⑤ 運送事業者である<u>被保険者</u>が業務の遂行として運送または搬送を受託または請け負った<u>財物</u>。ただし、この規定は、財物の損壊等が作業場内において発生したものである場合には適用しません。
 - ⑥ 被保険者が所有する財物(注3)

(注1)自動車、原動機付自転車

被保険者が業務の遂行のために他人から借りている、またはリース契約に基づき占有している次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 作業場内に所在する自動車または原動機付自転車
- ② ①のほか、法令による車両登録をしていない自動車または<u>原動</u> 機付自転車

(注2)原動機付自転車

駐輪場において保管する原動機付自転車を除きます。

(注3)被保険者が所有する財物

所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された<u>財物</u>を含みます。

- (2) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する保管財物または被保険者が使用もしくは管理するその他の財物の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、③の規定は、特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに掲げる者の財物の損壊等を除いて、被保険者ごとに個別に適用します。
 - ① **財物**について正当な権利を有する者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損**壊等**
 - ② 保険契約者、**被保険者**、その使用人または代理人が行い、または加担した盗取または詐取
 - ③ <u>被保険者</u>またはその使用人が<u>財物</u>を私的な目的で使用している間 に生じた損壊等
 - ④ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
 - ⑤ 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
 - ⑥ 自然発火または自然爆発
 - ⑦ 修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または仕上がり不良。ただし、この規定は、これらの事由に起因する火災または爆発によって**財物**に発生した損壊には適用しません。
 - ⑧ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または 吹込み
 - ⑨ 保管財物の使用不能
 - ⑩ 他人から借りている財物に生じた次の損壊

ア. 消耗品または消耗材(注)に単独に生じた損壊

- イ. 傷などの外観上の<u>損壊</u>にとどまり、その機能に支障のない<u>損壊</u> ウ、電気的または機械的な原因により生じた損壊
- ① 法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けるべきであったにもかかわらず、許可を受けずに行われた運送または搬送

(注) 消耗品または消耗材

潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。

第2章 借用不動産事故

第1節 借用不動産賠償事故補償条項

第4条(事故)

この章において、事故とは、借用不動産事故 (注) をいいます。

(注) 借用不動産事故

借用不動産は、保険証券記載の借用不動産に限ります。

第5条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定中「被保 <u>険者</u>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」とある のを、「被保険者がその<u>貸主</u>または管理委託者に対して法律上の損害 賠償責任を負担することによって被る損害」と読み替えます。
- (2) 直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバー攻撃(注)によって<u>借用不動産</u>について火災、破裂または爆発が生じた場合は、追加特約第19条(サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)(2)の規定を適用しません。

(注) サイバー攻撃

追加特約第19条(サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)(1)の規定による定義に従います。

第6条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① <u>借用不動産</u>の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、<u>被保険者</u>が 自己の労力をもって行った業務による場合を除きます。
- ② <u>借用不動産</u>の使用もしくは管理を委託された者の故意。ただし、<u>被保</u> **険者**に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 借用不動産の欠陥
- ④ 被保険者が借用不動産を貸主または管理委託者に引き渡した日から その日を含めて30日を経過した後に発見された借用不動産の損壊等
- ⑤ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または 吹込み
- ⑦ 借用不動産に生じた次の損壊
 - ア. 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損壊
 - イ. 傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 土地の沈下、移動または隆起

第2節 借用不動産修理費用補償条項

第7条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、**事故**について**記名被保険者**が借用不動産修理費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者がその借用不動産の損壊等について貸主または管理委託者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。
- (2) 直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバー攻撃 (注) によって<u>借</u>用不動産について火災、破裂または爆発が生じた場合は、追加特約第19条(サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)(2)の規定を適用しません。

(注) サイバー攻撃

追加特約第19条(サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)(1)の規定による定義に従います。

第8条(保険金を支払わない場合)

当会社は、**特別約款**第4条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、借用不動産の貸主もしくは管理委託者また はこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者が受け取るべき金額を除きます。
- ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置により行われた場合を除きます。
- ④ 借用不動産の使用もしくは管理を委託された者の故意。ただし、被保 険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ⑤ 借用不動産の欠陥
- ⑥ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑦ **借用不動産**に対する加工、修理または調整の作業中における作業上 の過失または技術の拙劣
- ⑧ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または 吹込み
- 9 借用不動産に生じた次の損壊

ア. 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損壊

- イ. 傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
- ⑩ 詐欺または横領
- ① 土地の沈下、移動または隆起

第9条(支払保険金の計算)

当会社は、1回の事故について、借用不動産修理費用の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の事故について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、次の支払限度額を限度とします。

| HT HOX | |
|--------|---|
| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の保管財物特約の支払限度額 ② 300万円 |
| 免責金額 | 保険証券記載の保管財物特約の <u>免責金額</u> |

第3章 共涌事項

第10条(共通支払限度額)

当会社が保険証券記載の保険期間中に**保管財物事故**および**借用不動産事故**について支払う保険金(註)の合計額は、保険証券記載の保管財物特約の支払限度額を限度とします。

(注) <u>借用不動産事故</u>について支払う保険金 借用不動産修理費用について支払う保険金を含みます。

第11条(保険金支払に関する特則)

- (1) この保険契約に施設業務特約、管理自動車特約または運送貨物特約 (以下この条において「他の特約」といいます。)が付帯されている場合 で、かつ、事故についてこの特約の全部または一部に対して支払責任が 同じである他の特約があるときは、当会社は、損害の額が他の特約によ り支払われる保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金を支 払います。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの特約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通約款および特別約款の規定を準用します。

Ⅳ. 管理自動車特約

第1条(事故)

- (1) この特約において、事故とは、次のいずれかをいいます。
 - ① 管理自動車事故 (注1)
 - ② 保管財物事故(注2)

(注1) 管理自動車事故

管理自動車は、保険証券記載の管理自動車に限ります。

(注2) 保管財物事故

保管財物は、保険証券記載の管理自動車を管理する被保険者が、 業務の遂行に付随して受託している自動車および原動機付自転車 以外の保管財物をいい、他人から被保険者に支給された資材もしく は材料または設置、移設もしくは組立作業の目的物であって、他人が 所有している財物を含みます。

(2) (1)②の保管財物事故については、この特約が付帯される保険契約に保管財物特約第1章保管財物事故(註)が付帯されているものとみなし、この特約に特に規定のない限り、保管財物特約第1章保管財物事故の規定を適用します。

Ш

(注) 保管財物特約第1章保管財物事故

保管財物特約第1章保管財物事故第1条(事故)を除きます。以下 (2)において同様とします。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中において日本国内において発生する<u>事故</u>について、被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定により保険金が支払われる場合において、管理 自動車が管理自動車事故により全損(註1)になったときは、特別約款 第5条(損害の範囲)②から⑦までに規定する費用のほか、臨時に生 ずる費用として、保険金を支払います。

(注1) 全損

修理費(注2)が**管理自動車**の時価額(注3)と同額または上回ることをいい、盗難により発見できなかった場合を含みます。

(注2) 修理費

損壊等が生じた地および時において、管理自動車を事故直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。再調達する場合は、 再調達価額(%4)とします。

(注3) 時価額

再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し 引いて算出した額をいいます。

(注4) 再調達価額

損壊等が生じた**財物**と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の ものを再取得するのに要する額をいいます。(注3) において同様 とします。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特別約款第4条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、③および④の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 保険契約者、<u>被保険者</u>、その使用人または代理人が行い、または加担 した盗取または詐取
- ② 管理自動車の使用不能。ただし、盗取または詐取による場合を除きます。
- ③ 被保険者が所有する自動車または原動機付自転車の損壊等
- ④ 被保険者またはその使用人が管理自動車を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- ⑤ 被保険者またはその使用人がリース契約、レンタル契約その他の賃貸 借契約に基づき借用する管理自動車の損壊等
- ⑥ 管理自動車がその財物について正当な権利を有する者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等
- ⑦ 修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または仕上がり不良。ただし、この規定は、これらの事由に起因する火災または爆発によって管理自動車に発生した損壊には適用しません。
- ⑧ 次のいずれかの者が管理自動車を運転している間に生じたその管理自動車の損壊等
 - ア. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たない者
 - イ. 法令に規定された酒気帯びの者
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは指定薬物^(注1)等の影響により正常な運転または操作ができないおそれがある状態の者
- ⑨ 次に掲げる財物の損壊等

- ア. 燃料、ボディカバーおよび洗車用品
- イ. 法律、命令、規則または条例等により、自動車に定着または装備する ことを禁止されている物
- ウ. 通常装飾品と見なされる物
- エ. 積載物 (注2)

(注1) 指定薬物

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

(注2) 積載物

積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。また、第1条(事故)(1) ②に規定する**保管財物**に該当する**財物**を除きます。

第4条(支払保険金の計算)

- (1) 当会社は、次の規定に従い保険金を支払います。
 - ① 第2条 (保険金を支払う場合) (1)に規定する損害については、1回 の事故につき、管理自動車事故および保管財物事故に起因する法律 上の損害賠償金の合計額から保険証券記載の管理自動車特約の免 責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。
 - ② 第2条(2)に規定する臨時に生ずる費用については、1回の<u>事故</u>につき、第2条(1)の規定により当会社が支払う保険金(注)の額の5%に相当する額に対して、保険金を支払います。

(注) 保険金

この保険契約に、管理自動車使用不能損害補償特約が付帯されている場合の、同特約に規定する保険金を除きます。

(2) (1)の規定により当会社が支払う保険金は、1回の<u>事故</u>について、かつ、 保険証券記載の保険期間中に(1)の規定により当会社が支払う保険金の 合計額について、保険証券記載の管理自動車特約の支払限度額を限度 とします。

第5条(保険金支払に関する特則)

- (1) この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合で、かつ、<u>事故</u>に ついてこの特約の全部または一部に対して支払責任が同じであるときは、 当会社は、損害の額が施設業務特約により支払われる保険金の合計額 を超過する額に対してのみ、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの特約に<u>免責金額</u>の適用がある場合には、 そのうち最も低い**免責金額**を差し引いた額とします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、**普通約款**および特別約款の規定を準用します。

V. 運送貨物特約

第1条(事故)

この特約において、事故とは、運送貨物事故(注)をいいます。

(注) **運送貨物事故**

貨物は、保険証券記載の貨物に限ります。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する事故について、被保険者が荷主または元請運送人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(部)に対して、保険金を支払います。

IV

理

(注) 損害

輸送用具から荷受人への引き渡しがタンク等への注入によって行われる**貨物**については、**貨物**の輸送用具から荷受人への引き渡しが、その**貨物**の保管場所として不適当なタンク等への注入により行われたことによって生じた、その**貨物**の混油・汚染による損害を含みます。ただし、そのタンク等の中に既に存在していた物または荷受人の<u>施設</u>に関し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

(2) 当会社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する 事故について、特別約款第5条(損害の範囲)②から⑦までに規定する 費用のほか、被保険者が次の①から④までに規定する費用を負担する ことによって被る損害に対して、それぞれの場合において、保険金を支 払います。

| | 費用 | 保険金を支払う場合 |
|---|--------------------|---|
| 1 | 臨時費用 | (1)の保険金が支払われる場合 |
| 2 | 残存物取片づけ費用・ 廃棄費用 | (1)の保険金が支払われる場合 |
| 3 | 継搬・急送費用 | 次のいずれかに該当する事由が発生した場合 ア. 火災・爆発または輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によって その輸送用具が自力走行不能となったこと。 イ. (1)の保険金が支払われること。 ウ. 誤配送が生じたこと、または積み忘れもしくは 荷卸し忘れが生じたこと。 |
| 4 | 検査費用 | (1)の保険金が支払われる 貨物 の 損壊等 が発生したと推定される場合。この費用については、 貨物 の 損壊等 が発生したと推定される事態の発生を事 故 の発生として扱います。 |

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起 因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、⑭の規定は、 特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに掲げる者の財物の損壊 等を除いて、被保険者ごとに個別に適用します。
 - ① 被保険者の使用人(注)の故意
 - ② 輸送用具または貨物の積載方法が貨物を安全に輸送するのに適さないこと。
 - ③ 輸送用具の不完全被覆
 - ④ 警察でその届出が受理されていない盗難または荷造りごとの紛失
 - ⑤ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ その他これらに類似の現象
 - ⑥ 自然発火または自然爆発
 - ⑦ 荷主による荷造りの不完全
 - ⑧ 運送の遅延
 - ⑨ 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
 - ⑩ 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
 - ① 検疫または⑩以外の公権力による処分
 - ① 遺体の損壊等
 - ③ **貨物**が荷受人に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した 後に発見された損壊等
 - ④ 被保険者が所有する貨物の損壊等

⑤ 貨物の目減りまたは原因不明の数量不足

(注) 使用人

被保険者と雇用関係にある者をいいます。

- (2) 当会社は、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、**被保険者**が次 の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支 払いません。
 - ① 次の者により輸送用具が運転または操作されている間に生じた事故 に起因する賠償責任。ただし、カーフェリーの運転または操作中に生 じた事故による場合を除きます。
 - ア. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たない者
 - イ. 法令に規定された酒気帯びの者
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは指定薬物(注)等の影響により正常な運転または操作ができないおそれがある状態の者
 - ② 法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けた輸送用具以 外の輸送用具によって**貨物**が運送された場合に、その輸送用具による **輸送中**または**仮置**中に生じた**事故**に起因する賠償責任
 - ③ 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁気兵器により生じた事故に起因する賠償責任

(注) 指定薬物

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定 薬物をいいます。

- (3) 当会社は、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起 因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 違約金、慰謝料または貨物の使用不能
 - ② 輸送用具の燃料不足、バッテリーの充電・電圧不足またはタイヤ のパンクによって生じた**継搬・急送費用**。ただし、タイヤのパンクは、 偶然かつ外来の要因により発生したものを除きます。
 - ③ 誤配送された地が日本国外であった場合に発生した、その地からの継搬・急送費用
 - ④ 荷送人または荷受人の誤った注文・指図により発生した、仕向地からの継搬・急送費用
- (4) 当会社は、元請運送人としての被保険者が、次のいずれかの事業免許に基づき運送した貨物の損壊等または共同海損行為に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 船舶運送事業者
 - ② 航空運送事業者
 - ③ 鉄道運送事業者

第4条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) (1)に規定する損害については、特別約款第6条 (支払保険金の計算) (1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して保険金を支払います。ただし、事故の発生が輸送中である場合は輸送用具1台ごとに、事故の発生が保管中(注1)または作業中(注2)である場合は保管場所・仮置場・作業場1箇所ごとに、次の支払限度額を限度とします。

① 輸送中

| <u> </u> | | |
|----------|---------------------------|--|
| 支払限度額 | 保険証券記載の <u>輸送中</u> の支払限度額 | |
| 免責金額 | 保険証券記載の 免責金額 | |

② 保管中または作業中

٧

運

送

貨

物特

約

支払限度額 保険証券記載の保管中等の支払限度額 免責金額 保険証券記載の免責金額

(注1) 保管中

輸送用具に積載されていない状態で保管されることをいい、**仮置** および運送に付随しない**貨物**の保管を含みます。以下(1)において 同様とします。

(注2) 作業中

貨物の取り外し、梱包、開梱、据付等の作業をいい、運送に付随せずに実施される作業を含みます。以下(1)において同様とします。

- (2) 当会社は、**現金・貴重品**の**損壊等**に起因する第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する損害については、(1)の規定にしたがい、かつ、1梱包、1個または1組あたり10万円を限度とします。
- (3) 当会社は、1回の事故につき、臨時費用については第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定により当会社が支払う保険金(単)の額の10%に相当する額、**残存物取片づけ費用・廃棄費用、継搬・急送費用**または<u>検査費用</u>についてはそれぞれの費用の額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額 臨時費用、**残存物取片づけ費用・廃棄費用、継搬・急送 費用**または<u>検査費用</u>のそれぞれについて200万円

(注) 保険金

この保険契約に、運送貨物使用不能損害補償特約が付帯されている 場合の、同特約に規定する保険金を除きます。

- (4) 当会社は、(3)に規定する費用の額からは保険証券に記載された**免責金額**を差し引かないものとし、(3)に規定する費用以外の損害額がそれぞれの支払限度額を超える場合でも、(3)の規定により保険金を支払います。
- (5) <u>事故</u>によって<u>損壊等を被った貨物</u>がさらに他の事故によって損壊等を被った場合において、それぞれの損壊等に対する保険金の額の決定が困難であるときは、これらの<u>損壊等</u>は、これらの事故のうち最後のものによってすべて生じたものとみなします。

第5条 (保険金の支払時期)

この特約においては、**普通約款**第3章基本条項第28条(保険金の支払時期)(2)に次の規定を追加して適用します。

「⑥ **貨物**の損壊等の発生事由もしくは形態が特殊であること、損壊等の 生じた**貨物**が多数であることまたは共同海損が宣言されたことによって、 (1)①から⑤までの事項を確認するために必要となる専門機関による鑑定 等の結果の照会 180日 |

第6条(保険金支払に関する特則)

- (1) この保険契約に施設業務特約または管理自動車特約(以下この条において「他の特約」といいます。)が付帯されている場合で、かつ、事故についてこの特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の特約があるときは、当会社は、損害の額が他の特約により支払われる保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの特約に**免責金額**の適用がある場合には、 そのうち最も低い**免責金額**を差し引いた額とします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、**普通約款**および特別約款の規定を準用します。

追加特約

第1条(指定管理業務に関する特則)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合は、施設・業務

事故についてこの条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 | 語 | 定 義 |
|-----------------|----|---|
| 事業者 | _ | 記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者をいいます。 |
| 指定管 <u>務</u> | 理業 | 地方公共団体による指定に基づく <u>施設</u> (地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める公の施設であって、保険証券に記載された <u>施設</u> をいいます。)の管理業務をいいます。 |

- (2) <u>指定管理業務</u>について**記名被保険者**を指定した地方公共団体は、<u>指</u> 定管理業務に関する限りにおいて、<u>特別約款</u>第3条(被保険者)(1)⑦に 該当する者とみなします。
- (3) 事業者は、指定管理業務に関する限りにおいて、特別約款第3条(被保険者)(1)⑥に該当する者とみなします。
- (4) この条においては、特別約款第1条(用語の定義)の借用不動産修理 費用の定義中、ただし書き(2)の規定を適用しません。

第2条(人格権・宣伝侵害事故)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合は、<u>人格権・宣伝</u> 侵害事故について、この条の規定を適用します。

(1) アの冬において 次の田語の意味は それぞれ次の定義によります。

| (1) この余において、次の用語の息味は、てれてれ次の定我によりよう。 | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 用 語 | 定 義 | |
| 人格権侵害 | 被保険者によって行われた <u>不当行為</u> による他人の自由、名誉、 プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。 | |
| 人格権·宣伝 侵害事故 | 次の事由に起因する人格権侵害または宣伝侵害をいいます。① 被保険者による施設の所有、使用または管理② 被保険者による業務② 数保険者 | |
| 宣伝侵害 | 記名被保険者が製造、販売または提供した商品・サービス等に関して行われた広告・宣伝によって発生した次の侵害をいいます。 ① 他人の著作権の侵害 ② 他人またはその商品・サービス等に対する誹謗・中傷による権利侵害 | |
| <u>不当行為</u> | 次の行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束 ② 口頭または文書もしくは図画等による不当な表示 | |

- (2) この条において、事故とは、人格権・宣伝侵害事故(注)をいいます。
- (注) <u>人格権・宣伝侵害事故</u>
 <u>施設</u>または<u>業務</u>は、それぞれ保険証券記載の施設業務特約の<u>施設</u>
 または業務に限ります。
- (3) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、日本国内において事放が発生し、その事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされる場合に限り、保険金を支払います。
- (4) 当会社は、特別約款 第4条(保険金を支払わない場合)および特別 約款 第8条(損害賠償請求ベース)(3)に規定する損害のほか、直接であ るか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。ただし、④の規定は被保険者ごとに個別に適 用します。
 - ① 特別約款第8条(3)に規定する初年度契約の保険期間の開始時より前に行われた**不当行為**または広告・宣伝
 - ② 最初の行為が特別約款第8条(3)に規定する初年度契約の保険期

間の開始時より前に行われ、その継続または反復として行われた<u>不当</u> 行為または広告・宣伝

- ③ 事実と異なることを認識しながら、被保険者によって、または被保 険者の指図により行われた不当行為または広告・宣伝
- ④ <u>被保険者</u>によって、または<u>被保険者</u>の了解もしくは同意に基づいて 行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ⑤ **被保険者**による広告、出版、放送または通信の事業に関して行われた**不当行為**または広告・宣伝
- 6 契約違反による宣伝侵害
- ⑦ 生産物または仕事の価格、品質または性能に関する宣伝の過誤
- ⑧ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為
- ⑨ 次の事由に起因して生じる情報漏えい(注)またはそのおそれア. 被保険者による施設の所有、使用または管理
 - イ. 被保険者による業務の遂行

(注)情報漏えい

サイバー・情報漏えい事故補償特約第1条(用語の定義)の規定による定義に従います。

- (5) この条においては、第19条 (サイバーインシデントに起因する損害に 関する特則)(2)の規定を適用しません。
- (6) 当会社は、(3)に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額

次の①または②のいずれか低い額

- ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額(注1)
- ② 5億円。ただし、<u>事故</u>が<u>宣伝侵害</u>に該当する場合は 1.000万円とします。

免責金額

|保険証券記載の施設業務特約の免責金額(注2)

- (注1)保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 **身体の障害と財物**の<u>損壊等</u>に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。
- (注2)保険証券記載の施設業務特約の免責金額 身体の障害と財物の損壊等に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。

第3条(データ等の損壊に関する特則)

この保険契約に付帯される各特約において、<u>財物</u>の損壊または損壊等に起因する損害を補償する場合は、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| (1) | | tie vot et versitier sie versite et |
|-----|----|---|
| 用 | 語 | 定 義 |
| データ | 損壊 | 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの消失または破損であって、有体物の 損壊等 を伴わずに発生するものをいいます。ただし、ITユーザー行為またはIT業務(注) に起因するものを除きます。 |
| | | (注) ITユーザー行為またはIT業務 サイバー・情報漏えい事故補償特約第1条 (用語の定 義) の規定による定義に従います。 |

(2) <u>データ損壊</u>は、特別約款第1条(用語の定義)における<u>財物</u>の定義にかかわらず、<u>財物</u>の損壊に含まれるものとします。<u>データ損壊</u>についての特別約款第5条(損害の範囲)①に規定する法律上の損害賠償金の額

は、再作成費用または1.000万円のいずれか低い額とします。

(3) 設計書、図案、証書等の書類の<u>損壊</u>または<u>損壊等</u>に起因する<u>損害</u>を補償する場合は、特別約款第5条(損害の範囲)①に規定する法律上の損害賠償金の額は、再作成費用または1,000万円のいずれか低い額とします。

第4条(日本国外において発生した事故に関する特則)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合は、**国外業務事故**について、生産物特約が付帯されている場合は、**国外流出生産物事故**について、それぞれこの条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|---------------|--|
| 国外業務 事故 | 被保険者が一時的(単) に日本国外において行う業務により発生した施設・業務事故をいいます。 |
| | (注) 一時的 その 業務 に従事する者が出国してから帰国するまで の期間が30日以内(<u>事故</u> 対応のための日数を含みません。)である場合をいいます。 |
| 国外流出 生産物事故 | 生産物が、被保険者以外の日本国内に住所を有する者により日本国外に持ち出されたことにより発生した生産物・完成作業事故をいいます。ただし、その生産物が輸出用製品またはその構成部品・原材料として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。 |

- (2) この条において、事故とは、次のいずれかをいいます。
 - ① 国外業務事故
 - ② 国外流出生産物事故
- (3) 当会社は、**普通約款**第3章基本条項第8条(保険責任のおよぶ地域)の規定ならびに特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)および(2)の規定中「日本国内において」とある箇所を適用しません。
- (4) 当会社は、(3)の規定にかかわらず、<u>被保険者</u>が請け負った工事(機械・ 家具類修理を含みます。)に起因する<u>事故</u>については、保険金を支払い ません。
- (5) 当会社は、<u>事故</u>に起因する特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1) に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1) ①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の事故について、次の支払限度額を限度とし、かつ、保険証券記載の保険期間中に国外流出生産物事故に起因する損害に対して支払われる保険金と生産物特約の規定により支払われる保険金の合計額は、保険証券記載の生産物特約に適用される支払限度額を限度とします。

| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の支払限度額 ② 1,000万円 |
|-------|--|
| 免責金額 | 保険証券記載の 免責金額 |

第5条(牛産物・完成作業事故に関する特則)

この保険契約に生産物特約が付帯されている場合は、<u>生産物・完成作</u>業事故について、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|-------------|--|
| <u>販売人</u> | 記名被保険者が生産物の販売または提供を直接委託している者をいいます。 |
| 部品等 製造業者 | 記名被保険者 が部品または原材料等の製造を委託している 製造業者をいいます。 |

- (2) 記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、次の者は特別約款 第3条(被保険者)(1)⑥に該当する者とみなします。
 - ① 販売人
 - ② 部品等製造業者
- (3) 当会社は、**販売人**が**生産物**または**仕事の目的物**について行った加工・改造・修理等に起因して発生した**事故**によりその者自身が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(業務外個人行為事故)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合は、業務外個人行為事故について、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|---------------|--|
| 業務外個人 行為 | 次の行為で、業務と直接関係しないものをいいます。 ① 記名被保険者の指示または管理下において通常の業務を行う時間中(休憩時間を含みます。)に次の場所またはこれらの相互間の移動中に行った行為ア. 施設イ. 業務が行われる場所 ② 住居と①ア. またはイ. との間を合理的な経路および方法により往復する間に行った行為 |
| 業務外個人 行為事故 | 業務外個人行為またはその結果に起因する他人の身体の障 <u>書</u> または <u>財物の損壊等</u> をいいます。 |

- (2) この条において、事故とは、業務外個人行為事故 (注) をいいます。
- (注) **業務外個人行為事故** 施設または業務は、それぞれ保険証券記載の施設業務特約の<u>施設</u> または業務に限ります。
- (3) この条において、**被保険者**とは、**特別約款**第3条(被保険者)(1)の規 定にかかわらず、次に該当する者をいいます。
 - ① 記名被保険者の使用人
 - ② 記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(注)
 - ③ **記名被保険者**が法人以外の社団その他の事業者または任意団体 である場合は、その構成員
 - ④ **記名被保険者**が自然人である場合は、**記名被保険者**、その**配偶者** および同居の親族
- (注) 執行機関

理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

- (4) 被保険者相互間における他の被保険者は、他人とみなします。ただし、(3)④の被保険者間を除きます。なお、これにより当会社の支払限度額は増額されません。
- (5) 当会社は、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因 する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 記名被保険者の所有、使用または管理する財物の損壊等。ただし、

その<u>財物の損壊等</u>に起因して、それ以外の<u>財物</u>に発生した<u>損壊等</u>および**身体の障**害に対しては、この規定を適用しません。

- ② 被保険者の職務または業務の遂行に直接起因する事故
- (6) 当会社は、<u>事故</u>について施設業務特約第1章施設業務事故第2条 (保険金を支払わない場合)の規定を適用します。この場合において、 施設業務特約第1章施設業務事故第2条の規定中<u>業務</u>についての規 定は、業務外個人行為を業務とみなして適用します。
- (7) 当会社は、**事放**に起因する**特別約款**第2条(保険金を支払う場合) (1)に規定する損害については、**特別約款**第6条(支払保険金の計算) (1)①の規定にかかわらず、1回の**事放**について、法律上の損害賠償金の額から次の**免責金額**を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 ② 2億円 |
|-------|---|
| 免責金額 | なし |

第7条(公務員に関する特則)

特別約款第3条(被保険者)(1)②および⑥の使用人には、公務員(注)は含まないものとします。

(注) 公務員

次に掲げる法律およびこれらに基づく条例の規定により公益法人等に派遣されている公務員を含みます。以下同様とします。

- ① 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ③ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)

第8条(工事に関する特則)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合は、<u>施設・業務</u> 事故について、生産物特約が付帯されている場合は、<u>生産物・完成作業</u> 事故について、それぞれこの条の規定を適用します。

1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 | 語 | 定 義 | | | |
|-----|---|---|--|--|--|
| 工作物 | | 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、そ の収容物または付属物を含みます。 | | | |
| 工事 | | 機械・家具類修理を含みます。 | | | |

- (2) **記名被保険者**が請け負った<u>工事</u>による<u>施設・業務事故</u>または<u>生産物・完成作業事故</u>については、当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)、施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合) および生産物特約第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の<u>損壊</u>
 - ② 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
 - ③ 地下水の増減
- (3) この保険契約の対象および保険期間を特定の1工事に合わせて設定した場合において、その工事に係る業務が保険期間内に終了しないときは、保険期間は、保険契約者または被保険者が業務の終了しない理由および終了予定日を遅滞なく当会社に書面により通知することによって、業務の終了または放棄の時まで延長されるものとします。ただし、

正当な理由なくその通知が行われずもしくは遅滞した場合または当会 社が別段の意思表示をした場合を除きます。

(4) 当会社は、被保険者の住事の目的物の損壊等に起因する損害に対しては、特別約款第3条(被保険者)(2)本文の規定を適用しません。

第9条(介護業務に関する特則)

記名被保険者の業務が介護業務である場合において、この保険契約に施設業務特約が付帯されているときは施設・業務事故について、生産物特約が付帯されているときは生産物・完成作業事故について、それぞれこの条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| (1) (1) | において、次の用品の意味は、てれてれたの定我によりより。 |
|---------|---|
| 用 語 | 定 義 |
| 介護業務 | 次の <u>業務</u> またはサービスをいいます。 ① 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定される業務 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定される業務 ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定される業務 ④ ホームヘルパー、訪問介護員、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の養成、研修または講習 ⑤ ①から④までに準じるその他業務またはサービス |
| 看護行為等 | 介護保険法に定義する保健医療サービスおよび福祉サービスにおける、理学療法士または作業療法士が行う業務および看護師が行う看護行為(注)をいいます。 (注)看護行為 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条の療養上の世話をいい、診療の補助に該当しない行為をいいます。 |

- (2) **記名被保険者**がホームヘルパー等の養成研修を実施する介護事業者である場合は、特別約款第3条(被保険者)(1)②の「**記名被保険者** の使用人」には、協力会員および養成研修を受講している研修受講生を含むものとします。
- (3) 当会社は、<u>看護行為等</u>については、<u>特別約款</u>第4条(保険金を支払わない場合)(1)(8)ア. およびキ. の規定は適用しません。

第 10 条 (居宅介護等支援業務に関する特則)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合において、<u>記名</u>被保険者の業務が居宅介護等支援業務であるときは、居宅介護等支援業務事故について、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 | 語 | 定 義 |
|-----------------|------|---|
| 居宅介 支援業 | | 次のいずれかをいいます。 ① 介護支援専門員 (ケアマネージャー) が行う居宅介護支援、介護予防支援、要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査等の <u>業務</u> ② 相談支援専門員が行う相談支援等の <u>業務</u> |
| 居宅介 支援業 故 | 1004 | 次の事由に起因して他人の財産上の権利を侵害することをいいます。 身体の障害 、精神的被害または 財物 の 損壊等 によるものを含みません。 ① <u>被保険者</u> による <u>施設</u> の所有、使用または管理 ② 被保険者による業務の遂行 |

(2) この条において、事故とは、居宅介護等支援業務事故(注)をいいます。

(注) 居宅介護等支援業務事故

施設または業務は、それぞれ保険証券記載の施設業務特約の<u>施設</u>または業務に限ります。

- (3) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、日本国内において事故が発生し、その事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされる場合に限り、保険金を支払います。
- (4) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および特別 約款第8条(損害賠償請求ベース)(3)に規定する損害のほか、直接であ るか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。ただし、①および②の規定は被保険者ごとに 個別に適用します。
 - ① <u>被保険者</u>によって、または<u>被保険者</u>の了解もしくは同意に基づいて 行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
 - ② <u>被保険者</u>が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(注1)
 - ③ 被保険者の支払不能または破産
 - ④ 被保険者の公務員または会社の役員としての行為
 - ⑤ 人格権·宣伝侵害事故 (注2)
 - ⑥ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
 - ⑦ 業務の保証
 - ⑧ 業務に対して与えられるまたは要求される報酬、手数料等またはその他の形態の代償の返還請求
 - ⑨ 被保険者の使用人による不誠実行為(注3)
 - 10 サイバー・情報漏えい事故(注4)
- (注1) 認識していた行為

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 人格権・宣伝侵害事故

第2条(人格権・宣伝侵害事故)(1)の規定における定義に従います。

(注3) 不誠実行為

日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

- (注4) サイバー・情報漏えい事故 サイバー・情報漏えい事故補償特約第1条(
 - サイバー・情報漏えい事故補償特約第1条 (用語の定義) の規定における定義に従います。
- (5) 被保険者は、居宅介護等支援業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。被保険者が正当な理由なくこの義務に違反した場合は、当会社は、その記録を備えていない居宅介護等支援業務に起因して生じた損害に対しては、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、(3)に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額 次の①または②のいずれか低い額

- ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額(注1)
- ② 1.000万円

免責金額 保険証券記載の施設業務特約の免責金額(注2)

- (注1)保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 **身体の障害と財物**の<u>損壊等</u>に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。
- (注2)保険証券記載の施設業務特約の<u>免責金額</u> **身体の障害と財物**の<u>損壊等</u>に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。

第11条(警備業務に関する特則)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合において、**記名被保険者の業務**が警備業務であるときは、<u>施設・業務事故</u>について、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 | 語 | 定 義 |
|------------|------------|--|
| 警備業 | 終務 | 警備業法 (昭和47年法律第117号) に基づく <u>業務</u> または <u>警備</u> 対象物の運送業務をいいます。 |
| <u>警備契</u> | 2約書 | 警備業務を行うことを約した警備契約書および運送契約書をいい、付属する計画書または仕様書を含みます。 |
| 警備対 | 才象物 | 警備業務の対象となる <u>財物</u> または <u>警備業務</u> の対象となる区域内にある <u>財物</u> をいいます。 |

- (2) 施設・業務事故には、次の事由を含むものとします。
 - ① 被保険者によって行われた業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等
 - ② 警備対象物である自動車または原動機付自転車の損壊等
 - ③ **警備対象物**の運送業務の遂行に起因する<u>被保険者</u>が受託した<u>財</u>物の損壊等
- (3) 施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合)(1)②の規定は、警備対象物の損壊等には適用しません。
- (4) 当会社は、特別約款等4条(保険金を支払わない場合)および施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
 - ② 被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けずに、または認定・免許を取り消された後に遂行した警備業務
 - ③ <u>被保険者</u>が発注者との間の<u>警備契約書等</u>に基づかずに遂行した 警備業務
 - ④ 被保険者が製造、販売または提供した警備業務用機械装置の品質上の欠陥による同機械装置自体の損壊等
- (5) **被保険者**が保険金を請求する場合は、**普通約款**第3章基本条項第27 条(保険金の請求)(2)に規定する書類のほか、**警備契約書等**の写しを 当会社に提出しなければなりません。

第12条(人材派遣業務に関する特則)

記名被保険者の業務が人材派遣業務である場合は、この条の(1)から(3)までの規定を適用します。この場合において、この保険契約に施設業務特約が付帯されているときは、不誠実行為事故について、この条の(1)から(3)までのほか、(4)から(7)までの規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|-------------------|---|
| <u>人材</u> 派遣業務 | 労働者派遣法等 に基づいて行う労働者派遣事業をいいます。 |
| 派遣労働者 | 労働者派遣法等 に基づき <u>記名被保険者</u> により派遣された者をいいます。 |
| 不誠実行為 | 日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横 領または背任行為をいいます。 身体の障害 、精神的被害または 財物 の <u>損壊</u> によるものを含みません。 |

不誠実行為 事故 事故 ① 放保険者による施設の所有、使用または管理 ② 被保険者による整務の遂行 労働者 派遣法等 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保 護等に関する法律(昭和60年法律第88号)または高年齢者 等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)を

- (2) 業務には、派遣先において派遣労働者が行う業務を含むものとします。
- (3) 記名被保険者から派遣労働者の派遣を受けた者は、(2)の業務に関する限りにおいて、特別約款第3条(被保険者)(1)(⑦に該当する者とみなします。
- (4) (5)から(7)までの規定において、事故とは、不誠実行為事故をいいます。
- (5) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、日本国内において事故が発生し、その事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされる場合に限り、保険金を支払います。
- (6) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および特別 約款第8条(損害賠償請求ベース)(3)に規定する損害のほか、直接であ るか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約締結の時に、**記名被保険者**が、既に発生し、またはその 準備行為が行われていることを認識していた**不誠実行為**
 - ② 保険証券記載の保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年が経過した後に発見された不誠実行為
 - ③ 記名被保険者の重大な過失による不誠実行為
 - ④ 労働争議に乗じて行われた不誠実行為

いいます。

- ⑤ 穴埋め行為(注)。ただし、この規定は、これによって生じた損害のうち、 既に行われた**不誠実行為**による損害を超過する部分には適用しません。
- ⑥ 不誠実行為によって不法に領得された財物の使用不能
- ⑦ 行為者を特定することができない**不誠実行為**

(注) 穴埋め行為

既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。

(7) 当会社は、(5)に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 (注1) ② 1,000万円 |
|-------|--|
| 免責金額 | 保険証券記載の施設業務特約の 免責金額 (注2) |

------(注1) 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額

身体の障害と<u>財物の損壊等</u>に適用される額が異なる場合はいずれか高い額とします。

(注2)保険証券記載の施設業務特約の免責金額 身体の障害と財物の損壊等に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。

第13条(学校に関する特則)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合において、記<u>名被</u>保険者の業務が学校による教育活動であるときは、施設・業務事故につ

いてこの条の(1)から(4)までの規定、<u>学校教育事故</u>についてこの条の<math>(1)から(10)までの規定、<u>生徒行為事故</u>についてこの条の<math>(1)から(4)までのほか(11)から(16)までの規定をそれぞれ適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| . , >1. | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 用 語 | 定 義 | | | | |
| <u>学校</u> | 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校および専 修学校 ^(注) をいいます。 | | | | |
| | (注) 専修学校 国、地方公共団体または学校法人が設置する専修学校 に限ります。 | | | | |
| 学校教育事 次の事由に起因して日本国内において発生する不治 いいます。入学試験の申込手続、合否発表の過誤 体の障害または財物の損壊等を除きます。 ① 被保険者による施設の所有、使用または管理 ② 被保険者による業務の遂行 | | | | | |
| 職業体験先 企業 | 記名被保険者が生徒等に対して職業体験等の学習活動を実施するために、記名被保険者から生徒等を受入れる者をいいます。 | | | | |
| 生徒行為 | 生徒等が行った次の行為をいいます。 ① 記名被保険者である学校の指示または管理下において、業務を行う時間中(休憩時間を含みます。)に次の場所またはこれらの相互間の移動中に行った行為ア. 施設イ、業務が行われる場所 ② 住居と①ア. またはイ. との間を合理的な経路および方法により往復する間に行った行為 | | | | |
| 生徒行為事 故 | 生徒行為またはその結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等をいいます。 | | | | |
| 生徒等 | 学校の学生、生徒、児童または幼児をいいます。 | | | | |

2) **特別約款**第3条(被保険者)(1)②および第6条(業務外個人行為事故) (3)①の「**記名被保険者**の使用人」には、外部協力員(準を含むものとしま す。ただし、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)(2)③の規定は、外 部協力員には適用しません。

(注) 外部協力員

記名被保険者である学校の依頼を受けて生徒等の教育活動に協力する行政協力員等で、学校教育の指導協力者として教育委員会または学校の名簿等に登録された者をいいます。以下(2)において同様とします。

- (3) **業務**には、**職業体験先企業**において**生徒等**が行う**業務**を含むものとします。ただし、**記名被保険者**である<u>学校</u>が幼稚園、大学または専修学校である場合を除きます。
- (4) 職業体験先企業は、(3)の業務に関する限りにおいて、特別約款第3条 (被保険者)(1)⑦に該当する者とみなします。
- (5) (6)から(10)までの規定において、事故とは、学校教育事故(注)をいいます。

(注) <u>学校教育事故</u>

施設または業務は、それぞれ保険証券記載の施設業務特約の施設 または業務に限ります。

(6) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、日本国内において事故が発生し、その事故に起因する損害賠償請

求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において<u>被保険者</u>に対してなされる場合に限り、保険金を支払います。

- (7) 被保険者とは、特別約款第3条(被保険者)の規定にかかわらず、記名被保険者のほか、次に掲げる者をいいます。
 - ① 記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(注)
 - ② 記名被保険者の使用人
 - ③ **記名被保険者**が学校教育法(昭和22年法律第26条)に定める国 立学校または公立学校の場合はその設置者
- (注) 執行機関

理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

- (8) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および特別約款 第8条(損害賠償請求ベース)(3)に規定する損害のほか、直接であるか間接 であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払 いません。ただし、①、②、④および⑤の規定は<u>被保険者</u>ごとに個別に適用 します。
 - ① **被保険者**によって、または<u>被保険者</u>の了解もしくは同意に基づいて 行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
 - ② **被保険者**が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(注1)
 - ③ 建築、土木、組立その他の工事の遂行
 - ④ 被保険者の研究者または会社の役員としての行為
 - ⑤ 国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第2項の規定により、公務員に対する求償がなされるべき事故
 - ⑥ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
 - ⑦ 業務の保証
 - ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動
 - ⑨ 教職員や講師等の不足
 - ⑩ 教育活動以外の収益事業
 - ① 保険契約や保険証券の手配
 - ② 記名被保険者の破産、解散または倒産
 - ③ 学校の閉鎖
 - ④ 記名被保険者が入学試験の申込手続、合否発表の過誤の訂正をその発生から1年以内または過誤があったことを知った日から60日以内に行わなかったこと。ただし、入学試験の申込手続、合否発表の過誤による精神的苦痛に対する法律上の損害賠償金については、この規定を適用しません。
 - ⑤ 被保険者相互間の事故
 - (i) 人格権·宣伝侵害事故(注2)
 - 即 サイバー・情報漏えい事故(注3)
- (注1) 認識していた行為

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

- (注2) 人格権・宣伝侵害事故
 - 第2条(人格権・宣伝侵害事故)(1)の規定における定義に従います。
- (注3) サイバー・情報漏えい事故 サイバー・情報漏えい事故補償特約第1条 (用語の定義) の規定 における定義に従います。
- (9) 当会社は、(6)に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、この項の規定により支払う保険金と(10)の規定により支払う保険金の合計額について、次の支払限度額を限度とします。

 支払限度額
 次の①または②のいずれか低い額

 ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額(注1)

 ② 1億円

 佐責金額
 保険証券記載の施設業務特約の免責金額(注2)。ただし、(10)の保険金のみを支払う場合は、これを適用しません。

(注1) 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 **身体の障害と財物**の損壊等に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。

- (注2)保険証券記載の施設業務特約の<u>免責金額</u> **身体の障害と財物**の<u>損壊等</u>に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。
- (10) 入学試験の申込手続、合否発表の過誤による精神的苦痛に起因する事故について、当会社が法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、被害者1名あたり30万円を限度とします。
 - (11) (12)から(16)までの規定において、事故とは、生徒行為事故(注)をいいます。

(注) 生徒行為事故

<u>施設</u>または<u>業務</u>は、それぞれ保険証券記載の施設業務特約の<u>施設</u>または業務に限ります。

- (12) 被保険者とは、特別約款第3条(被保険者)(1)の規定にかかわらず、次の者をいいます。
 - ① 記名被保険者である学校に所属する生徒等
 - ② ①の法定の監督義務者
- (3) 被保険者相互間における他の被保険者は、他人とみなします。ただし、被保険者とその配偶者および同居の親族間を除きます。なお、これにより当会社の支払限度額は増額されません。
- (4) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因 する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① **記名被保険者**の所有する**財物**の<u>損壊等</u>。ただし、その**財物**の損壊 等に起因して、それ以外の<u>財物</u>に発生した<u>損壊等</u>および<u>身体の障害</u> に対しては、この規定を適用しません。
 - ② 大学または専修学校の生徒等による事故
- (15) 当会社は、<u>事故</u>について施設業務特約第1章施設業務事故第2条 (保険金を支払わない場合)の規定を適用します。この場合において、 施設業務特約第1章施設業務事故第2条の規定中、<u>業務</u>についての規 定は、生徒行為を業務とみなして適用します。
- (6) 当会社は、事故に起因する特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1) に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1) ①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

 支払限度額
 次の①または②のいずれか低い額

 ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額

 ② 2億円

第14条(シルバー人材センターに関する特則)

記名被保険者がシルバー人材センターである場合は、この条の(1)から(3)までの規定を適用します。この場合において、この保険契約に施設業務特約が付帯されているときは、この条の(1)から(3)までのほか(4)の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 | 語 | 定義 |
|-----|----------|---|
| 会員業 | <u> </u> | 登録会員が、シルバー人材センターまたはシルバー人材センターの紹介先から受託したまたは紹介された業務をいいます。 |
| 登録会 | 員 | シルバー人材センターの登録会員をいいます。 |

- (2) 業務には、登録会員が行う会員業務を含むものとします。
- 登録会員は、(2)の業務に関する限りにおいて、特別約款第3条(被保 険者) (1)⑥に該当する者とみなします。
- (4) 当会社は、施設業務特約第2章保管財物事故第5条(支払保険金の 計算) の規定中 [1,000万円 | とあるのを [2,000万円 | と読み替えて、 施設業務特約第2章保管財物事故を適用します。

第15条(キーシリンダー交換費用)

記名被保険者の業務に鍵の管理を含む場合において、この保険契約に 施設業務特約または保管財物特約が付帯されているときは、保管財物事故 について、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用 | 語 | 定 義 |
|---|---|--|
| 鍵 | | 建物管理のために管理する鍵をいいます。カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。 |

- (2) 鍵およびその鍵により開錠することができる錠前は、保管財物に含む ものとします。
- 鍵またはその鍵により開錠することができる錠前の損壊等は、鍵およ びその鍵により開錠することができる錠前の損壊等とみなします。
- (4) (3)に規定する損壊等に起因する損害を補償する場合には、特別約款 第5条(損害の範囲) ①に規定する法律上の損害賠償金の額は、交 換費用または再作成費用の額とします。

第16条(LPガス事業者に関する特則)

記名被保険者の業務がLPガス販売業務またはLPガススタンド業務で ある場合において、この保険契約に施設業務特約が付帯されているときは 施設・業務事故について、生産物特約が付帯されているときは生産物・完成 作業事故について、それぞれこの条の規定を適用します。

| (1) この条 | たにおいて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 |
|------------------------------|---|
| 用 語 | 定義 |
| <u>LPガススタン</u> <u>ド業務</u> | 次の<u>業務</u>をいいます。① 自動車または<u>原動機付自転車</u>(部品および<u>付属品</u>を含みます。) に関する点検・調整、洗車またはオイル・水・ |
| | 部品・ 付属品 の供給 ② <u>被保険者</u> が所有または使用する自動車または <u>原動機付</u> 自転車に対するLPガスの充てんおよびこれに伴う <u>業務</u> ③ ①または②の業務のための施設の所有、使用または管理 |
| LPガス販売 業務 | 次の業務をいいます。 ① LPガスの供給またはこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てんもしくは移動等 ② LPガス容器等のLPガス器具の販売・貸与、配管、取付・取替または点検・修理等 ③ ①または②の業務のための施設の所有、使用または管理 |
| 見舞金 | 損害賠償金を支払わない場合において慣習として支払う吊慰 金または見舞金等をいいます。 |

- この条において、事故とは、次のいずれかをいいます。
 - ① 施設・業務事故

- ② 生産物·完成作業事故
- (3) (2)に規定する事故について、次のとおりとします。
 - ① (2)①または②における業務とは、被保険者によるLPガス販売業務またはLPガススタンド業務をいいます。ただし、保険証券記載の業務に限ります。
 - ② (2)①における<u>施設</u>とは、<u>被保険者</u>が①の<u>業務</u>のために所有、使用また は管理する<u>施設</u>をいいます。ただし、保険証券記載の<u>施設</u>に限ります。
 - ③ (2)②における生産物とは、オイル、水、部品または<u>付属品</u>をいいます。ただし、保険証券記載の生産物に限ります。
- (4) 当会社は、施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合)(1)②アの規定は、自動車で輸送中(積込みまたは積卸し作業を含みます。)の容量が600kg以下のLPガス容器またはその容器中のLPガスに起因する損害には適用しません。
- (5) 当会社は、生産物特約第2条 (保険金を支払わない場合) (1)①の規定を適用しません。
- (6) <u>生産物・完成作業事故</u>について当会社が保険証券記載の保険期間中に支払う保険金の合計額に適用される支払限度額が保険証券に記載されている場合でも、当会社は、これを適用しません。
- (7) 当会社は、**普通約款**第3章基本条項第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、(4)の規定により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その自動車に自賠責保険契約(部)が締結されるべき、もしくは締結されているとき、または自動車保険契約が締結されているときは、その損害額がその自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額の合計額を超過する額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 自賠責保険契約

自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく責任保険 契約または責任共済契約をいいます。以下同様とします。

- (8) 当会社は、(7)に規定された自賠責保険契約および自動車保険契約 により支払われる保険金を合算した金額または保険証券に記載された<u>免責金額</u>のいずれか大きい金額を<u>免責金額</u>として、<u>特別約款</u>第6条(支払 保険金の計算)(1)①の規定を適用します。
- (9) 当会社は、(2)の**事故**(注)について、**被保険者**が損害賠償金を支払うことなく、当会社の同意を得て**見舞金**を支払った場合は、(10)から(4)までの規定にしたがい、**被保険者**が**見舞金**の支払により被った損害に対して、保険金を支払います。

(注)事故

特別約款第1条(用語の定義)における施設・業務事故の定義中 「損壊等」とあるのを「損壊」と読み替えます。

- (10) (9)の保険金は、<u>被保険者</u>が<u>見舞金</u>を支払った被害者に対して法律上の損害賠償責任を負うことが分かったときは、法律上の損害賠償金に対する保険金に充当されるものとします。
- (1) (9)の規定にかかわらず、当会社は、特別約款および施設業務特約または生産物特約に規定する保険金を支払わない場合((4)および(5)の規定の適用後のものをいいます。)のほか、次に掲げる事故については、(9)の保険金を支払いません。この場合において、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)の規定中、「賠償責任」とある箇所は「見舞金」と読み替えます。
 - ① 被害者側のLPガス(器具、配管などを含みます。)の取扱上の過 誤のみによって発生した事故
 - ② LPガススタンド業務の定義中①の業務に起因する事故。ただし、

LPガスの燃焼または爆発による事故を除きます。

- (12) 当会社は、(9)の規定により、1回の<u>事故</u>について、<u>被保険者</u>が被害者に支払った金額から保険証券記載の<u>免責金額</u>を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の①および②の規定による額を限度とし、かつ、これらの合計額について100万円を限度とします。
 - ① **身体の障害**に係る保険金の額は、同一の<u>事故</u>に基づく被害者1名について、次の場合により、それぞれの限度額とします。同一の<u>事故</u>に基づく同一被害者について、死亡に係る保険金を支払う場合において、既に支払ったイ. に係る保険金があるときは、50万円から既に支払ったイ. の金額を差し引いた残額を限度額とします。

| 項目 | | | 限度額 | |
|--------------|------------------------------|--|-----------------------------|--|
| ア. 死亡した場合 | ア. 死亡した場合 | | | |
| イ. 死亡に至らない場合 | 病院または診療所 に入院した期間 | 31日以上 15日以上30日以内 8日以上14日以内 7日以内 | 25万円 20万円 10万円 5万円 | |
| | 治療した期間 (入院した期間を除 きます。) | 31日以上 15日以上30日以内 8日以上14日以内 7日以内 | 5万円 4万円 2万円 1万円 | |

- ② <u>財物</u>の<u>損壊</u>に係る保険金の額は、1回の<u>事故</u>について、10万円を 限度とします。
- (3) <u>被保険者</u>が(9)から(2)までの規定に基づき保険金の支払を受けようと する場合は、<u>被保険者</u>は、<u>被保険者</u>が支払った<u>見舞金</u>に係る被害者の 受領書等、<u>被保険者</u>の損害を証明する書類を当会社に提出しなければ なりません。
- (4) (13)の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合または(13)の義務に違反した場合は、<u>被保険者</u>は、既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

第17条(クリーニング業務に関する特則)

この保険契約に施設業務特約または保管財物特約が付帯されている場合において、記名被保険者の遂行する業務がクリーニングであるときは、保管財物事故における洗たく物の損壊等について、この条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|--------|---|
| クリーニング | 洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または 皮革・毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。 |
| 洗たく物 | 被保険者が業務の遂行のためにクリーニングを目的として他人から受託する衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品をいい、保管財物に該当するものをいいます。ただし、クリーニング以外の目的で保管を行う物を除きます。 |
| 損壊等 | 損壊、紛失、盗取、詐取または誤配をいいます。 |

(2) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および保管財物特約第1章保管財物事故第3条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- 洗たく物の欠陥
- ② 洗たく物の修理、加工または染色・色抜き
- ③ クリーニングの技術上の重大な過失。ただし、これによって火災、破 裂または爆発が発生した場合を除きます。
- 当会社は、洗たく物の製造業者、販売業者、縫製業者または染色業者 が法律上の損害賠償責任を負担すべき損害に対しては、保険金を支払い ません。
- (4) 洗たく物については、保管財物特約第1章保管財物事故第3条(保険 金を支払わない場合)(2)①の規定中「発見された損壊等」とあるのは 「被保険者に通知された損壊等|と読み替えて適用します。

第18条(従業員所有自動車による企業賠償事故)

この保険契約に施設業務特約が付帯されている場合は、従業員所有自 動車事故について、この条の規定を適用します。

| (1) この条 | (1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 | | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 用 語 | 定 義 | | | | | |
| 軌道・索道に より運行する 交通乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。 遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されているもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等を含みません。 | | | | | |
| <u>従業員</u> | 記名被保険者の使用人をいいます。ただし、記名被保険者が自然人である場合は、その同居の <u>親族</u> を含みません。 | | | | | |
| 従業員所有 自動車 | 従業員が所有(注)または常時使用する自動車もしくは原動機付 自転車をいいます。ただし、記名被保険者が所有(注)または借 用するもの、および作業場内専用車を除きます。 (注)所有 | | | | | |
| | 所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上 を期間とする賃借契約による借入れを含みます。ただし、 所有権留保条項付売買契約による所有権留保は含み ません。 | | | | | |
| 従業員所有 自動車事故 | 従業員による従業員所有自動車の使用または管理に起因する 次の事由のうち、その従業員が業務の遂行のため(注1)に自ら運 転者として日本国内を運転中(注2)に発生したものをいいます。 ① 他人の身体の障害 ② 他人の財物の損壊 ③ 軌道・素道により運行する交通乗用具の運行不能(注3) | | | | | |
| | (注1)業務の遂行のため 通勤途上を含みます。 (注2)運転中 運転中には、駐車または停車中を含みません。 (注3)運行不能 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布または特定の者への伝達に起因するものを含みません。 | | | | | |

- この条において、<u>事故</u>とは、<u>従業員所有自動車事故</u>をいいます。
- 当会社は、特別約款第2条 (保険金を支払う場合) および施設業務特 約第2条 (保険金を支払わない場合) (1)②ア.の規定にかかわらず、保険証 券記載の保険期間中に発生する事故について、記名被保険者が法律上

- の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払 います。
- (4) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および施設業務特約第2条(保険金を支払わない場合)((1)②アを除きます。)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等 自動車を取り扱う<u>業務</u>として受託した<u>従業員所有自動車</u>の使用また は管理
 - ② 従業員が、従業員所有自動車に関する正当な権利を有する者の承 器を得ないで行った従業員所有自動車の使用または管理
 - ③ **従業員所有自動車**を競技 (注1) もしくは曲技 (注2) のために、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用 (注3) すること。

(注1) 競技

ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、練習を含みます。

(注2) 曲技

サーカスやスタントカー等をいい、練習を含みます。

(注3) 使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

- (5) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、**記名被保険者**が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 次のいずれかに該当する者が所有、使用または管理する<u>財物</u>の<u>損</u> **壊**について、その<u>財物</u>に関する正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - ア. <u>従業員所有自動車</u>を所有、使用または管理している<u>従業員</u> イ. アの父母、<u>配偶者</u>または子
 - ② 次のいずれかの者に対して負担する賠償責任 ア. **従業員所有自動車**を所有、使用または管理している**従業員** イ. アの父母、**配偶者**または子
- (6) 従業員所有自動車につき自賠責保険契約または自動車保険契約(註1)が締結されている場合は、当会社は、普通約款第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、その損害の額が自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるまたは支払われた保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金を支払います。ただし、保険証券記載の施設業務特約の支払限度額(註2)を限度とします。

(注1) 自動車保険契約

自動車共済契約を含みます。以下同様とします。

(注2)保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 従業員所有自動車事故の定義③に規定する事由の場合で、**身体** の障害と財物の損壊に適用される額が異なるときはいずれか高い 額とします。

- (7) 特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①に規定する**免責金額**は、次のいずれか大きい金額とします。
 - ① 自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるまたは 支払われた保険金の合計額
 - ② 保険証券記載の施設業務特約の免責金額(注)

と財物の損壊に適用される額が異なるときはいずれか高い額とします。

- (8) **記名被保険者**は、(3)の保険金を請求する場合は、<u>普通約款</u>第27条 (保険金の請求)(2)に規定する書類のほか、(6)に規定する自賠責保険 契約または自動車保険契約の内容を確認するための保険証券等の書 類および自動車検査証の写を当会社に提出しなければなりません。
- (9) <u>事故</u>について、<u>記名被保険者</u>が<u>従業員</u>に対して損害賠償請求権を行使しないことをあらかじめ当会社に対して意思表示した場合は、当会社は、<u>普通約款</u>第32条(代位)の規定により取得した権利を、その<u>従業員</u>に対しては行使しません。

第19条(サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| (1) この条 | において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 |
|----------------|--|
| 用 語 | 定義 |
| コンピュータ システム | 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。 |
| サイバーインシデント | 次の事象をいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。 |
| サイバー攻撃 | コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる不正な行為または犯罪行為をいい、次の行為を含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムへの不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。) ④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為 |
| (a) W 🛆 54 | いと 本枝ベナスに明枝ベナスに)にたたしさば、はえば、たこでいる |

- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、(2)の規定を適用しません。

第20条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

【9F】 読替特約(事業をおまもりする保険用)

第1条(読替規定-保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、この特約により、<u>特別約款</u>第4条(保険金を支払わない場合)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
 - ④ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(注1)
 - ア. 核燃料物質(注2)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - 工. 放射性同位元素
 - オ.ア. からエ. までのいずれかにより汚染された物 (注3)

ただし、この規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性 同位元素 (註4) の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応また は原子核の崩壊もしくは分裂については、その使用、貯蔵または運 搬に関し法令違反があった場合を除き、適用しません。

- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出等(注5)。ただし、この規定は、次のすべての条件 をみたす場合には適用しません。
 - ア. 汚染物質の排出等が不測かつ急激であり、その原因となる事故 が突発的に発生したものであること。
 - イ. 汚染物質の排出等の原因となる事故が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等を発見したこと。
 - ウ. その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が普通約款 第3章基本条項第23条(事故発生時の義務)②の通知を当会 社に対して行ったこと。
- ⑧ 次の行為または業務の遂行またはその結果
 - ア. 治療・軽減・予防・診察・診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. 医薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療用具 等の治験
 - ウ. はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復
 - エ.カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為

- オ. エステティック等の身体の美容
- カ. 次の法律に違反する、または違反するおそれのある行為
 - (ア)医師法(昭和23年法律第201号)
 - (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和35年法律第145号)
 - (昭和22年法律第217号)
 - 工 柔道整復師法 (昭和45年法律第19号)
- キ.法令により、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを許されていない行為
- ク. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める産業廃棄物処理業の業務
- 動血もしくは血液製剤から生じた後天性免疫不全症候群、後天性免疫不全症候群の原因物質またはB型もしくはC型肝炎
- ⑩ 飛行場のグランドハンドリング業務または航空管制業務としての行為
- ユキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登はん(注6)の運営、指導、監督または引率
- ② 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) に定める発電事業者が所有、使用または管理する石炭火力発電所
- ④ 一般炭の炭鉱開発事業
- ①5 石油資源開発事業
- (6) 国際人道法その他の条約または法令により使用を規制されている兵器の製造
- (注1) 有害な特性またはその作用 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (注2) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
- 使用済燃料を含みます。 (注3) 汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4)放射性同位元素 ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- (注5) 排出等 排出・流出・溢出または漏出をいいます。以下(1)において同様とします。
- (注6) 山岳登はん ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、 ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいいます。
- (2) 当会社は、この特約により、施設業務特約第1章施設業務事故第2条 (保険金を支払わない場合)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - (1) 当会社は、**特別約款**第4条(保険金を支払わない場合)に規定する 損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因

する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理 (注1)
 - ア. 自動車または原動機付自転車
 - イ. 航空機
 - ウ. <u>施設</u>外における<u>船舶・車両 (注2)</u>
 - 工. 熱気球
- ③ 塵埃または騒音
- ④ 飛散防止対策等の<u>事故</u>発生の予防に必要な措置を取らずに行われた<u>業務</u>による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
- ⑤ 遊漁船業務の遂行
- (6) 託児業務(注3)の遂行に起因する満1歳に満たない者の身体の障害
- ⑦ 記名被保険者の行う業務が運送事業である場合において、その下請負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業者の業務の遂行
- ⑧ 海底ケーブル補修業務の遂行
- ⑨ 海洋掘削装置または掘削基地の稼働
- (注1)次のいずれかの所有、使用または管理 荷物の積込みまたは積卸し作業を除きます。
- (注2) 施設外における船舶・車両
- 原動力が専ら人力である場合を除きます。
- (注3) 託児業務 託児、保育、ベビーシッター等の名称を問わず乳幼児をその保護 者から預かることをいいます。

第2条(支払保険金の計算に関する特則)

当会社は、この特約により、特別約款第6条(支払保険金の計算)(3)の規定を適用しません。

第3条(読替規定-継続契約の告知義務)

当会社は、この特約により、保険契約の自動継続に関する特約第9条(継続契約の告知義務)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第2条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書および継続証等に記載された告知事項(インターネット上の申込画面の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものを含みます。以下同様とします。)に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、告知事項の変更内容を当会社に告げなければなりません。
- (2) 第2条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約継続時(注1)に把握可能な直近の会計年度(1年間)における売上高(注2)が1億円を超えていたときは、保険契約者または被保険者は、その事実を当会社に告げなければなりません。
- (3) (1)および(2)の規定による告知については、この保険契約の付帯される普通保険約款の告知義務に関する規定を準用します。

(注1) 保険契約継続時

この保険契約の満了する日の2か月前の応当日とします。

(注2) 売上高

建設業の場合は完成工事高とします。

第4条(告知事項に関する特則)

当会社は、この特約により、**普通約款**第9条(告知義務)(6)として、同条(5)の規定の次に以下の規定を追加します。

Γ

(6) 当会社は、保険契約締結時から5年間、(1)に規定する告知事項の内容をいつでも調査することができます。当会社は、保険契約者または被保険者に対して、この調査のために必要とする書類もしくは証拠の提出またはこの調査への協力を求めることがあります。この場合には、保険契約者または被保険者は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第5条(読替規定-介護業務に関する特則)

当会社は、この特約により、追加特約第9条(介護業務に関する特則)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第9条(介護業務に関する特則)

記名被保険者の業務が介護業務である場合において、この保険契約に施設業務特約が付帯されているときは施設・業務事故について、生産物特約が付帯されているときは生産物・完成作業事故について、それぞれこの条の規定を適用します。

(1) この条において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| (1) | رەپ | 火に400 - C10(62)11111162717291424、C40 C400(62)7C4数1626.42 3 9 |
|-----|-----|--|
| 用 | 語 | 定 義 |
| 介護業 | 務. | 次の業務またはサービスをいいます。 ① 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定される業務 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定される業務 ③ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定される業務 ④ ホームヘルパー、訪問介護員、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の養成、研修または講習 ⑤ ①から④までに準じるその他業務またはサービス |

(2) 記名被保険者がホームヘルパー等の養成研修を実施する介護事業者である場合は、特別約款第3条(被保険者)(1)②の「記名被保険者の使用人」には、協力会員および養成研修を受講している研修受講生を含むものとします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 **普通約款、特別約款**およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

I.施設業務特約に関する補償関連特約

【8X】サイバー・情報漏えい事故補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| この特系 | 的に | おいて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 |
|-------------|----|---|
| 用 誰 | 丘口 | 定 義 |
| <u>IT業務</u> | | 日本国内における次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為を除きます。 ① ソフトウェア開発またはプログラム作成業務② 情報処理サービス業務 情報提供サービス業務④ ポータルサイト・サーバ運営業務⑤ アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務⑥ インターネット利用サポート業務 ② 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信業務 ⑧ その他①から⑦までに準ずる業務 |
| ITユーザ・ 為 | 一行 | 次の行為をいいます。 ① コンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、記名被保険者が他人のために開発、販売または提供するコンピュータシステム(注1)の所有、使用または管理を除きます。 ② ①のコンピュータシステム上におけるプログラムまたはデータの提供(注2)。ただし、プログラムまたはデータ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。 (注1)他人のために開発、販売または提供するコンピュー |
| | | タシステム 記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション、ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。 (注2) 提供 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。 |
| 公的機関 | | サイバー攻撃 の被害の届出、インシデント情報の受付等を 行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。 |
| 公表等の措 | 置 | 次のいずれかをいいます。 ① <u>公的機関</u> に対する <u>被保険者</u> による届出または報告等(公的機関所定の様式および方法による届出または報告等に限ります。) ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③ <u>被害者</u> に対する詫び状の送付 ④ <u>公的機関</u> からの通報 |
| 個人情報 | | 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(個人識別符号 ^(注) を除きます。)により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。 ② 個人識別符号が含まれるもの |

個人情報

(注)個人識別符号

次のものをいいます。以下個人情報の定義において 同様とします。

- ア. マイナンバー
- イ. 運転免許証番号
- ウ. 旅券番号
- 工. 基礎年金番号
- オ. 保険証番号
- カ. ア. からオ. までに規定するもののほか、個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に 規定する個人識別符号

国家関与型サイバー攻撃

国家によって、または国家の指示もしくは管理のもとで実施される(注) サイバー攻撃をいいます。

(注)国家によって、または国家の指示もしくは管理のも とで実施される

当会社は、客観的かつ合理的な証拠に基づき判断するものとし、その証拠には、次のものを含みます。

- ① 次のいずれかの者の声明、発表、見解等
 - ア. <u>被害国家</u>または他の国家
 - イ. 国際連合、北大西洋条約機構等の広く認知 されている国際機関
 - ウ. 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター、Forum of Incident Response and Security Teams (FIRST) 等のインシデント対応機関
- ② サイバーセキュリティ業等の専門団体または組織によって出された、同業界における共通または主要な声明、発表、見解等

<u>コンピュータシ</u> ステム

情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる不正な行為または犯罪行為をいい、次の行為を含みます。

- ① 正当な使用権限を有さない者による<u>コンピュータシス</u> テムへの不正アクセス
- ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または 誤作動を意図的に引き起こす行為
- ③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。)
- ④ <u>コンピュータシステム</u>で管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

サイバー・情報 漏えい事故

次のいずれかに該当するものをいいます。

① 被保険者が業務として遂行するITユーザー行為またはIT業務に起因して生じた以下のもの。ただし、情報漏えいまたはそのおそれおよび他人の身体の障害または対めの損害を除きます。

ア. 他人の事業の休止または阻害

サイバー・情報 漏えい事故

- イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまた はコンピュータ・プログラムの消失または破損であっ て、有体物の損壊等を伴わずに発生するもの
- ウ. ア.およびイ.以外の不測の事由による他人の損失の発生 日本国内における次の事由に起因して生じる情報漏え
- - ア. 被保険者による施設の所有、使用または管理 イ. 被保険者による業務の遂行
- ③ 被保険者の日本国内における業務に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するもの

<u>重要インフラ</u> サービス

国民生活および経済活動の継続に不可欠なサービスをいい、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に規定する重要社会基盤事業者が提供するサービスを含みます。

情報漏えい

個人情報または法人情報が他者(注)に知られたことをいい、知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。ただし、保険契約者または第4条(被保険者)①、③もしくは④の者が意図的に情報を他者に知らせる行為を除きます。

(注)他者

次のいずれにも該当しない者をいいます。以下<u>情報</u>漏えいの定義において同様とします。

- ア. 保険契約者
- イ. 被保険者
- ウ. ア. またはイ. の者によって情報の使用または管理を認められた事業者
- エ. ア. またはウ. の者の使用人

<u>セキュリティト</u> ラブル

次のものをいいます。ただし、③は、**セキュリティトラブル 対応費用・訴訟対応費用**の定義(1)⑦イ.もしくはカ.または ⑧の費用についてのみ、セキュリティトラブルに含まれるものとします。

- サイバー・情報漏えい事故
- ② <u>サイバー・情報漏えい事故</u>の定義中の①または②を引き起こすおそれのある**サイバー攻撃**(注1)
- ③ ②のおそれ
- ④ クレジットカード(註2)番号またはクレジットカード有効期限、暗証番号もしくはセキュリティコードがそのクレジットカードの所有者以外の者に知られたこと(註3)。ただし、保険契約者または第4条(被保険者)①、③もしくは④の者が意図的に他者に知らせる行為を除きます。

(注1) サイバー攻撃

記名被保険者が使用または管理するコンピュータ システムに対するサイバー攻撃に限ります。

(注2) クレジットカード

記名被保険者以外の者が所有するものに限ります。 以下、この特約において同様とします。

(注3) クレジットカード(注2)番号またはクレジットカード有効期限、暗証番号もしくはセキュリティコードがそのクレジットカードの所有者以外の者に知られたこと知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

<u>セキュリティト</u> <u>ラブル対応費</u> 用・訴訟対応 費用

次の費用のうち、その額および使途が社会通念上妥当であるものをいいます。 ただし、当会社の同意を得て支出するものに限ります。

- (1) 被保険者がセキュリティトラブル等に対応するための次の費用。ただし、⑫に規定する費用を除き、セキュリティトラブル等に対応するために直接必要なものに限ります。なお、他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とし、かつ、被保険者がセキュリティトラブル等を最初に発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間に生じたものに限ります。
 - ① 新聞・テレビ・雑誌等のマスメディアを通じて<u>セキュ</u> <u>リティトラブル</u>に関する説明または謝罪を行うための 費用(注1)
 - ② **記名被保険者**が**セキュリティトラブル**に関して他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
 - ③ **セキュリティトラブル**に対応するための通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、③に規定するものを除きます。
 - ④ <u>セキュリティトラブル</u>に対応するための<u>記名被保険</u> 者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
 - ⑤ **セキュリティトラブル**に対応するための**記名被保険 者**の役員または使用人の交通費または宿泊費
 - ⑥ <u>セキュリティトラブル</u>の被害者に対して謝罪のため に支出する次の費用。ただし、情報漏えいまたはその おそれの被害にあった被害者に対して支出する費用 については、公表等の措置によりその情報漏えいまた はそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合 に支出するものに限ります。

ア.見舞金

- イ.金券の購入費用。ただし、保険契約者または<u>被保</u> <u>険者</u>が販売・提供する商品またはサービスに関連す る金券を除きます。
- ウ. 見舞品の購入費用。ただし、保険契約者または<u>被保険者</u>が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。
- ⑦ セキュリティトラブル等発生時の次の費用
 - ア. <u>セキュリティトラブル</u>の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用
 - イ. <u>サイバー攻撃(注2)</u>のおそれが発見されたことにより、<u>サイバー攻撃</u>の有無を判断するために支出する費用。ただし、<u>サイバー攻撃</u>が生じていた場合に限ります。
 - ウ. **セキュリティトラブル等**に関して支出する弁護士報酬(注3)(雇用契約の対価または定期的な顧問料等として支払われる報酬を除きます。)
 - エ. **セキュリティトラブル等**発生時の対策または再発 防止策に関するコンサルティング費用(iis)
 - オ. <u>風評被害トラブル</u>の拡大を防止するための費用。 ただし、ウ.およびエ.の費用を除きます。
 - カ. <u>サイバー攻撃</u>またはそのおそれが発見されたこと により、<u>コンピュータシステム</u>の遮断対応を外部委 託した場合に支出する費用。ただし、<u>サイバー攻</u> 撃が生じていた場合に限ります。

<u>セキュリティト</u> ラブル対応費 用・訴訟対応 費用

- 8 <u>サイバー攻撃</u>のおそれが外部通報(は4)によって発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する外部機関への調査依頼費用(は5)。ただし、サイバー攻撃が生じていた場合を除きます。
- ⑨ セキュリティトラブルにより消失、破壊、改ざん等の 損害を受けた、記名被保険者が使用または管理する データ、ソフトウェア、プログラムまたはウェブサイトの 復元、修復、再製作または再取得にかかる費用。な お、セキュリティトラブルを発生させた不正行為者に対 して支払う金銭等を含みません。
- ⑩ セキュリティトラブルにより記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(itho)が発生した場合に要した次の費用。なお、セキュリティトラブルを発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。
 - ア. <u>コンピュータシステム</u>のうち、サーバ、コンピュータ および端末装置等の周辺機器(註7)ならびにこれら と同一の敷地内に所在する通信用回線および配線 にかかる修理費用または再稼働するための点検・ 調整費用もしくは試運転費用
 - イ. 損傷した<u>コンピュータシステム</u>の代替として一時的 に使用する代替物の賃借費用 (注8) ならびに代替と して一時的に使用する仮設物の設置費用 (注9) およ び撤去費用
- ① **セキュリティトラブル**発生時にその再発を防止する ために支出する、**記名被保険者**が使用または管理する**コンピュータシステム**のセキュリティ強化費用をいい、再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。ただし、⑦に規定する費用を除きます。
- ② **セキュリティトラブル**に起因して**記名被保険者**に対する公的調査が開始された場合に、その公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用
 - ア. 弁護士報酬 (雇用契約の対価または定期的な顧問料等として支払われる報酬を除きます。)
 - イ. 通信費
 - ウ. <u>記名被保険者</u>の役員または使用人の交通費また は宿泊費
 - エ. コンサルティング費用
- (3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用
- (4) サイバー・情報漏えい事故が他人の身体の障害または財物の損壊等である場合において、その他人の身体 の障害または財物の損壊等について被保険者が支払 う見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用
- (注1) **セキュリティトラブル**に関する説明または謝罪を行 うための費用 説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用
- (注2) サイバー攻撃

を含みます。

記名被保険者が使用または管理するコンピュータ システムに対するサイバー攻撃に限ります。以下、こ の定義において同様とします。

セキュリティト (注3) 弁護士報酬・コンサルティング費用 ラブル対応費 個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人 用・訴訟対応 情報保護委員会またはその他の行政機関に報告 費用 することを目的とするものを含みます。 (注4) 外部通報 次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するコン ピュータシステムのセキュリティの運用管理を 委託している会社等からの通報・報告 (注5)調査依頼費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、コ ンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場 合に支出する費用を含みます。 (注6)損傷 機能停止等の使用不能を含みます。以下、この定 義において同様とします。 (注7) サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 移動電話等の移動体通信端末機器、ノート型パ ソコン等の携帯式電子機器およびこれらの付属 品を除きます。 (注8) 一時的に使用する代替物の賃借費用 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき 一時金および復旧期間を超える期間に対応する 費用を除きます。 (注9) 仮設物の設置費用 付随する土地の賃借費用を含みます。 訴訟対応費用 (2) セキュリティト セキュリティトラブルおよび風評被害トラブルをいいます。 ラブル等 戦争等 次のいずれかに該当するものをいいます。 戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、 革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動 ② ①の過程または直接的な準備として行われる国家関 **与型サイバー攻撃** 被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼ す国家関与型サイバー攻撃 ア. 重要インフラサービスの利用、提供または維持 イ. 安全保障または防衛

訴訟対応費用

特別約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、被保 **険者がサイバー・情報漏えい事故**に起因する訴訟対応を行 うために直接要した次の費用をいいます。

- ① 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇 用費用
- 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿 泊費
- ③ 増設コピー機のリース費用
- 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行 う事故の再現実験費用
- 意見書・鑑定書の作成費用 (5)
- (6) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

| 単独補償 | 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 (注) が0円となる 場合をいいます。 |
|---------------------|--|
| | (注)支払限度額 身体財物共通の支払限度額とします。 |
| 被害国家 | 国家関与型サイバー攻撃 によって被害を受ける国家をいいます。 |
| 被害者 | セキュリティトラブル の被害を直接に受けた個人または法人をいいます。 |
| <u>風評被害トラブ</u> ル | セキュリティトラブル に関する他人のインターネット上での 投稿・書込みにより、 記名被保険者 の業務が妨害されるこ とまたはそのおそれをいい、 セキュリティトラブル が発生し ているかどうかを問いません。 |
| 法人情報 | 実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない 内部情報をいいます。 |

第2条(事故)

この特約において、事故とは、サイバー・情報漏えい事故(注)をいいます。

(注) サイバー・情報漏えい事故

施設または業務は、それぞれ保険証券記載の施設業務特約の<u>施設</u>または業務に限ります。

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、次の損害に対して保険金を支払います。

- (1) <u>普通約款</u>第3章基本条項第8条(保険責任のおよぶ地域)および特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、<u>事故</u>について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされる場合に限ります。
- (2) **普通約款**第3章基本条項第8条 (保険責任のおよぶ地域)、**特別約 款**第2条 (保険金を支払う場合) (2)および**特別約款**第5条 (損害の範囲) の規定にかかわらず、**被保険者**が次の費用を負担することによって 被る損害
 - ① <u>セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用</u>の定義(1)に規定する 費用。ただし、被保険者がセキュリティトラブル等を保険証券記載の 保険期間中に発見した場合に限ります。
 - ② セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用の定義(2)に規定する 費用。ただし、この特約において補償対象としている事故について、 被保険者に対して日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に ついて、被保険者が負担した費用に限ります。
- (3) 特別約款第5条(損害の範囲)②から④までに規定する費用のうち、 事故に起因して生じる費用((2)で支払われる費用を除きます。)を負担 することによって被る損害。ただし、事故に起因する損害賠償請求が保 険証券記載の保険期間中に日本国内において被保険者に対してなされ る場合に限ります。この場合において、特別約款第5条②の争訟費用の 規定中「訴訟対応費用」とあるのを「サイバー・情報漏えい事故補償特 約第1条(用語の定義)に規定する訴訟対応費用」と読み替えて適用し ます。
- (4) 当会社は、第1条 (用語の定義) 「<u>サイバー・情報漏えい事故</u>」③に規定する<u>事故</u>については、日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。
- (5) この特約においては、追加特約第19条 (サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)(2)の規定を適用しません。

第4条(被保険者)

この特約において、被保険者とは、特別約款第3条(被保険者)の規定

にかかわらず、次の者をいいます。ただし、②から⑤までの者は、①の者が 行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれるものとします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の使用人
- ③ 記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(注)
- ④ **記名被保険者**が法人以外の社団その他の事業者または任意団体である場合は、その構成員
- ⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その配偶者および同居の親族

(注)執行機関

理事、取締役その他の法人の業務を執行する機関をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および特別 約款第8条(損害賠償請求ベース)(3)に規定する損害のほか、直接であ るか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。ただし、②および③の規定は被保険者ごとに個 別に適用します。
 - ① 戦争等
 - ② **被保険者**によって、または**被保険者**の了解もしくは同意に基づいて 行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
 - ③ 次の行為
 - ア. <u>被保険者</u>が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為 (注1)
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら行われた行為(注1)
 - ④ 履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因によるものを除きます。ア. 火災、破裂または爆発
 - 急激かつ不測の事由による記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
 - ⑤ 他人の身体の障害。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
 - ⑥ 他人の<u>財物</u>の<u>損壊等</u>。ただし、次の事由によるものを除きます。 ア. **サイバー攻撃**
 - イ. 被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、 盗取または詐取に起因して発生した情報漏えいまたはそのおそれ
 - ⑦ 株価の変動
 - ⑧ 株主代表訴訟または住民訴訟に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 電子マネーまたは仮想通貨の損**壊等**(注2)
 - ⑩ **業務**の結果^(注3)を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の**財物**の不具合。ただし、第1条 (用語の定義)「**サイバー・情報漏えい事故**」③に規定する事故については、この規定を適用しません。
 - ① 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の<u>損壊</u>または 機能障害
 - ② コンピュータシステムを構成する機器・設備、ソフトウェアまたはプログラムの耐用年数を超えた使用
 - ③ 被保険者の支払不能または破産
 - ④ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に 起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. **記名被保険者**が使用または管理する**コンピュータシステム**において提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによって生じた著作権の侵害
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われた サイバー攻撃により生じた情報漏えいまたはそのおそれに起因 する知的財産権の侵害
 - ⑤ 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、 遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャー の供給停止または障害

- (野 記名被保険者が資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に 規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者で ある場合は、次の事由。ただし、第3条(保険金を支払う場合)(2)に 規定する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号、記号その他の符号の不正な操作または 移動
 - イ. 不正な為替取引または資金移動
- ① **被保険者**の資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に規定 する暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- (注1) 認識していた行為・認識しながら行われた行為 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注2)電子マネーまたは仮想通貨の<u>損壊等</u> 磁気的または光学的に記録されたデータの滅失、破損、紛失、盗 取または詐取であって、有体物の<u>損壊等</u>を伴わずに発生するもの をいいます。
- (注3) **業務**の結果

仕事が終了(注4)し、または放棄された後のものをいいます。

(注4)終了

仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

- (2) 当会社は、**事故**のうち、**ITユーザー行為**に起因するものについては、 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対 しては、保険金を支払いません。ただし、**情報漏えい**もしくはそのおそれ または**サイバー攻撃**に起因する他人の**身体の障害**もしくは**財物**の損壊 等に起因するものを除きます。
 - 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまた はプログラムの瑕疵
 - ② **被保険者**が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・ 文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
 - ③ 人格権·宣伝侵害事故 (注)
- (注) 人格権:宣伝侵害事故

追加特約第2条 (人格権・宣伝侵害事故) (1)の規定による定義に従います。ただし、人格権侵害の定義は「被保険者によって行われた他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。」と読み替えます。

- (3) 当会社は、<u>事故</u>のうち、<u>IT業務</u>の遂行に起因するものについては、 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対 しては、保険金を支払いません。ただし、<u>情報漏えい</u>もしくはそのおそれ または<u>サイバー攻撃</u>に起因する他人の<u>身体の障害</u>もしくは<u>財物</u>の損壊 等に起因するものを除きます。
 - ① 販売分析、販売予測または財産分析の過誤
 - ② 第1条 (用語の定義) の<u>IT業務</u>の定義①の<u>業務</u>について、その <u>業務</u>の結果の引渡し(注1)前に、または、引渡し後1か月を経過する 時までに、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損 害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた 場合(注2)は、その損害
 - ③ 人格権·宣伝侵害事故(注3)
 - (4) 賭博 (注4) に関する業務の阻害または停止
 - ⑤ **記名被保険者**以外の事業者の信用き損、信頼の失墜、ブランドイメージの低下または風評被害
 - ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)に違反する行為またはそのおそれのある行為

(注1) 引渡し

試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。以下(3)において同様とします。

(注2) 認識していた場合

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

- (注3) 人格権・宣伝侵害事故 追加特約第2条 (人格権・宣伝侵害事故) (1)の規定による定義に 従います。ただし、人格権侵害の定義は「被保険者によって行わ れた他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいい ます。」と読み替えます。
- (注4) 賭博

偶然の勝敗により財物や財産上の利益の得喪を争う行為をいい、競馬、競輪、競艇、オートレース、パチンコおよびスロットを含みます。

- (4) 当会社は、**事放**のうち、**情報漏えい**またはそのおそれについては、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動
 - ② 被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが<u>情報</u> 漏えいにあたるとしてなされた請求
 - 5) 当会社は、<u>事故</u>のうち、他人の<u>身体の障害</u>または<u>財物</u>の<u>損壊等</u>について、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 施設・業務事故に起因する次の損害
 - ア. 施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合)(1)(⑥を除きます。)および(2)に規定する損害。ただし、同条(1)②ア. およびウ. の規定は、次の事由に起因する事故については適用しません。
 - ア)被保険者が業務の遂行のために使用または管理している 財物の損壊等
 - (イ) 施設業務特約第1章施設業務事故第3条 (作業場内専用車による事故) に規定する作業場内専用車による事故
 - イ. 追加特約第8条 (工事に関する特則) (2)に規定する損害
 - ② 生産物・完成作業事故に起因する次の損害
 - ア、生産物特約第2条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害。 ただし、同条(2)③または④に規定する<u>財物</u>の損壊またはその使 用不能^(注1)について賠償責任を負担することによって被る損害を 除きます。
 - イ. 追加特約第8条 (工事に関する特則)(2)に規定する損害
 - ③ **保管財物事故**について、**被保険者**がその**財物**に関する正当な権利 を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る次の損害
 - ア. 保管財物特約第1章保管財物事故第3条 (保険金を支払わない場合) (1)に規定する<u>財物の損壊等</u>によって生じた損害。ただし、同条(1)⑥の規定は、第4条 (被保険者) ①から⑤までに掲げる者の<u>財物の損壊等</u>を除いて、<u>被保険者</u>ごとに個別に適用します。
 - イ. 保管財物特約第1章保管財物事故第3条(保険金を支払わない場合)(2)に規定する損害。ただし、同条(2)③の規定は、第4条(被保険者)①から⑤までに掲げる者の財物の損壊等を除いて、被保険者ごとに個別に適用します。
 - ④ **借用不動産事故**について、**被保険者**がその**貸主**または管理委託者 に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の うち、保管財物特約第2章借用不動産事故第1節借用不動産賠償事 故補償条項第6条(保険金を支払わない場合)に規定する損害
 - ⑤ 借用不動産事故について、記名被保険者が借用不動産修理費用を 負担することによって被る損害(被保険者がその借用不動産の損壊 等について貸主または管理委託者に対して法律上の損害賠償責任を

負担する場合を除きます。)のうち、保管財物特約第2章借用不動産 事故第2節借用不動産修理費用補償条項第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害

- ⑥ 管理自動車事故または保管財物事故(註2)について、被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、管理自動車特約第3条(保険金を支払わない場合)に規定する損害。ただし、同条③および④の規定は被保険者ごとに個別に適用します。
- ① **運送貨物事放**について、**被保険者**が<u>荷</u>主または元請運送人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(註3)のうち、運送貨物特約第3条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害。ただし、同条⑭の規定は、第4条 (被保険者) ①から⑤までに掲げる者の<u>財物</u>の損<u>壊等</u>を除いて、<u>被保険者</u>ごとに個別に適用しませ
- ⑧ 従業員所有自動車事故(註4)について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- (注1) <u>財物の損壊</u>またはその<u>使用不能</u> <u>財物</u>の一部の欠陥によるその<u>財物</u>の他の部分の<u>損壊</u>または<u>使用</u> 不能を含みます。
- (注2) 保管財物事故

保管財物は、管理自動車を管理する被保険者が、業務の遂行に付随して受託している自動車および原動機付自転車以外の保管財物をいい、他人から被保険者に支給された資材もしくは材料または設置、移設もしくは組立作業の目的物であって、他人が所有している財物を含みます。

(注3) 損害

輸送用具から荷受人への引き渡しがタンク等への注入によって行われる**貨物**については、**貨物**の輸送用具から荷受人への引き渡しが、その**貨物**の保管場所として不適当なタンク等への注入により行われたことによって生じた、その**貨物**の混油・汚染による損害を含みます。ただし、そのタンク等の中に既に存在していた物または荷受人の施設に関し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

- (注4) 従業員所有自動車事故 追加特約第18条 (従業員所有自動車による企業賠償事故) (1)の 規定における定義に従います。
- (6) 当会社は、**業務**の追完もしくは再履行または回収等の措置のために 要する費用 (注) に対しては、**被保険者**が支出したかどうかにかかわらず、 保険金を支払いません。
- (注) **業務**の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用 追完または再履行のために提供する**財物**または役務の価格を含み ます。
- (7) 当会社は、**被保険者**が支出したかまたは法律上の損害賠償金として 負担したかどうかにかかわらず、罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲 罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するものに対しては、 保険金を支払いません。
- (8) 当会社は、この保険契約が**単独補償**となる場合は、この保険契約において、次の損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 特別約款第5条(損害の範囲)②から⑦までに規定する費用を負担することによって被る損害。ただし、第3条(保険金を支払う場合)(3)に規定する損害を除きます。
 - ② 追加特約第16条 (LPガス事業者に関する特則) (9)に規定する損害

第6条(損害の範囲)

この特約において、特別約款第5条(損害の範囲)の損害のうち、当会社が保険金を支払うのは、同条①から④までに規定するものに限ります。ただし、同条②から④に規定する損害については、第3条(保険金を支払

う場合)(3)に規定する損害に限ります。

第7条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、第3条 (保険金を支払う場合) (1)に規定する損害については、特別約款第6条 (支払保険金の計算) (1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の事故について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約 (注) 第1条 (支払限度額に関する特則) に規定する支払限度額を限度とします。

(注) サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約

この特約が付帯される契約に付帯される次のいずれかの特約をいいます。以下、この条において同様とします。

- ① サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(500万円型)
- ② サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(1000万円型)
- ③ サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(5000万円型)
- ④ サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(1億円型)
- ⑤ サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(3億円型)
- (2) 当会社は、第3条(保険金を支払う場合)(2)に規定する損害については、1回のセキュリティトラブル等について、セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用に定義する費用ごとに次の式により算出される額に対して、保険金を支払います。

損害の額(注) × 縮小支払割合 = 保険金の額

ただし、次の費用については、それぞれ次の支払限度額を限度とし、1 回のセキュリティトラブル等について、かつ、保険証券記載の保険期間 中にこの項の規定により当会社が支払う保険金の合計額は、1億円また はサイバー・情報漏えい事故支払限度額特約第1条(支払限度額に関す る特則)に規定する支払限度額のいずれか低い額を限度とします。

| 費用 | 支払限度額 |
|--|---|
| ① セキュリティトラブル対応費用・訴訟 対応費用の定義(1)⑥の費用 | ア. 被害者が個人の場合 1名につき1,000円 イ. 被害者が法人の場合 1法人につき10万円 ただし、ア. およびイ. の規定により当会社が支払う保険金の合計額は、3,000万円を限度とします。 |
| ② <u>セキュリティトラブル対応費用・訴訟</u> 対応費用の定義(1)⑨および⑩の費用 | 1回の セキュリティトラブル かつ 保険期間中につき、1,000万円 |
| ③ <u>セキュリティトラブル対応費用・訴訟</u> <u>対応費用</u> の定義(1)⑪の費用 | 1回の セキュリティトラブル かつ 保険期間中につき、1,000万円 |
| ④ セキュリティトラブル対応費用・訴訟 対応費用の定義(1)⑭の費用 | 身体の障害 に対しては <u>被害者</u> 1名につき10万円、 <u>財物の損壊</u> 等に対しては1回の <u>事故</u> につき 10万円 |

(注) 損害の額

他人から回収した金額があるときは、その金額を控除した額とします。

- (3) (2)の縮小支払割合は、第1条 (用語の定義) <u>セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用</u>の定義中(1)⑪の費用については90%とし、それ以外の費用については100%とします。
- (4) (1)および(2)の規定により当会社が支払う保険金の合計額は、(1)に規

定する支払限度額を限度とします。

(5) 第5条(保険金を支払わない場合)(5)①ア.(イ)に規定する作業場内専用車による事故について、作業場内専用車につき自賠責保険契約(注)が締結されるべき場合もしくは締結されている場合または自動車保険契約(責任共済契約を含みます。以下この項において同様とします。)が締結されている場合は、当会社は、普通約款第3章基本条項第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、損害の額が自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額を超過する額に対してのみ、保険金を支払います。

(注) 自賠責保険契約

自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) に基づく責任保険 契約または責任共済契約をいいます。以下この項において同様とし ます。

(6) 特別約款第7条 (1回の事故および事故発生時) の規定にかかわらず、同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の不正行為者もしくはそのグループによる一連のセキュリティトラブル等に対応するためのセキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用は、セキュリティトラブル等が発生した、もしくは発見された時・場所または被害者の数等にかかわらず、1回のセキュリティトラブル等が発見された時にすべてが発者によって最初にセキュリティトラブル等が発見された時にすべてが発見されたものとみなします。

第8条(読替規定)

(1) 第3条(保険金を支払う場合)(2)①の費用を負担することによって被 る損害については、**普通約款**第3章基本条項または付帯される特約の 規定のうち、次の箇所の規定は、それぞれ次のとおり読み替えて適用し ます。第3条(2)②の費用を負担することによって被る損害については、 特別約款第8条(損害賠償請求ベース)(8)の規定を準用します。

| 箇所 | 読替え前 | 読替え後 |
|--|---------|---|
| 曹通約款第3章基本条項第7条(保険責任の始期および終期)(3)および第18条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(5) | 生じた事故 | <u>被保険者</u> により発見 された セキュリティト ラブル 等 |
| 保険料分割払特約第4条(分割保険料領収前の事故)および第5条(分割保険料不払により保険金を支払わない場合等) | | |
| 初回保険料の払込みに関する特約第 4条 (初回保険料領収前の事故) (1) | | |
| 普通約款 第3章基本条項第9条 (告知義務) (3)③ | 事故の発生前に | 被保険者 による セキュ リティトラブル等 の 発見前に |
| 普通約款 第3章基本条項第9条(5)、 第10条 (通知義務) (4)、(5)、(7)、第16 条 (重大事由による解除) (3)および第 18条(3) | 発生した事故 | <u>被保険者</u> により発見 された <u>セキュリティト</u> <u>ラブル等</u> |
| 普通約款 第3章基本条項第22条 (調査)(1)、第23条 (事故発生時の義務)、第27条 (保険金の請求)(5)および第28条 (保険金の支払時期)(1) | 事故 | セキュリティトラブル <u>等</u> |

| 初回保険料の払込みに関する特約第 4条(1)および(2) | | 領収前に <u>被保険者</u> に より発見された <u>セキュ</u> |
|---------------------------------|--------|--|
| | 含みます。) | <u>リティトラブル等</u> |
| 初回保険料の払込みに関する特約第 | 事故(その原 | 被保険者により発見 |
| 4条(3) | 因を含みま | された セキュリティト |
| | す。) | ラブル等 |

特別約款第8条(損害賠償請求ベース)(1)の規定中「日本国内におい て事故が発生し|とあるのを「事故が発生し|と読み替えます。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、

普通約款、

特別約款、

施設業務特約およびこれらに付帯される他の特 約の規定を準用します。

【9G】 サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(500万円型)

第1条(支払限度額に関する特則)

サイバー・情報漏えい事故補償特約第7条(支払保険金の計算)(1)に規定 する支払限度額は、500万円とします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、**普通約款、特別約款**、施設業務特約およびこれらに付帯される他の特 約の規定を準用します。

【9H】 サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(1000万円型)

第1条(支払限度額に関する特則)

サイバー・情報漏えい事故補償特約第7条 (支払保険金の計算)(1)に規 定する支払限度額は、1,000万円とします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ り、**普通約款、特別約款**、施設業務特約およびこれらに付帯される他の特 約の規定を準用します。

被害事故弁護士費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

| この特約におい | て、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 |
|----------|---|
| 用 語 | 定 義 |
| 財物損壊被害事故 | 記名被保険者が、他人の行為によって、施設または業務の遂行のために所有、使用または管理する財物の損壊 等の被害を受けることをいいます。 |
| 身体障害被害事故 | 特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに規定する者(注1)が、他人の行為によって、記名被保険者の業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に身体の障害の被害を受けることをいいます。ただし、次の身体の障害を含みません。 ① 日射、熱射または精神的衝動によるもの ② 症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないもの |
| | (注1) 特別約款 第3条(被保険者)(1)①から⑤までに 規定する者 追加特約第7条(公務員に関する特則)の規 定にかかわらず、 特別約款 第3条(被保険者) (1)②の使用人には公務員を含みます。以下同 様とします。 |

| 身体障害被害事故 賠償義務者 | (注2)医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像審 査等により認められる異常所見をいいます。 被害事故について法律上の損害賠償請求を受ける者 をいいます。 |
|-------------------|---|
| 被害事故 | 身体障害被害事故 または <u>財物損壊被害事故</u> をいいます。 |
| 被害者 | 特別約款第3条 (被保険者) (1)①から⑤までに規定する者のうち、被害事故にあった者をいいます。特別約款第3条(1)②から⑤までの者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被害者に含まれるものとします。 |
| 弁護士等 | 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 |
| 弁護士費用 | 被保険者が、あらかじめ当会社の同意を得て、 <u>賠償義務者</u> に対する法律上の損害賠償請求を委任した <u>弁護士</u> 等または裁判所もしくはあっせん・仲裁機関(注) に支払 う次の費用をいいます。 ① <u>弁護士等</u> への報酬 ② 訴訟費用 ② 仲裁、和解または調停に必要とした費用 |
| | (注)あっせん・仲裁機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまた は仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営 する機関をいいます。 |
| 法律相談 | 被害事故に係る法律上の損害賠償請求について <u>弁護</u> <u>土等</u> が法令に従い実施する相談業務をいいます。 |
| 法律相談費用 | 被保険者が、あらかじめ当会社の同意を得て、法律相 談の対価として弁護士等に支払う費用をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、<u>特別約款</u>第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、 保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する<u>被害事故(注)</u> について、<u>被保険者</u>が次に掲げる費用を負担することによって被る損害に 対して、保険金を支払います。
 - ① 賠償義務者に対して法律上の損害賠償請求を行う場合の弁護士費用
 - ② 法律相談を行う場合の法律相談費用

(注)被害事故

<u>施設</u>または<u>業務</u>は、それぞれ保険証券記載の<u>施設</u>または<u>業務</u>に限ります。

- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の<u>被害事故</u>は、発生の 時もしくは場所または<u>賠償義務者</u>の数にかかわらず、1回の<u>被害事故</u>と みなし、最初の<u>被害事故</u>が発生した時にすべての<u>被害事故</u>が発生したも のとみなします。
- (3) この特約においては、追加特約第19条 (サイバーインシデントに起因する損害に関する特則) (2)の規定を適用しません。

第3条(被保険者)

被保険者とは、特別約款第3条(被保険者)の規定にかかわらず、次に 掲げる者をいいます。

① 被害者

② ①に規定する者が個人である場合における、その者の法定相続人。ただし、①に規定する者が死亡した場合に限ります。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する 損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
 - ④ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(註1)
 - ア. 核燃料物質(注2)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
 - オ. ア. からエ. までのいずれかにより汚染された物 (注3)
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた<u>被害事故</u>またはこれらに伴 う秩序の混乱に基づいて生じた**被害事故**
 - ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等の国または公共団体による公権力の行使
 - ⑦ 被害者に対する刑の執行
 - ⑧ 被害者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ⑨ 被害者が自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた被害事故
 - ⑩ 被害者の妊娠、出産、早産または流産
 - ① **被害者**が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは指定薬物 (注4)等の影響を受けているおそれがある状態で発生した**被害事故**
 - ② 液体、気体 (注5) または固体の排出、流出または溢出。ただし、不 測かつ突発的な事由による場合は、この規定は適用しません。
 - ③ <u>財物</u>の次のいずれかの事由に起因して生じたその<u>財物</u>自体についての<u>財物損壊被害事故</u>
 - ア. 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
 - イ. ボイラースケールの進行
 - ④ <u>財物</u>の欠陥に起因して生じたその<u>財物</u>自体についての<u>財物損壊被</u> <u>害事故</u>
 - (5) <u>記名被保険者</u>が違法に所有または占有する<u>財物</u>についての<u>財物損</u> 壊被害事故
 - ⑯ <u>被害者</u>が次の行為を受けたことによって生じた<u>身体障害被害事故</u> ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - 任薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または 授与の指示
 - ウ. 身体の整形
 - エ. はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復
 - オ. カイロプラクティック、整体その他これらに類似の行為
 - ⑰ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその 代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
 - (18) 外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性
 - 19 電磁波障害
 - 20 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由

- (注1) 有害な特性またはその作用 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (注2)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注3) 汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 指定薬物

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める 指定薬物をいいます。

(注5) 気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

- (2) 当会社は、特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに規定する 者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、<u>被保険者</u>が次のいずれかにかかわる<u>弁護士費用</u>または<u>法</u> <u>律相談費用</u>を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支 払いません。
 - ① 自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) 第16条に基づく 損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく 保険者に対する損害賠償額の支払の請求。ただし、<u>賠償義務者</u>に 対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定は適 用しません。
 - ② 社会通念上不当な損害賠償請求
 - ③ 日本国外において行われる損害賠償請求

第5条(支払保険金の計算)

当会社は、1回の**被害事故**について、次の算式によって算出した額に対して、保険金を支払います。ただし、1回の**被害事故**について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、100万円を限度とします。

<u>弁護士費用</u> および<u>法律</u> 相談費用 額 弁護士費用および法律相談 費用のうち、この保険契約に付帯される他の特勢の規定 により支払われるものがある 場合はその支払われる額

= 保険金の額

第6条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被害事故が発生した場合において、第 2条(保険金を支払う場合)の規定により被保険者が弁護士費用または 法律相談費用を支出しようとするときは、次の事項を被害事故発生の日 の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社 に通知し、あらかじめ当会社の同意を得なければなりません。
 - ① 被害事故が発生した日時、場所および被害の状況
 - ② 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - ③ その他当会社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が、過失がなく被害事故が発生したことを知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間に通知できなかった場合を除きます。

第7条(保険金の請求)

被保険者が、この特約の規定に従い、保険金の支払を請求する場合は、 **普通約款**第3章基本条項第27条(保険金の請求)(2)に規定する書類また は証拠に加え、次に規定する書類のうち、当会社が求めるものを当会社に 提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故報告書
- ② 法律相談を行った<u>弁護士等</u>による<u>法律相談</u>の日時、所要時間および 内容についての書類
- ③ **弁護士費用**または**法律相談費用**の内容を証明する書類

第8条(支払保険金の返還)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、**被保険者**に支払った保険金の返還を求めることができます。
 - ① <u>弁護士等</u>への委任の取消等により<u>被保険者</u>が支払った<u>弁護士費</u> 用または法律相談費用の返還を受けた場合
 - ② 被害事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決または和解に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合において、次のイ. の額がア. の額を超過するとき。
 - ア. 被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った 費用の全額
 - イ. 判決または和解で認定された<u>弁護士費用</u>の額と当会社が第2条 (保険金を支払う場合)の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次に規定するとおりとします。
 - ① (1)①の場合は、返還された<u>弁護士費用</u>または<u>法律相談費用</u>の金額 に相当する金額。ただし、第5条(支払保険金の計算)の規定により 支払われた保険金の額を限度とします。
 - ② (1)②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第5条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第9条(被保険者の協力)

- (1) **被保険者**は、当会社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況 に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(損害賠償請求の撤回等)

- (1) **被保険者**は、訴訟の取り下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(註)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われる損害の額(以下「損害の額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次に定める額を第2条の保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の 合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度と します。

(注) 他の保険契約等

第2条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第12条(読替規定)

当会社は、この特約においては、**普通約款**第3章基本条項第7条(保険 責任の始期および終期)(3)、第9条(告知義務)(3)、(5)、第10条(通知義 務)(4)、(5)、(7)、第16条(重大事由による解除)(3)、第18条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)、(5)および第28条(保険金の支払時期)(1)ならびに保険料の払込みに関する特約の規定中「事故」とあるのは「被害事故」と読み替えます。読み替えた後の普通約款における被害事故の定義は、この特約における定義によります。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通約款、特別約款およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

【9A】 クレーム等対応費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| この特約におい | て、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 | | | | | | |
|----------|---|--|--|--|--|--|--|
| 用 語 | 定義 | | | | | | |
| 営業継続費用 | 使用人(クレーム等対応事故が発生した時にその地位 | | | | | | |
| | にあった者に限ります。) が、 身体障害被害事故 を被 | | | | | | |
| | り、その直接の結果として、 <u>就業不能</u> となった場合に | | | | | | |
| | 記名被保険者 が負担した、次のいずれかに該当する費 | | | | | | |
| | 用をいいます。ただし、 就業不能期間 が30日以上であ | | | | | | |
| | る場合に限り、かつ <u>就業不能期間</u> 中に発生した費用で | | | | | | |
| | あって、その額および使途が社会通念上妥当と認めら | | | | | | |
| | れるものに限ります。 | | | | | | |
| | ① <u>被害者</u> の代替のための求人または採用等に関す る費用 | | | | | | |
| | ② 被害者から労役の提供を受けられないことに起 | | | | | | |
| | 因して生じた損失の拡大防止または軽減のため | | | | | | |
| | に支出した次のいずれかに該当する費用をいいま | | | | | | |
| | す。ただし、 <u>被害者</u> が <u>就業不能</u> であるか否かに | | | | | | |
| | かかわらず営業を継続するために支出した費用を | | | | | | |
| | 除きます。 | | | | | | |
| | ア. <u>被害者</u> の <u>業務</u> を代替する労役を得るために支 | | | | | | |
| | 出した外注費用等。または代替者のための職 | | | | | | |
| | 場環境整備のために支出した各種備品購入費 用等。ただし、①の費用を除きます。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ※務 を変更するために支出した職場環境整備 | | | | | | |
| | 費用等 | | | | | | |
| クレーム行為 | 暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、 | | | | | | |
| | 偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。 | | | | | | |
| クレーム等対応事 | 特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに規定す | | | | | | |
| 故 | る者(注)が、保険証券記載の <u>施設</u> または <u>業務</u> に関連し | | | | | | |
| | て次に掲げる被害を受けたことをいいます。 | | | | | | |
| | (1) クレーム行為。ただし、使用人からのクレーム行為 | | | | | | |
| | は含みません。 (2) 使用人の信用毀損等の行為 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | (注)特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに 規定する者 | | | | | | |
| | 成たする日 追加特約第7条(公務員に関する特則)の規定 | | | | | | |
| | にかかわらず、特別約款第3条(被保険者)(1) | | | | | | |
| | ②の使用人には公務員を含みます。以下同様と します。 | | | | | | |
| I | | | | | | | |

継続契約 次のいずれかに該当する保険契約をいいます。 (1) この特約を付帯した普通約款に基づく当会社との保 険契約(以下「クレーム等対応費用補償契約 | といいま す。)の保険期間の末日(注)を保険期間の開始日とし、記 名被保険者を同一とするクレーム等対応費用補償契約 (2) この特約第2条 (保険金を支払う場合) に規定する 損害に対して支払責任を有する保険契約(以下「ク レーム特約付帯契約 | といいます。) の保険期間の末 日注を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一 とするクレーム特約付帯契約 (注)保険期間の末日 クレーム等対応費用補償契約またはクレーム特約 付帯契約が末日前に解除されていた場合は、その 解除時をいいます。 財物損壊被害事故 クレーム等対応事故のうち、記名被保険者が、他人の行為 によって、施設または業務の遂行のために所有、使用また は管理する財物の損壊等の被害を受けるものをいいます。 業務にまったく従事していない状態をいいます。 就業不能 就業不能期間 就業不能となった日から連続して就業不能であった、就 業不能でなくなった日までの期間をいいます。 記名被保険者に使用され、かつ、記名被保険者により直 使用人 接であるか間接であるかにかかわらず、賃金(賃金、給 与、手当、賞与等の名称を問わず、労働の対価として受け るものをいいます。)を支払われる個人(パートタイム労 働者、短時間労働者、アルバイト、他の企業等への出向 者、他の企業等から受け入れをした労働者または派遣労 働者を含み、子会社または下請業者の使用人を含みませ ん。)をいい、過去にその地位にあった者(初年度契約 の保険期間の開始日より後に使用人であった者に限りま す。) を含みます。 なお、記名被保険者が法人である場合は、その執行機関 (理事、取締役その他の法人の業務を執行する機関を いいます。)を含みます。 使用人の信用毀損 使用人が記名被保険者に対して行った、威力、偽計、風 等の行為 説の流布およびこれらに類似の行為で、被害届が警察に 受理されたものをいいます。 使用人 (クレーム等対応事故が発生した時にその地位 使用人見舞費用 にあった者に限ります。) が、**身体障害被害事故**の被害 者となった場合に記名被保険者が支払う見舞金(香典 を含みます。) または見舞品の購入費用をいいます。ただ し、社会通念上妥当と認められるものに限ります。 初年度契約 継続契約以外のこの特約を付帯した契約をいいます。 身体障害被害事故 クレーム等対応事故のうち、特別約款第3条(被保険 者) (1)①から⑤までに規定する者が、**他人**の行為によっ て、記名被保険者の業務に従事している間(通勤途上を 含みます。) に**身体の障害**の被害を受けるものをいいま す。ただし、症状を訴えている場合であっても、それを裏

含みません。

付けるに足りる医学的他覚所見(注)のない身体の障害を

身体障害被害事故 (注) 医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像審 香等により認められる異常所見をいいます。 記名被保険者が、あらかじめ当会社の同意を得て、支払 信頼回復広告費用 う次の費用をいいます。 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で 広告するための費用 (2) クレーム等対応事故の直接の結果として落ち込ん だ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保 **険者**が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、ク レーム等対応事故の有無にかかわらず通常要する広 告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、(2)に規定する広告 官伝活動対策についての助言の対価としてのものに限 ります。 次のものをいいます。 セクシャルハラスメ (1) 次の①または②の行動または発言に服従させる ント こと。 ① 性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必 要なく身体にさわること、わいせつな図画を配布す ることその他類似の性的欲求に基づく行動または 相手が性的嫌悪感を抱くような行動(以下「性的な 行動 | といいます。) をとること。 ② 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情 報を意図的に流布することその他類似の性的欲求 に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くよう な発言(以下「性的な内容の発言」といいます。)を すること。 職務遂行を妨害する性的な行動をとることまたは性 的な内容の発言をすること。 (3) (2)を容認する就業環境を創出すること。 他人 被保険者以外の者をいいます。 賠償義務者 クレーム等対応事故について法律上の損害賠償請求を 受ける者をいいます。 被害者 **特別約款**第3条 (被保険者) (1)①から⑤までに規定す る者のうち、クレーム等対応事故に規定される被害を受 けた者をいいます。特別約款第3条(1)②から⑤までの者 は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被 害者に含まれるものとします。 弁護士等 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 被保険者が、あらかじめ当会社の同意を得て、賠償義務 弁護士費用 者に対する法律上の損害賠償請求等を委任した弁護士 等または裁判所もしくはあっせん・仲裁機関(注)に支払う 次の費用をいいます。 (1) 弁護士等への報酬 (2) 訴訟費用 仲裁、和解または調停に必要とした費用 (注)あっせん・仲裁機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんま

運営する機関をいいます。

たは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が

| 法律相談 | クレーム等対応事故に係る法律上の損害賠償請求等について <u>弁護士等</u> が法令に従い実施する相談 <u>業務</u> をいいます。 |
|--------|---|
| 法律相談費用 | 被保険者が、あらかじめ当会社の同意を得て、法律相談の対価として <u>弁護士等</u> に支払う費用をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、**特別約款**第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する<u>クレーム等対応事故</u>について、次に掲げる費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
 - ① <u>クレーム等対応事故</u>を解決するために、<u>被保険者</u>が負担する<u>弁護</u> 士費用
 - ② <u>クレーム等対応事故</u>を解決するために、<u>被保険者</u>が<u>法律相談</u>を行う場合の法律相談費用
 - ③ <u>クレーム等対応事故</u>により、<u>記名被保険者</u>が負担する<u>信頼回復広</u> 告費用
 - ④ 身体障害被害事故により、記名被保険者が負担する使用人見舞費用
 - ⑤ **身体障害被害事故**により、**記名被保険者**が負担する<u>営業継続費</u> <u>用</u>
- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連のクレーム等対応事故は、発生の時もしくは場所またはクレーム行為もしくは使用人の信用毀損等の行為を行った者の数にかかわらず、1回のクレーム等対応事故とみなし、最初のクレーム等対応事故が発生した時(クレーム行為または使用人の信用毀損等の行為がなされたと判断できる合理的な理由が発生した時とします。)にすべてのクレーム等対応事故が発生したものとみなします。
- (3) この特約においては、追加特約第19条 (サイバーインシデントに起因する損害に関する特則)(2)の規定を適用しません。

第3条(被保険者)

被保険者とは、特別約款第3条(被保険者)の規定にかかわらず、次に 掲げる者をいいます。

- ① 被害者
- ② ①に規定する者が個人である場合におけるその者の法定相続人。ただし、①に規定する者が死亡した場合に限ります。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する 損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(使用人の信用毀損等の行為により生じる 損害に対しては使用人を除きます。)の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または**暴動**
 - ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
 - ④ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(註1)
 - ア. 核燃料物質(注2)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - 工. 放射性同位元素
 - オ. ア. からエ. までのいずれかにより汚染された物 (注3)
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じたクレーム等対応事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じたクレーム等対応事故

- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等の国または公共団体による公権力の行使
- ⑦ 被害者に対する刑の執行
- ⑧ 被害者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑨ 被害者の法令違反
- ⑩ 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき事由(注4)
- ① 被害者が自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた身体障害 被害事故または財物損壊被害事故
- ② 被害者の妊娠、出産、早産または流産
- (3) 被害者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは指定薬物(キキラ) 等の影響を受けているおそれがある状態で発生したクレーム等対応事故
- ④ 液体、気体 (注6) または固体の排出、流出または溢出。ただし、不測かつ突発的な事由による場合は、この規定は適用しません。
- ⑤ <u>財物</u>の次のいずれかの事由に起因して生じたその<u>財物</u>自体につい ての**財物損壊被害事故**
 - ア. 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象 イ. ボイラースケールの進行
- ⑤ 財物の欠陥に起因して生じたその財物自体についての財物損壊被 害事故
- ⑰ <u>記名被保険者</u>が違法に所有または占有する<u>財物</u>についての<u>財物損</u>壊被害事故
- (B) 被害者が次の行為を受けたことによって生じた**身体障害被害事故** ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - 佐薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または 授与の指示
 - ウ. 身体の整形
 - エ. はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復
 - オ. カイロプラクティック、整体その他これらに類似の行為
- ⑤ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその 代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
- ⑩ 外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性
- ② 電磁波障害
- ② 騒音、振動、悪臭その他これらに類する事由によるクレーム行為
- (注1) 有害な特性またはその作用 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (注2) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
- (注3) 汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき事由 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき、損害賠償金、 権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措 置費用またはこれらに類する損害の原因となる事由をいいます。
- (注5) 指定薬物 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定 薬物をいいます。
- (注6) 気体 煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (2) 当会社は、特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑤までに規定する者

(使用人の信用毀損等の行為により生じる損害に対しては使用人を除き ます。) が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、被保険者が次のいずれかにかかわる弁護士費用または法律相談 費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 自動車捐害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) 第16条に基づく捐 害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者 に対する損害賠償額の支払の請求。ただし、賠償義務者に対する法律 上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定は適用しません。
 - ② 社会通念上不当な損害賠償請求
 - ③ 日本国外において行われる損害賠償請求
- 当会社は、記名被保険者が負担した営業継続費用について、被害者で ある使用人と記名被保険者との間に締結されていた雇用、委任等の契約 関係が消滅した日以降に生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条(支払保険金の計算)

を負担すること

による損害

第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定により、当会社が支払う保険金

| 和2末 (体険並を文仏)物目/(1)の成定により、ヨ玄性が文仏)体険並 | | | | | |
|---|---|----|---|-----|-----------|
| の額は損害の種類に応じて下表のとおりとします。 | | | | | |
| 損害の種類 | 支払保険金の計算 | | | | |
| 弁護士費用 および 法律相談費 阻を負担することによる損害 | 当会社は、1回のクレーム等対応事故について、次の算式によって算出される金額を支払います。ただし、1回のクレーム等対応事故について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、100万円を限度と | | | | |
| | します。 | | | | |
| | <u>弁護士費用</u> および <u>法律</u> 相談費用の 額 | _ | 弁護士費用および法律相談 費用のうち、この保険契約に 付帯される他の特約の規定 により支払われるものがある 場合はその支払われる額 | = | 保険金 の額 |
| 信頼回復広告 | 当会社は、1回 | ョの | クレーム等対応事故について | 、次 | の算式に |
| 費用および使 | | | 金額を支払います。ただし、1 | | |
| 用人見舞費用 | 等対応事故に | 2 | き10万円を限度とし、保険証刻 | 条記 | 載の保険 |
| を負担すること | 期間中に当会 | 社; | が支払う保険金の合計額につ | いいて | て、20万円 |
| による損害 | を限度とします | 0 | | | |
| | 信頼回復広 告費用およ び使用人見 舞費用の額 | _ | 信頼回復広告費用および使用人見舞費用のうち、この保険契約に付帯される他の特約の規定により支払われるものがある場合はその支払われる額 | | 保険金の額 |
| 営業継続費用 | 当会社は、1回 | 回の | クレーム等対応事故について | 、次 | の算式に |

万円を限度とします。

よって算出される金額を支払います。ただし、1回のクレーム

等対応事故について、かつ、保険証券記載の保険期間中に 当会社が支払う保険金の合計額について、50万円を限度とし ます。なお、第1条(用語の定義)の営業継続費用の定義中、 ②の費用については1回のクレーム等対応事故について、10 営業継続費用 を負担すること による損害

<u>営業継続費</u> 用の額 営業継続費用のうち、この保険契約に付帯される他の特約の規定により支払われるものがある場合はその支払われる

保険金 の額

第6条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、クレーム等対応事故が発生した場合において、第2条(保険金を支払う場合)に掲げる費用を被保険者が支出しようとするときは、次の事項をクレーム等対応事故発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知し、あらかじめ当会社の同意を得なければなりません。
 - ① クレーム等対応事故が発生した日時、場所および被害の状況
 - ② その他当会社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が、過失がなくクレーム等対応事故が発生したことを知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間に通知できなかった場合を除きます。

第7条(保険金の請求)

被保険者が、この特約の規定に従い、保険金の支払を請求する場合は、 **普通約款**第3章基本条項第27条(保険金の請求)(2)に規定する書類また は証拠に加え、次に規定する書類のうち、当会社が求めるものを当会社に 提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故報告書
- ② 法律相談を行った弁護士等による法律相談の日時、所要時間および 内容についての書類
- ③ 弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類
- ④ 信頼回復広告費用の内容を証明する書類
- ⑤ 使用人見舞費用の記名被保険者の支出および使用人の受領を証明する 資料
- ⑥ 営業継続費用の内容を証明する書類
- ⑦ 使用人の就業不能期間が30日以上であることを証明する書類
- ⑧ 使用人の身体に障害が生じていることを示す診断書

第8条(支払保険金の返還)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、**被保険者**に支払った保険金の返還を求めることができます。
 - ① <u>弁護士等</u>への委任の取消等により<u>被保険者</u>が支払った<u>弁護士費用</u> または法律相談費用の返還を受けた場合
 - ② **クレーム等対応事故**に関して**被保険者**が提起した訴訟の判決また は和解に基づき、**被保険者**が<u>賠償義務者</u>からその訴訟に関する<u>弁護</u> 土費用の支払を受けた場合において、次のイ. の額がア. の額を超過 するとき。
 - ア. 被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った 費用の全額
 - イ. 判決または和解で認定された<u>弁護士費用</u>の額と当会社が第2条 (保険金を支払う場合)の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次に規定するとおりとします。
 - ① (1)①の場合は、返還された<u>弁護士費用</u>または<u>法律相談費用</u>の金額 に相当する金額。ただし、第5条(支払保険金の計算)の規定により 支払われた保険金の額を限度とします。

② (1)②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第5条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第9条(被保険者の協力)

- (1) 被保険者は、当会社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況 に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(損害賠償請求の撤回等)

- (1) **被保険者**は、訴訟の取り下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が第2条(保険金を支払う場合)の規定により支払われる損害の額(以下「損害の額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次に定める額を第2条の保険金として支払います。

- ① <u>他の保険契約等</u>から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合 計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とし ます。

(注) 他の保険契約等

第2条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第12条(読替規定)

当会社は、この特約においては、<u>普通約款</u>第3章基本条項第7条(保険責任の始期および終期)(3)、第9条(告知義務)(3)、(5)、第10条(通知義務)(4)、(5)、(7)、第16条(重大事由による解除)(3)、第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)、(5)および第28条(保険金の支払時期)(1)ならびに保険料の払込みに関する特約の規定中「事故」とあるのは「クレーム等対応事故」と読み替えます。読み替えた後の<u>普通約款</u>におけるクレーム等対応事故</u>の定義は、この特約における定義によります。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通約款、特別約款およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

【8K】工事遅延損害補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|--------|---|
| 工事 | 機械・家具類の修理を含みます。 |
| 工事遅延事故 | 施設・業務事故を直接の原因として発生した <u>工事</u> の完成 遅延をいいます。 |
| 履行期日 | 記名被保険者が工事を完成させて、その目的物を発注者 に引き渡すべき期日であって、工事請負契約書に定められ た日をいいます。 |

第2条(事故)

この特約において、事故とは、工事遅延事故をいいます。

第3条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、特別約款第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する<u>事故</u>について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次のいずれにも該当する場合に限り、保険金を支払います。
 - ① <u>事故</u>の直接の原因となった<u>施設・業務事故</u>に対して、施設業務特約により保険金が支払われること。
 - ② 工事請負契約書において<u>工事</u>の<u>履行期日</u>が明確に定められている こと。
 - ③ 施設・業務事故の発生した日の翌日から起算して30日以内に<u>工事</u>の 履行期日が到来すること。
 - ④ <u>工事</u>の完成が、<u>施設・業務事故</u>を直接の原因として、<u>工事</u>の<u>履行期</u> 日の翌日から起算して6日間以上遅延すること。
- (2) <u>**工事**</u>がジョイント・ベンチャーである場合には、**被保険者**の負担すべき損害に限り、(1)の規定を適用します。
- (3) 特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)①の規定は、工事請負契約書の規定に基づいて損害賠償額の予定としての違約金を負担することによる損害には適用しません。

第4条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者および**被保険者**は、完成遅延の原因となった**施設・業務事 放**が発生したことを知った場合は、発注者に対して<u>履行期日</u>の延期を要請 しなければなりません。
- (2) 保険契約者または**被保険者**が正当な理由なく(1)の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(支払保険金の計算)

当会社は、第3条(保険金を支払う場合)に規定する損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算)(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額

次の①または②のいずれか低い額

- ① 保険証券記載の施設業務特約の支払限度額(注1)
- ② 1.000万円

免責金額

保険証券記載の施設業務特約の免責金額(注2)

- (注1)保険証券記載の施設業務特約の支払限度額 **身体の障害と財物**の<u>損壊等</u>に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。
- (注2)保険証券記載の施設業務特約の免責金額 身体の障害と財物の損壊等に適用される額が異なる場合はいずれ か高い額とします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、**普通約款、特別約款**、施設業務特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

施 設 業

Ⅱ. 生産物特約に関する補償関連特約

【8L】生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定義 |
|------------------|---|
| 生産物・仕事の目的 物自体 | 生産物特約第2条 (保険金を支払わない場合) (2)①または②に規定する財物をいいます。ただし、生産物特約またはこれに付帯された他の特約の規定により保険金支払いの対象となる場合 (注) に、その原因となった生産物・仕事の目的物自体に限ります。 |
| | (注)他の特約の規定により保険金支払いの対象となる場合 次の①から③までの特約の規定により保険金支払いの対象となる場合を除きます。 ① リコール事故補償特約 ② 財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約 ③ 業務過誤賠償責任補償特約 |
| | |

物自体損壊事故

生産物・仕事の目的 生産物・仕事の目的物自体の損壊およびその使用不能 をいいます。

第2条(事故)

この特約において、事故とは、生産物・仕事の目的物自体損壊事故をいいます。

第3条(保険金を支払う場合)

- 当会社は、生産物特約第2条(保険金を支払わない場合)(2)(1)および (1) ②の規定を適用しません。
- 当会社は、生産物特約第2条(保険金を支払わない場合)(3)の規定にかか わらず、特別約款第5条(損害の範囲)②から⑦までに規定する費用のほか、 保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する事故について、 被保険者が生産物・仕事の目的物自体を回収、検査、修理、交換、廃棄する ための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第4条(支払保険金の計算)

当会社は、事故に起因する第3条(保険金を支払う場合)の規定により 保険金を支払う損害については、特別約款第6条(支払保険金の計算) (1)の規定にかかわらず、1回の事故について、第3条(1)および(2)の規定に より保険金を支払う損害の合計額から次の免責金額を差し引いた額に対 して、保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、次の支払限度額を 限度とします。

| 支払限度額 | 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の生産物特約の <u>財物</u> の <u>損壊</u> の支払限度額 ② 1,000万円 |
|-------|--|
| 免責金額 | 保険証券記載の生産物特約の <u>財物</u> の <u>損壊</u> の免責金額 |

- この特約の規定により保険金を支払う事故と同一の原因または事由 に起因して生じた生産物・完成作業事故がある場合に、(1)および生産 物特約の規定により支払う保険金の合計額は、保険証券記載の生産 物特約の財物の損壊に適用される支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券記載の保険期間中に(1)および生産物特約の規定により支 払う保険金の合計額は、保険証券記載の生産物特約の財物の損壊に 適用される支払限度額を限度とします。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 **普通約款、特別約款**、生産物特約およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

【8N】リコール事故補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------------------|--|
| 異物混入 | 生産物が食品である場合に本来含有されるべきではないもの(注)が混入または付着することをいい、容器または包装の表示と内容物の相違を除きます。 |
| | (注)本来含有されるべきではないもの 食品および添加物を除きます。 |
| 異物混入脅迫 | 記名被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為をいいます。 |
| 回収決定 | 記名被保険者または回収等実施者が、生産物の回収 等の実施およびその時期、方法等を決定することをいいます。 |
| 回収生産物 | 回収等の対象となる <u>生産物</u> をいいます。 |
| 回収等 | 事故の発生または拡大の防止を目的とする回収、検査、 修理等の措置をいいます。 |
| 回収等実施者 | 生産物の回収等を実施する者(単)をいいます。 (注)生産物の回収等を実施する者 記名被保険者を除きます。 |
| 継続契約 | リコール特約付保険契約の保険証券記載の保険期間の末日(注)を保険期間の初日とするリコール特約付保険契約をいいます。 (注)保険期間の末日 その契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、その解除日とします。 |
| 欠陥 | 異物混入を含みます。 |
| <u>コンサルティング</u> 費用 | 事故に関する事実確認・調査を行うため、または回収 等の方法もしくは広告宣伝活動の方法を策定するため に実施されたコンサルティングの対価としての費用をい います。ただし、当会社の書面による同意を得て記名 被保険者が負担するものに限ります。 |
| 在庫品廃棄費用 | 回収生産物と同種の財物であって、記名被保険者または回収等実施者の占有を離れていないものに関する次のいずれかの費用をいいます。 ア. 廃棄するための費用 イ. 製造原価または仕入原価 |
| 事故 | 他人の <u>身体の障害</u> または <u>財物</u> (<u>生産物</u> 自体の <u>損壊</u> を除 きます。) の <u>損壊</u> をいいます。 |
| 初年度契約 | 継続契約以外の <u>リコール特約付保険契約</u> をいいます。 |

信頼回復広告費用 回収等の実施によって失われた記名被保険者または 回収等実施者の信頼を回復させることを直接の目的と して行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な 費用をいいます。ただし、回収等の実施の有無にかか わらず、通常要する費用を除きます。 生産物 記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、 かつ、被保険者の占有を離れた財物 (注1) またはそれを 原材料、部品(注2)、容器または包装として使用して製造 または加工された財物をいい、これに付随して提供さ れる景品を含みます。 (注1)財物 不動産を除きます。以下生産物の定義において 同様とします。 (注2)部品 添加物および資材を含みます。

代替品

回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。

<u>リコール特約付</u> 保険契約

リコール特約(生産物の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を補償する特約で、当会社との間で締結されたものをいいます。)が付帯された普通約款に基づく保険契約であって、この保険契約の記名被保険者を記名被保険者とするものをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、記名被保険者が生産物(注1)の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害(注2)に対して、保険金を支払います。ただし、回収等の実施は、事放を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。
 - ① **記名被保険者**または<u>回収等実施者</u>の行政庁に対する届出または報告等 (註3)
 - ② 記名被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(注4)
 - ③ 回収等の実施についての行政庁の命令

(注1) 生産物

保険証券記載の生産物特約の生産物に限ります。

(注2) 損害

生産物の回収等が回収等実施者によって実施され、かつ、記名被保 険者がこれによって生じた第8条(損害の範囲)(1)①から⑬までのいず れかの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合は、記名被保 険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害を含みます。

- (注3) 行政庁に対する届出または報告等 行政庁所定の様式および方法による届出または報告等に限り ます
- まり。 (注4) <u>**記名被保険者**</u>または<u>回収等実施者</u>が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジ オまたはこれらに準じる媒体による社告

回収生産物を使用または消費する者に対して、次の事項を周知させる効果があるもので、事前に当会社が認めたものに限ります。ただし、インターネットのみによるものを含みません。

- ア. その生産物の欠陥のおそれの存在
- イ. 欠陥のおそれに起因する事故の発生またはそのおそれ
- ウ. 回収等の実施

- (2) (1)の損害には、**記名被保険者**が、生産物に生じた次の事由に起因して 日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費 用を負担することによって被る損害を含みます。また、これらの事由が生じた生産物は、事故を発生させるおそれがあるものとみなします。
 - ① 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り
 - ② 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)により禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装の製造・販売等
 - ③ 次の表示事項について、食品表示法 (平成25年法律第70号) に基づく食品表示基準に従った表示がされていないこと。
 - ア. 名称
 - イ. 保存の方法
 - ウ. 添加物
 - エ. 食品関連事業者の氏名または名称および住所
 - オ. 製造所または加工所の所在地
 - カ. アレルゲン
 - キ. Lーフェニルアラニン化合物を含む旨
 - ク. 遺伝子組換え食品に関する事項
 - ケ. 乳児用規格適用食品である旨
 - コ.ア. からケ. までのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項
 - ④ 食品への**異物混入**またはそのおそれ ^(注)
- (注)食品への<u>異物混入</u>またはそのおそれ 異物混入脅迫を含みます。
- (3) この特約においては、特別約款第2条(保険金を支払う場合)の規定を 適用しません。
- (4) この特約においては、追加特約第19条(サイバーインシデントに起因する 損害に関する特則)(2)の規定を適用しません。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の<u>生産物の欠陥</u>に起因する<u>生産物</u>の回収等によって生じた 損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、<u>記名被保険者</u>が製造・ 販売等を行った<u>生産物</u>が、次の⑧から⑬までに掲げる<u>財物</u>の成分、原材料、 部品(津)、容器または包装として使用された場合は、この規定は適用しません。
 - ① 体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具
 - ② 体内移植用医療機械、器具および材料
 - ③ 臨床試験用医療用具および器具
 - ④ 医薬品
 - ⑤ 農薬、殺虫剤、殺菌剤または除草剤
 - ⑥ 化粧品
 - ⑦ 航空機
 - ⑧ 自動車、原動機付自転車または自転車
 - ⑨ 電池またはACアダプターまたは充電器
 - ① チャイルドシート
 - ① 血液製剤
 - (12) たばこまたは電子たばこ
 - (13) 武器
- (注)成分、原材料、部品

添加物および資材を含みます。

- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、**記名被保険者**(注1)またはこれらの者の法定代理人の

故意

- 記名被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他こ れらに類似の事変または暴動および労働争議
- ④ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ⑤ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等によ る放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(注2)
 - ア. 核燃料物質(注3)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
 - オ. ア. からエ. までのいずれかにより汚染された物(注4)
- (6) ③から(5)までの事由に随伴して生じた**事故**またはこれらに伴う秩序 の混乱に基づいて生じた事故
- **記名被保険者**と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があ る場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さ び、汗ぬれその他これらに類似の現象
- 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製 造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- 生産物の修理(注5)または代替品の欠陥のおそれ
- ① 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは 表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為

ア. 記名被保険者

- イ. ア. に規定する者が法人である場合は、その理事、取締役その他 法人の業務を執行する機関
- 生産物の効能・性能に関する不当な表示(注6)または虚偽の表示
- ⑤ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代 替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
- 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取

締役その他の法人の業務を執行する機関をいいます。

(注2) 有害な特性またはその作用 放射能汚染または放射線障害を含みます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。 (注4) 汚染された物

(注1) 保険契約者、記名被保険者

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 生産物の修理

生産物の回収等による修理を含みます。

- (注6) 生産物の効能・性能に関する不当な表示 実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。
- 保険証券記載の保険期間が開始した場合においても、保険証券記載 の保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契 約者または記名被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知っていたと き(注)または回収決定がなされたときは、当会社は、その回収等によって生 じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) そのおそれを知っていたとき

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条 (回収決定の通知義務)

- (1) 保険契約者または**記名被保険者**は、回収決定後(注)、次の事項を速やか に当会社に書面により通知しなければなりません。
 - ① 回収決定日
 - 回収等の開始予定日

- ③ 回収等の方法
- ④ 回収生産物の種類・型式等
- ⑤ 回収生産物の製造・販売等の数量
- ⑥ その他当会社が必要と認める事項

(注) 回収決定後

生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決 定を知った後とします。

(2) 保険契約者または**記名被保険者**が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険契約者または**記名被保険者**が、保険証券記載の保険 期間中に当会社に対して第4条(回収決定の通知義務)(1)に規定する通 知を行った場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、保険契約者または**記名被保険者**が次のいずれかの保険契約の保険期間の開始時(注1)よりも前に回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた場合(注2)は、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約が初年度契約である場合は、この保険契約
 - ② この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約

(注1) 保険期間の開始時

この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、「中途付帯における補償開始時」とします。

(注2) そのおそれが生じたことを知っていた場合 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条(約定支払限度期間)

この特約において、当会社が保険金を支払う第2条(保険金を支払う場合)の損害は、第4条(回収決定の通知義務)(1)に規定する通知が行われた日以降3年以内に記名被保険者が費用を負担することによって被る損害(注)に限ります。

(注) 損害

生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決 定日以降3年以内に回収等実施者に生じた費用について、記名被保 険者が法律上の損害賠償金を負担することによって被る損害とします。

第7条(1回の牛産物の回収等)

- (1) 同一の**欠陥**を原因として実施した一連の**生産物**の**回収等**は、実施の時または場所にかかわらず、**事故**のおそれも含めて1回の**生産物**の**回収等**とみなします。
- (2) 同一の者もしくは集団による脅迫行為もしくは加害行為による一連の 生産物の回収等または既に発生した脅迫行為もしくは加害行為の模倣と 当会社が判断する事由による一連の生産物の回収等は、実施の時または 場所にかかわらず、1回の生産物の回収等とみなします。

第8条(損害の範囲)

- (1) この特約において、当会社が保険金を支払うべき第2条(保険金を支払 う場合)の損害の範囲は、特別約款第5条(損害の範囲)の規定にかかわ らず、次に掲げるもののうち生産物の回収等 を実施するうえで必要かつ有 益な費用で、かつ、生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。
 - ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
 - ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(注1)
 - ③ 回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用
 - ④ 回収生産物の修理費用
 - ⑤ 代替品の製造原価または仕入原価

- ⑥ **回収生産物**と引換えに返還するその**生産物**の対価(注2)
- ⑦ 回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑧ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または 施設の賃借費用
- ⑨ **回収等**の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える 部分
- ⑩ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ① 回収生産物の廃棄費用
- ⑫ 信頼回復広告費用
- ① 在庫品廃棄費用
- (4) コンサルティング費用
- (注1)電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 次の費用を含みます。
 - ア. 文書の作成費および封筒代
 - イ. 記名被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用
- (注2) 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 記名被保険者または回収等実施者の利益を差し引いた後の金額と します。
- (2) (1)の費用には、次のものを含みません。
 - ① 事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ② 回収生産物その他の<u>財物</u>の使用が阻害されたことによって生じた法 律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ③ <u>回収等の欠陥</u>または技術の拙劣等により通常の<u>回収等</u>の費用以上に要した費用
 - ④ 正当な理由がなく、通常の回収等の費用以上に要した費用
 - ⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約 定によって通常の回収等の費用以上に要した費用
- (3) **生産物**と他の**財物**の**回収等**が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、(1) ①、②、③、⑨、⑩または⑫の費用は、**生産物**のみによって生じたものとみなします。

第9条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、特別約款第6条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、 1回の生産物の回収等につき、第8条(損害の範囲)(1)に規定する費用 ごとに次の式により算出される額に対して、保険金を支払います。

損害の額^(注1) | × | 縮小支払割合 | = | 保険金の額

ただし、1回の生産物の回収等について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、(3)の規定により支払う保険金の額を含めて、次の支払限度額を限度とします。この支払限度額は、この項の規定により算出される保険金の額に対して、生産物特約に適用される支払限度額とは別に適用されます。

支払限度額 次の①または②のいずれか低い額

- 保険証券記載の生産物特約の支払限度額(注2)
- ② 3.000万円

(注1) 損害の額

他人から回収した金額があるときは、その金額を控除した額とします。

(注2)保険証券記載の生産物特約の支払限度額 **身体の障害と財物**の<u>損壊</u>に適用される額が異なる場合はいずれか 高い額とします。

(2) (1)の縮小支払割合は、第8条 (損害の範囲) (1)⑬および⑭の費用 については100%とし、それ以外の費用については90%とします。

- (3) 第8条(損害の範囲)(1)⑫および⑬の費用について当会社が支払う保険金の額は、1回の生産物の回収等について、かつ、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、それぞれ1,000万円を限度とします。
- (4) この保険契約が継続契約の場合は、保険契約者または記名被保険 者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったとき(注1)は、当会社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。
 - ① この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額
 - ② <u>回収決定</u>の原因となった<u>事故</u>の発生またはそのおそれが生じたことを 知った時(注2)の**リコール特約付保険契約**の支払条件により算出された 保険金の支払責任額
- (注1) そのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったとき 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注2) そのおそれが生じたことを知った時 知ったと判断できる合理的な理由がある時を含みます。
- (5) 保険証券記載の保険期間の中途で補償を変更する場合において、保険 契約者または記名被保険者が回収決定の原因となった事故の発生または そのおそれが生じたことを変更の前に知ったときは、(4)の規定を準用します。

第10条(事故発生時の手続)

(1) **普通約款**第3章基本条項第23条(事故発生時の義務)の規定にかかわらず、この特約において、回収決定の原因となる事故の発生またはそのおそれを保険契約者または記名被保険者が知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

| 1 | 損害の発生および拡 大の防止 | 既に発生した <u>事故</u> に係る損害の発生および拡大 を防止するために必要な措置を講じること。また、 回収決定の原因となる事故のおそれが生じたこと を知った場合は、それに係る損害の発生および 拡大を防止するために必要な措置を講じること。 |
|-----|-------------------|--|
| 2 | 事故発生の通知 | 事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。 |
| 3 | <u>事故</u> 内容の通知 | 次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称ウ. 被害者の住所および氏名または名称エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容オ. 事故発生の原因となる生産物および、欠陥の内容ならびにその原因 |
| 4 | 他の保険契約等 知 | 他の保険契約等の有無および内容(注1)について、 遅滞なく、当会社に通知すること。 |
| (5) | 訴訟の通知 | 損害賠償の請求 ^(注2) についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合には、直ちに当会社に通知すること。 |
| 6 | 請求権の保全等 | 他人に損害賠償の請求をすることができる場合に は、その権利の保全または行使に必要な手続をす ること。 |
| 7 | 損害賠償責任承認の 事前承認 | あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。 |

| 8 | 警察署または行政庁 への届出 | 回収決定の原因となる脅迫行為または加害行為が 生じたことを知った場合は、その日より14日以内に その事実について警察署または行政庁に届出を行 うこと。 |
|---|-------------------|--|
| 9 | 調査の協力等 | ①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。 |

(注1) 他の保険契約等の有無および内容

既に**他の保険契約等**から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(注2) 損害賠償の請求

損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務 者相互間の求償を含みます。以下同様とします。

(2) 保険契約者または**記名被保険者**が、正当な理由がなく(1)の規定に違 反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の 額を差し引いて保険金を支払います。

| 1 | (1)① | 損害の発生または拡大を防止することができたと 認められる損害の額 |
|---|---------------------|---|
| 2 | (1)②から⑤までまた は⑧、⑨ | (1)②から⑤までまたは⑧もしくは⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額 |
| 3 | (1)⑥ | 他人に損害賠償の請求をすることによって取得す ることができたと認められる額 |
| 4 | (1)⑦ | 記名被保険者に法律上の損害賠償責任がないと 認められる額 |

(3) 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(1)③もしくは ⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠 を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が 被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、<u>普通約款</u>第3章基本条項第27条 (保険金の請求)(1)および<u>特別約款</u>第11条(普通約款との関係)(4)の規 定にかかわらず、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時 から発生し、「保険金請求権を行使できる時」 欄に規定する時からこれを 行使できるものとします。

| | 保険金請求権が 発生する時 | 保険金請求権を行使できる時 |
|---|-------------------------|---|
| 第2条(保険金を 支払う場合)(1)の 費用 | 第4条 (回収決定 以後、第2条(1)の | の通知義務)(1)の通知が行われた日 損害が発生した時 |
| 第2条(1) ^(注2) の法 律上の損害賠償 金 | 事故による損害が 発生した時 | 判決、調停もしくは裁判上の和解または記名被保険者と回収等実施者の間の書面による合意のいずれかによって記名被保険者の損害賠償責任の有無および第2条(1)(ほ2)の法律上の損害賠償金の額が確定した時 |

- (2) 保険金請求権は、(1)に規定する保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (3) **<u>普通約款</u>第3**章基本条項第27条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、**記名被保険者**が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 請求の内容が保険金を支払う場合に該当することを証明する書類(注1)

- ③ 損害見積書
- ④ **事故**の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類^(註2)
- ⑤ 記名被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または記名被保険者と被害者の間の示談書
- ⑥ **記名被保険者**が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ⑦ 記名被保険者が保険金の請求をすることについて回収等実施者の 承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑧ 当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ⑨ ①から⑧までのほか、当会社が普通約款第3章基本条項第28条(保険金の支払時期)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 請求の内容が保険金を支払う場合に該当することを証明する書類 記名被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請 負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。
- (注2) <u>事故</u>の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類 公の機関が発行する<u>事故</u>証明書、<u>記名被保険者の事故</u>報告書、<u>事故</u>現場の写真(画像データを含みます。)または図面、被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(註3)、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。
- (注3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第12条(読替規定)

(1) この特約において、**普通約款、特別約款**および保険料の払込みに関する特約は、それぞれ下表のとおり読み替えます。

| 箇所 | 読替え前 | 読替え後 |
|-------------------------------------|--|--|
| 普通約款、特別約款 および保険料の払込みに関する特約 | 事故 | 事故(注) |
| 曹通約款第3章基本条項 第28条 (保険金の支払時期) (1)① | 事故の原因、事故発生 の状況、損害または傷 害発生の有無および 被保険者に該当する 事実 | 事故(単)の原因、事故(単) 発生の状況、回収等の 実施の状況、損害また は損失発生の有無およ び記名被保険者に該 当する事実 |
| 普通約款 第3章基本条項 第30条 (先取特権) | 損害賠償請求権者 | 回収等実施者 |

(注) 事故

事故のおそれを含みます。事故またはそのおそれを知った時を、事故 の発生の時とみなします。

- (2) **普通約款**第3章基本条項第28条 (保険金の支払時期) (2)の末尾に、次の事項を追加します。
 - 「⑥ 回収生産物の構造・材質・機能等が複雑または特殊であり、修理費等の検証・確認を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合または1回の生産物の回収等においてその対象となる財物が多数かつ多種類となる場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日」

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通約款、特別約款およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

П

生

I.施設業務特約、II.生産物特約に関する補償関連特約

【8C】被害者治療費等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|------|---|
| 治療費用 | 治療等の原因となった <u>事故</u> の発生の日からその日を含めて1年以内に <u>被保険者</u> が負担した、次のいずれかに該当する費用をいいます。 ① 医師による治療およびこれに伴う移送、通院、転院、入院、退院、手術、レントゲン撮影、診断書の発行等に要した費用 ② 被害者が死亡した場合の葬祭費用 |
| 被害者 | 保険証券記載の保険期間中に生じた <u>事故</u> によって <u>身体</u> の障害を被った者をいいます。 |

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この保険契約に付帯される施設業務特約または生産物特約に規定する事故のうち、他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が被害者に対して当会社の同意を得て治療費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の保険金は、**被保険者**が**治療費用**を支払った**被害者**に対して法律上の損害賠償責任を負うことが分かったときは、法律上の損害賠償責任に対する保険金に充当されるものとします。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)および施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合)または生産物特約第2条(保険金を支払わない場合)(注1)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① **被保険者**または**被害者**の闘争行為または犯罪行為(注2)
- ② 治療費用を受け取るべき者(注3)の故意
- ③ 被保険者または被保険者と同居する親族が被った身体の障害
- (注1)施設業務特約第1章施設業務事故第2条(保険金を支払わない場合)または生産物特約第2条(保険金を支払わない場合)それぞれ施設業務特約または生産物特約に規定する事故である他人の身体の障害にのみ適用します。
- (注2) 犯罪行為

過失犯を除きます。

(注3) <u>治療費用</u>を受け取るべき者 <u>被害者</u>を含みます。

第4条(支払保険金の計算)

当会社は、第2条(保険金を支払う場合)に規定する治療費用を負担することによって被る損害については、1回の事故について、治療費用の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、被害者1名につき50万円を限度とし、かつ、1回の事故および保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額について、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額 次の①または②のいずれか低い額 ① 保険証券記載の<u>身体の障害</u>の支払限度額^(注1) ② 1,000万円

免責金額 保険証券記載の身体の障害の免責金額(注2)

- (注1)保険証券記載の**身体の障**害の支払限度額施設業務特約または生産物特約に規定する事故である他人の**身体**の障害について適用される、それぞれの特約の支払限度額のことをいいます。
- (注2) 保険証券記載の**身体の障害**の**免責金額** 施設業務特約または生産物特約に規定する**事故**である他人の**身** 体の障害について適用される、それぞれの特約の免責金額のことを いいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、**普通約款**、特別約款 およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

【8D】対物超過復旧費補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|----------|--|
| 再調達価額 | <u>損壊</u> または <u>損壊等</u> が生じた <u>財物</u> と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。 |
| 財物の火災保険等 | 財物を保険の対象として損害保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。 |
| 時価額 | 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた 減価額を差し引いて算出した額をいいます。 |
| 修理費 | 損壊または損壊等が生じた地および時において、財物を事放発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。財物を復旧できない場合で再調達するときまたは修理費が再調達価額を超過する場合は、再調達価額とします。 |
| 対物超過復旧費 | 修理費が財物の時価額を上回ると認められる場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用をいい、修理費から財物の時価額を差し引いた額≅とします。 |
| | (注) <u>修理費</u> から <u>財物</u> の <u>時価額</u> を差し引いた額 この保険契約により保険金の支払対象となる損 害の額は含みません。 |
| 被害者 | 被保険者に対して財物の損壊または損壊等について 法律上の損害賠償を請求することができる者をいいます。 |

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この保険契約に付帯される各特約の規定により、**被保険者**が<u>財物の損壊</u>または<u>損壊等</u>について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、当会社が保険金を支払う場合において、次のいずれにも該当するときは、被保険者が対物超過復旧費を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
 - ① 当会社が対物超過復旧費の発生を認めること。
 - ② 被害者が財物を再調達または修理すること(注)。

(注) 財物を再調達または修理すること

被害者が財物を再調達または修理し、被保険者が対物超過復旧費 を負担することについての双方の合意を、当会社に提出された書類に より確認できる場合を含みます。

(2) この特約においては、追加特約第19条 (サイバーインシデントに起因する 損害に関する特則)(2)の規定を適用しません。

第3条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、対物超過復旧費を負担することによって被る損害については、1回の事故について、次の算式によって算出した額に対して、免責金額を差し引かないで保険金を支払います。ただし、1回の事故について100万円を限度とします。

対物超過復旧費

被保険者が財物の時価額について負担する法律上の損害 賠償責任の額

保険金の額

財物の時価額

- (2) (1)に定める**対物超過復旧費**の限度額は、この保険契約に付帯される他の特約に規定する支払限度額には含みません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、**財物の火災保険等**によって損害保険金または 共済金が支払われる場合において、次の①の額が②の額を超過するとき は、当会社は、(1)に規定する保険金の額からその超過額を差し引きます。 この場合において、既に超過額について(1)に規定する保険金を支払って いたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - ① **財物の火災保険等**によって支払われる損害保険金または共済金の額。ただし、**財物の修理費**のうち、**財物**の所有者以外の者が負担すべき金額で<u>財物</u>の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより損害保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないで算出された保険金の額とします。
 - ② 財物の時価額

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払 うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは 共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われて いる場合には、当会社は、それぞれの保険契約または共済契約において、 他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険 金または共済金のうち、最も高い額からそれらの額の合計額を差し引いた 額に対してのみ保険金を支払います。

第5条(被害者への支払義務)

- (1) 被保険者は、この特約により受領した保険金の全額を、被害者に支払わなければなりません。
- (2) (1)の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち被害者に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、**普通約款、特別約款**およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

【8W】賠償事故の解決に関する特約

第1条(当会社による援助)

(1) 被保険者がこの保険契約に付帯される特別約款または特約の規定により法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上

の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(組2)について協力または援助を行います。

(注1) 事故

他人の身体の障害または<u>財物の損壊</u>もしくは<u>損壊等</u>を伴う<u>事故</u>(注3) に限るものとし、被保険者(注4)相互間の事故を除きます。

(注2) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。以下同様とします。

- (注3) 他人の**身体の障害**または<u>財物の損壊</u>もしくは<u>損壊等</u>を伴う<u>事故</u> 直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデント(注5)に起 因する事故を含みます。
- (注4)被保険者

特別約款第3条(被保険者)(1)①から⑥までに規定する者をいいます。

- (注5) サイバーインシデント 追加特約第19条(サイバーインシデントに起因する損害に関する特 則)(1)の規定による定義に従います。
- (2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者またはその代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第2条(当会社による解決)

- (1) 当会社は、被保険者が第1条(当会社による援助)(1)に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合または当会社が損害賠償請求権者から第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続を行います。
- (2) (1)の場合には、**被保険者**は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなくてはなりません。
- ③ 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、事故の種類ごとに適用される保険金の支払限度額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ **免責金額**がある場合は、1回の事故について、被保険者が負担する 法律上の損害賠償責任の額が免責金額を下回る場合
- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続は、日本国内に 所在する損害賠償請求権者またはその代理人に対してのみ、かつ、日本国 内においてのみ行います。

第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 第1条(当会社による援助)(1)に規定する<u>事故</u>によって<u>被保険者</u>の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、1回の**事故**について、損害 賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償 責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確 定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償 責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面によ る合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての<u>被保険者</u>について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) この特約において、損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をい います。

被保険者 が損害 賠償請求権者に 対して負担する 法律上の損害賠 償責任の額 次の①または②のいずれか高い額

- ① **被保険者**が損害賠償請求権 者に対して既に支払った損害賠 償金の額
- ② 免責金額

= 損害賠償額

ただし、当会社が支払う損害賠償額(注1)は、<u>事故</u>の種類ごとに適用される保険金の支払限度額(注2)を限度とします。

(注1)損害賠償額

同一事故について支払われる保険金がある場合は、損害賠償額と保険金との合計額とします。ただし、事故の種類ごとに適用される保険金の支払限度額が、保険証券記載の保険期間中に当会社が支払う保険金の合計額に対して適用される場合は、保険証券記載の保険期間中に事故の種類ごとに支払われる損害賠償額および保険金の合計額とします。(6)の「被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償額」とある箇所および第6条(仮払金および供託金の貸付け等)(1)において同様とします。

(注2) 支払限度額

損害賠償請求権者の人数にかかわらず増額されません。(6)および 第6条(1)において同様とします。

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が<u>被保険者</u>の保険金の請求 と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害 賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の 支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その 被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償額が、事故 の種類ごとに適用される保険金の支払限度額を超えると認められる時以 後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、 また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、 次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - (1) (2)の④に規定する事由があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が**被保険者**に対して、**事故**にかかわる損害賠償 の請求を行う場合において、いずれの**被保険者**またはその法定相続人 とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社に対する損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求 権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

第4条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 損害賠償額の支払の請求書
 - ② **被保険者**が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償 責任の額を示す示談書
 - ③ 次に掲げる事項に関する損害賠償額の支払の請求に関しては、それ ぞれ次の書類等

ア. 死亡

死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類 および戸籍謄本

イ. 後遺障害

後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を 示す書類

ウ. 傷害

診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す 書類

エ. 財物の損壊等

被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の 見積書(既に支払がなされた場合はその領収書とします。)および 被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)

- ④ その他当会社が**普通約款**第3章基本条項第28条(保険金の支払時期)(1)の規定(特約による読替後のものを含みます。)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (2) **普通約款**第3章基本条項第27条(保険金の請求)(3)から(6)までの規定は、損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情があり、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいない場合における損害賠償額の請求について準用します。この場合において、これらの規定中、次の箇所は、それぞれ次のとおり読み替えます。

| 11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11- | | | |
|---|----------------------------------|--|--|
| 箇所 | 読替え前 読替え後 | | |
| (3), (4) | 被保険者 | 損害賠償請求権者 | |
| (3), (4) | 保険金 | 損害賠償額 | |
| (5), (6) | 保険契約者、被保険者 または保険金を受け取 るべき者 | 損害賠償請求権者 | |
| (5), (6) | (2) | 賠償事故の解決に関する特約第4条(損害賠償 額の請求および支払)(1) | |

(3) **普通約款**第3章基本条項第28条(保険金の支払時期)(1)から(3)までの規定は、損害賠償額の支払について準用します。この場合において、これらの規定中、「保険金」とある箇所は「損害賠償額」に、「保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者」とある箇所は「損害賠償請求権者」に、それぞれ読み替えます。

第5条(損害賠償請求権の行使期限)

第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の<u>被保険者</u>に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第6条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第1条(当会社による援助)または第2条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。ただし、既に支払った損害賠償額がある場合は、その額を合算した額について、事故の種類ごとに適用される保険金の支払限度額を限度とします。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。以下同様とします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、 この保険契約に付帯された各特約の保険金の支払額の規定は、その貸 付金(注)または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 貸付金

利息を含みます。以下同様とします。

- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) **普通約款**第3章基本条項第27条(保険金の請求)および特別約款第 11条(普通約款との関係)(4)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通約款、特別約款</u>およびこれらに付帯される他の特約の規定を準用します。

【1Y】【6Y】初回保険料の払込みに関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|---------------|---|
| 指定口座 | 保険契約者の指定する口座をいいます。 |
| 初回保険料 | 次の保険料(暫定保険料を含みます。)をいいます。 ① 保険料を一時に払い込む場合は、保険料の全額 ② この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合は、第1回分割保険料 ③ 保険期間 が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料 |
| 初回保険料払込 期日 | 初回保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ① 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、初回保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ② 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日 |
| 提携金融機関 | 当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融 機関等をいい、当会社が保険料の収納業務を委託して いる機関の指定する金融機関等を含みます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ 初回保険料 を口座振替または当会社の定める口座振替以外の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の条件を満たしている場合に適用されます。

- (1) <u>初回保険料</u>を口座振替により払い込む場合は、次の条件をいずれも 満たしていること。
 - ① <u>指定口座</u>が、<u>提携金融機関に保険期間</u>の開始時までに設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および当会社の定める損害保険料口座振替

依頼手続が、保険期間の開始時までになされていること。

(2) **初回保険料**を口座振替以外の方法により払い込む場合は、この保険 契約の締結が、**保険期間**の開始時までになされていること。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1) **初回保険料**を口座振替により払い込む場合、**初回保険料**の払込みは、**初回保険料払込期日**に、**指定口座**から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1)の場合において、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者は、**初回保険料払込期日**の前日までに**初回保険料**相当額を**指定口座**に預け入れておかなければなりません。
- (4) **初回保険料払込期日**に**初回保険料**の払込みがない場合には、保険 契約者は、**初回保険料を初回保険料払込期日**の属する月の翌々月末日 までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

第4条(初回保険料領収前の事故)

- (1) 当会社は、保険契約者が**初回保険料払込期日**の属する月の翌々月 末日までに**初回保険料**を払い込んだ場合は、**初回保険料**領収前の事故 (その原因を含みます。)に対して、この特約が付帯された普通保険約款 およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故 の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保 (2) (1) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保 (3) (4) である。)に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回保険料が払い込まれたものとみなして、その事故(その原因を含みます。)に対して保険金を支払います。
- (4) (3)の確約に反して保険契約者が**初回保険料払込期日**までにその払 込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求す ることができます。

第5条(初回保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、**初回保険料払込期日**の属する月の翌々月末日までに、**初回保険料**の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面により その旨を通知します。この場合の解除は、**保険期間**の初日から将来に向 かってのみその効力を生じます。

第6条(初回保険料不払の場合の保険契約者による保険契約の解除の取扱い)

- (1) 保険契約者がこの保険契約を解除する場合(註)において、保険契約者が払い込むべき初回保険料が未払込であり、当会社が初回保険料を請求したときは、保険契約者は、初回保険料を払い込まなければなりません。
- (注) 保険契約者がこの保険契約を解除する場合 この特約が付帯された保険契約の普通保険約款に定められた、保険 契約者による保険契約の解除の規定に基づき、保険契約者がこの保 険契約を解除することをいいます。
 - (2) (1)の場合において、保険契約者が**初回保険料**の払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者による保険契約の解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) (2)の解除は、**保険期間**の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第7条(所得補償保険普通保険約款に付帯される場合の読替規定)

この特約が所得補償保険普通保険約款に付帯される場合は、第4条(初回保険料払込前の事故)に規定する「事故(その原因を含みます。)」を「就業不能、傷害または損害(その原因を含みます。)」と読み替えます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこれに付帯された特別約款および特約の規定を準用します。

【2M】クレジットカードによる保険料支払に関する特約(登録方式)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する 特約、初回保険料の払込みに関する特約、初回保険料の払込みに関する 特約(前月手続用)、長期保険保険料年払特約、追加保険料の払込みに関 する特約、訂正保険料の払込みに関する特約または保険契約を自動的に 継続する特約(以下「保険料払込特約」といいます。)の適用があり、かつ、 保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により、保険契約者が保険料(主)を支払うことを承認します。

(注) 保険料

この保険契約の保険料をいい、保険料を分割して払い込むことを承認する特約に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、初回保険料の払込みに関する特約に定める「初回保険料」、長期保険保険料年払特約に定める「年額保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」、訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに保険契約を自動的に継続する特約に定める「継続された保険契約の保険料」または「継続契約の保険料」を含みます。

第3条(クレジットカードによる保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。
- (2) 当会社は、この特約により保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)へ該当のクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) (2)の場合において、クレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- (4) (2)の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、適用しません。ただし、保険契約者がカード会社との間で締結した会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

当会社は、前条(4)の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

第5条(返還保険料の取扱い)

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

【V9】通信販売に関する特約(インターネット用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| こり行がにおいて、次の方面でうだめによってもにてもに次のと意味によりより。 | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| 用 語 | 定 義 | | |
| 契約意思の表示 | 保険契約申込みの意思を表示することをいいます。 | | |
| 情報処理機器等の 通信手段 | インターネットを含みます。 | | |
| 保険料 | 保険契約者がこの保険契約に基づいて当会社に払い込むべき金銭で、保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。 | | |

第2条(保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすることにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1)の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保 険契約引受けの可否を審査し、引受けを承認することにより、保険契約が成 立します。
- (3) 当会社は、申込みを受けた保険契約の保険料率、割引等の妥当性の確認を行うために、保険契約の申込みをしようとする者に対して、当会社所定の資料の提出を求めることがあります。
- (4) (3)の規定により当会社が資料の提出を求めた場合で、次のいずれかに該当するときは、(1)の保険契約の申込みがなされなかったものとみなします。
 - ① 資料の提出がなされないことにより、当会社所定の日までに、申込みを 受けた保険契約の保険料率、割引等の妥当性の確認ができないとき。
 - ② 保険契約の申込みをしようとする者より提出された資料では、当会社所 定の日までに、申込みを受けた保険契約の保険料率、割引等の妥当性の 確認ができないとき。

第3条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険期間の始期までに保険料を払い込まなければなりません。ただし、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合には、その規定に従って払い込むものとします。

第4条(当会社による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第3条(保険料の払込方法)に規定する保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条(この特約による当会社への通知方法)

保険契約者または被保険者が契約内容変更の通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第6条 (死亡保険金受取人の変更)

情報処理機器等の通信手段を媒介とする意思表示による申込みを行う

場合は、ゴルファー傷害補償特約第18条(死亡保険金受取人の変更)およびハンター傷害補償特約第18条(死亡保険金受取人の変更)の規定にかかわらず、この保険契約では、保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

第7条(賠償責任保険普通保険約款の読み替え)

この特約により、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(用語の定義)における告知事項の定義中「保険契約申込書の記載事項」とあるのを「保険契約者が当会社に契約意思の表示を行う際の申出事項」と読み替えます。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される特約の規定を進用します。

【94】保険契約の自動継続に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|-----------|--|
| インターネット画面 | 普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある場合、保険証券の記載事項として当会社がインターネット上の画面に掲示する事項をいいます。 |
| 継続証等 | 保険証券または保険契約継続証をいいます。 |
| 書面等 | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。 |

第2条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の属する月の前月10日までに、当会社または 保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保 険契約は、この保険契約の満了する日を保険期間の初日とする保険契約 (以下「継続契約」といいます。)により継続されるものとします。継続契約の 内容は、別段の規定がない限り、この保険契約の満了する日の内容と同一と します。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約において、当会社と保険契約者の間に保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある契約については、インターネット画面に表示します。

第3条(継続契約の保険期間)

継続契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一の期間とします。ただし、継続証等に自動継続終了年月日の記載がある場合は、継続契約の満了する日はその日を限度とします。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、継続証等に記載またはインターネット画面に表示された金額とします。
- (2) 継続契約の保険料の払込方法は、この保険契約と同一の払込方法または継続証等に記載もしくはインターネット画面に表示された払込方法とします。

第5条(継続契約に適用される制度、保険料率等)

(1) 当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続契約に対しては、 継続契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

| 1 | 普通保険約款および付帯される特約 |
|---|--------------------|
| 2 | 保険契約引受に関する制度、保険料率等 |

(2) (1)②の規定により適用された保険料率による保険料については、当会社は、保険契約者に対する書面等により通知するものとし、第2条(保険契約の継続)(1)に規定する期日までに保険契約者から別段の意思表示がない場合には、その保険料をもって継続契約の保険料とすることに同意したものとみなします。

第6条(継続契約に適用される特約)

- (1) この保険契約に付帯された他の特約が継続契約の保険期間において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は継続契約には適用しないものとします。
- (2) 継続契約の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が継続契約に自動的に適用され、または他の特約の適用条件によりその特約が継続契約に自動的に適用されない場合があります。

第7条(継続契約の評価額と保険金額-住宅安心保険およびすまいの保険に関する特則) この保険契約が住宅安心保険普通保険約款またはすまいの保険普通保 険約款が適用される保険契約である場合は、この条の各規定を適用します。

(1) 保険の対象が建物の場合において継続契約の評価額(油は、この保険契約の評価額を、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等にしたがって調整して算出した額とします。

(注) 評価額

住宅安心保険普通保険約款第10条 (保険の対象の評価) またはすまいの保険普通保険約款第5条 (保険金額) に規定する評価額をいいます。以下、本条において同様とします。

- (2) 当会社は、(1)の規定により算出した継続契約の評価額を、継続証等に記載するものとします。
 - 3) 継続契約の建物の保険金額は、適用される普通保険約款ごとに以下とします。
 - ① 住宅安心保険普通保険約款を適用する継続契約の場合は、継続契約の建物の保険金額は、継続証等記載の評価額に付保割合(主)を乗じて得た額により定めるものとします。

(注) 付保割合

評価額に対する保険金額の割合をいいます。ただし、住宅安心普通保険約款第24条 (保険の対象である建物の価額の増加または減少の通知)(2)の再評価をしていた場合は、再評価後の評価額に対する保険金額の割合をいいます。

- ② すまいの保険普通保険約款を適用する継続契約の場合は、継続契約の建物の保険金額は、継続証等記載の評価額により定めるものとします。
- (4) 継続契約の家財の保険金額は、この保険契約の満了する日の家財の保険金額と同一とします。

第8条(継続契約の保険金額-地震保険に関する特則)

この保険契約に地震保険普通保険約款が付帯されている場合は、同普通保険約款による保険契約(以下「地震保険」といいます。)については、この条の各規定を適用します。

(1) 継続契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。

この保険契約 の地震保険の 保険金額

× 継続契約の保険金額 この保険契約の保険金額 継続契約の = 地震保険の 保険金額

- (2) (1)の規定により算出した額の継続契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第2条(定義)第2項第4号に規定する最小割合を下回る場合は、継続契約の地震保険の保険金額は、継続契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。
- (3) (1)および(2)の規定により算出した継続契約の地震保険の保険金額が、

地震保険普通保険約款第5条(保険金の支払額)の限度額(以下「限度額」といいます。)を超える場合には、限度額を継続契約の地震保険の保険金額とします。

(4) 地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

第9条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第2条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書および継続証等に記載された告知事項(インターネット上の申込画面の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものを含みます。以下同様とします。)に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、告知事項の変更内容を当会社に告げなければなりません。
- (2) (1)の規定による告知については、この保険契約の付帯される普通保険約款の告知義務に関する規定を準用します。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

FP(ファイナンシャルプランナー)・士業相談サービス利用規約

第1条 (用語の定義)

本規約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語 | 定 義 |
|----------|--|
| サービス | 当社が「事業をおまもりする保険」の付帯サービスとして提供する「FP (ファイナンシャルプランナー)・士業相談サービス」をいい、以下「本サービス」といいます。 |
| サービス運営者 | 当社が本サービスの運営および提供を委託しているタ イムズコミュニケーション株式会社をいいます。 |
| サービス実施業者 | 提携FPおよび提携士業をいいます。 |
| 提携FP | サービス運営者が業務委託している、FPをいいます。 |
| 提携士業 | サービス運営者が業務委託している、専門士業(弁護士・税理士・社会保険労務士・司法書士・不動産鑑定士等)をいいます。 |
| 当社 | 日新火災海上保険株式会社をいいます。 |

第2条(目的等)

本規約は当社が提供する本サービスの利用条件等について定めます。サービス利用者が本サービスの提供を受けるにあたっては、本規約に同意するものとします。

第3条(サービス利用者)

- (1) サービス利用者の対象(以下「利用対象者」といいます)は、「事業をおまも りする保険」の次の者に限ります。
 - ① ご契約者(事業主)
 - ② ご契約者(事業主)の使用人
 - ③ ご契約者(事業主)が法人である場合は、その執行機関(注)
 - ④ ご契約者(事業主)が法人以外の社団その他の事業者または任意団体である場合は、その構成員

(注) 執行機関

理事、取締役その他の法人の業務を執行する機関をいいます。

- (2) (1)にかかわらず、サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
 - ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められる場合
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関 与をしていると認められる場合
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、 またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められる場合

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない 者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これら に準ずる者をいいます。

(3) 本サービスの提供後、サービス利用者が利用対象者ではないことが 判明した場合は、本サービスの提供に要した費用は、すべてサービス利用者の負担とします。

第4条(本サービスの対象期間)

(1) 本サービスの対象期間は、「事業をおまもりする保険」の保険期間(ご契約期間)と同一とします。なお、「事業をおまもりする保険」に係る保険契

約が解約(解除)等によって効力を失った場合は、解約(解除)日までを本サービスの対象期間とします。

(2) 当社は第5条(本サービスの申込方法および提供方法)に定める申込みをサービス利用者が行い、サービス運営者に受け付けされた日が(1)に定める本サービスの対象期間内である場合に本サービスを提供します。

第5条(本サービスの申込方法および提供方法)

本サービスの申込みは、専用フリーダイヤルを通じて行うものとします。本サービスの提供は、サービス運営者およびサービス実施業者より電話またはオンライン通話(通信環境等によってご利用できない場合があります。)にて提供します。

第6条(本サービスの内容および範囲)

(1) サービス利用者の企業経営に関する下記の範囲の相談について、提携 FPがアドバイスを行うものとします。また、サービス利用者の相談内容に応じ、 提携FPおよびサービス運営者が必要と判断し、かつ、サービス利用者が希 望する場合には、提携士業がアドバイスを行うものとします。なお、その提携士 業は、原則自らの氏名や所属組織等を名乗りません。

| 項目 | 主な事例 |
|---------------------|--|
| 損害保険、生命保険 | 損害保険・生命保険等のご相談 |
| 助成金、人事 | 労働・社会保険等に関するご相談 |
| 決算・確定申告、相 続、資産管理 | 確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い 等に関するご相談 |
| 雇用、契約 | 雇用条件、就業規則・雇用契約書等に関するご相談 |
| 登記、申請、認可 | 各種の許可・認可(許認可)を得るための申請書類 などのご相談 |
| 土地評価/相続 | 不動産の鑑定評価等に関するご相談 |
| その他 | 法務のご相談** ※ただし、サービス適用範囲は参考情報の提供に限 定されます。具体的な法律上の手続きや行為をす るものではありません。 |

- (2) 相談は本サービスの申込み日の翌営業日以降に実施し、1回の相談に対する提携士業への相談時間は30分までとします。なお、30分を超えた場合には、サービス利用者にご負担が発生することがあります。この場合、超過分の利用料をサービス利用者にご負担いただきます。
- (3) 保険証券記載の保険期間中に本サービスを利用できる回数は3回までとします。

第7条(本サービスが提供できない場合)

当社は、以下に該当する場合(そのおそれのある場合を含む)は、本サービスの提供を行いません。

- (1) 公序良俗に反する行為または法令に違反する行為に関する相談の場合
- (2) 第三者(当社を含む)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為のほか、迷惑行為を含む)に関する相談の場合
- (3) 相談結果をご契約者が事業主である企業以外(第三者)に提供するために、本サービスを利用する場合
- (4) 事業以外の相談に本サービスを利用する場合
- (5) 第3条(サービス利用者)によりサービス利用者が利用対象者でないことが 判明した、またはサービス利用者が利用対象者であることが確認できない場合
- (6) 当社、サービス運営者、サービス実施業者が不適切と判断した場合
- (7) サービス利用者と連絡が取れない場合
- (8) 過去に相談した内容と同一内容についての再相談の場合
- (9) 事件や紛争について具体的な法律上の手続きや行為に関する相談の 場合

(ii) 他の専門士業にて既に受任中の事案または係争中、調停中の事案に関する相談の場合

第8条(その他利用上の注意事項)

- (1) 本サービスのご利用は、サービス利用者ご自身の意思・責任に基づくものとします。
- (2) 本サービスは、法人で生じた事柄についての参考情報を提供するサービスであり、具体的に法律上の手続き行為を行うものではありません。
- (3) 申込み時間、相談内容、受付状況によっては、申込から予約完了までに時間を要することがあります。また、提携FPおよび提携士業の営業日により、年末年始など一部の日において本サービスをご利用いただけない日があります。これらによりサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当社、サービス運営者およびサービス実施業者は、一切賠償する責任を負いません。
- (4) サービス利用者の状況または相談内容により、相談の制限や停止を行う場合があります。これによりサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当社、サービス運営者およびサービス実施業者は、一切賠償する責任を負いません。
- (5) サービス利用者がサービス運営者やサービス実施業者に対して脅迫的 言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害 する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をする場合が あります。これによりサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当社、 サービス運営者およびサービス実施業者は、一切賠償する責任を負いま せん。
- (6) 本サービスでは、「事業をおまもりする保険」に関するご相談は受け付けません。具体的な保険金請求や保険商品に関しては、「事業をおまもりする保険サポートデスク」へご相談ください。

第9条(サービス利用者の個人情報の提供および利用への同意)

サービス利用者は、当社が本サービスを提供するため、サービス利用者に関する情報(住所、氏名、電話番号、証券番号、保険契約締結日、保険期間等)をサービス運営者に対して提供すること、本サービスの記録や利用状況等を当社とサービス運営者との間で相互に提供し利用すること、およびサービス運営者が本サービスの提供に必要な範囲でサービス実施業者にサービス利用者の個人情報および相談内容を提供することに同意するものとします。

第10条(本サービスの提供に伴う損害)

当社、サービス運営者およびサービス実施業者は、本サービスの提供に起因して損害等が発生した場合であっても、当社、サービス運営者およびサービス実施業者に故意または重大な過失がないかぎり、その損害等の賠償責任を負わないものとします。

第11条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項の全部または一部が無効または違法となった場合でも、その無効または違法は、いかなる意味においても本規約の他の条項ならびにその解釈および適用に何ら影響せず、これらの適法性および有効性を損なわず、またこれらを無効にするものではありません。

第 12 条 (本サービス提供の変更、中止、終了)

当社は、本サービスを終了もしくは中止またはサービス内容の変更を行うことがあります。これらによりサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当社、サービス運営者およびサービス実施業者は、一切賠償する責任を負いません。

第13条(合意管轄および準拠法)

- (1) 本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2024年1月1日: 制定·施行

各種ご連絡・お問合せ先

1. 事故のご連絡

日新火災事故受付センター

フリーダイヤル 0120-232-233

[受付時間: 24 時間・365 日]

2. ご契約内容に関するご質問やご相談等

事業をおまもりする保険サポートデスク フリーダイヤル 0120-302-789

[受付時間:9:00~18:00(平日)

9:00~17:00(土日祝)、年末年始除く]

3. FP・士業相談サービスのご案内

> FP・士業相談サービス受付窓口 フリーダイヤル **0120-21-4933**

[受付時間: 9:00~17:00 (土日祝および年末年始除く)]

4. お客さま相談窓口

フリーダイヤル **0120-17-2424**

[受付時間: 9:00~17:00 (平日)]

そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日 本指害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを 行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 [通話料]

[受付時間:9:15~17:00(十円祝および12/30~1/4除く)] 詳しくは、一般社団法人日本指害保険協会のホームページ をご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で"損害保険"のことならなんでもお気軽にご相談ください。 万一、事故にあわれた場合は、遅滞なく弊社(日新火災事故受付センター)ま でご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

弊社の連絡先はこちらから ▶

スマートフォン等をお持ちでない場合は

事業をおまもりする保険サポートデスク: フリーダイヤル 0120-302-789 [受付時間 9:00~18:00(平日)、9:00~17:00(土日祝)、年末年始除(] 日新火災ホームページ https://www.nisshinfire.co.jp/

回點數頁